

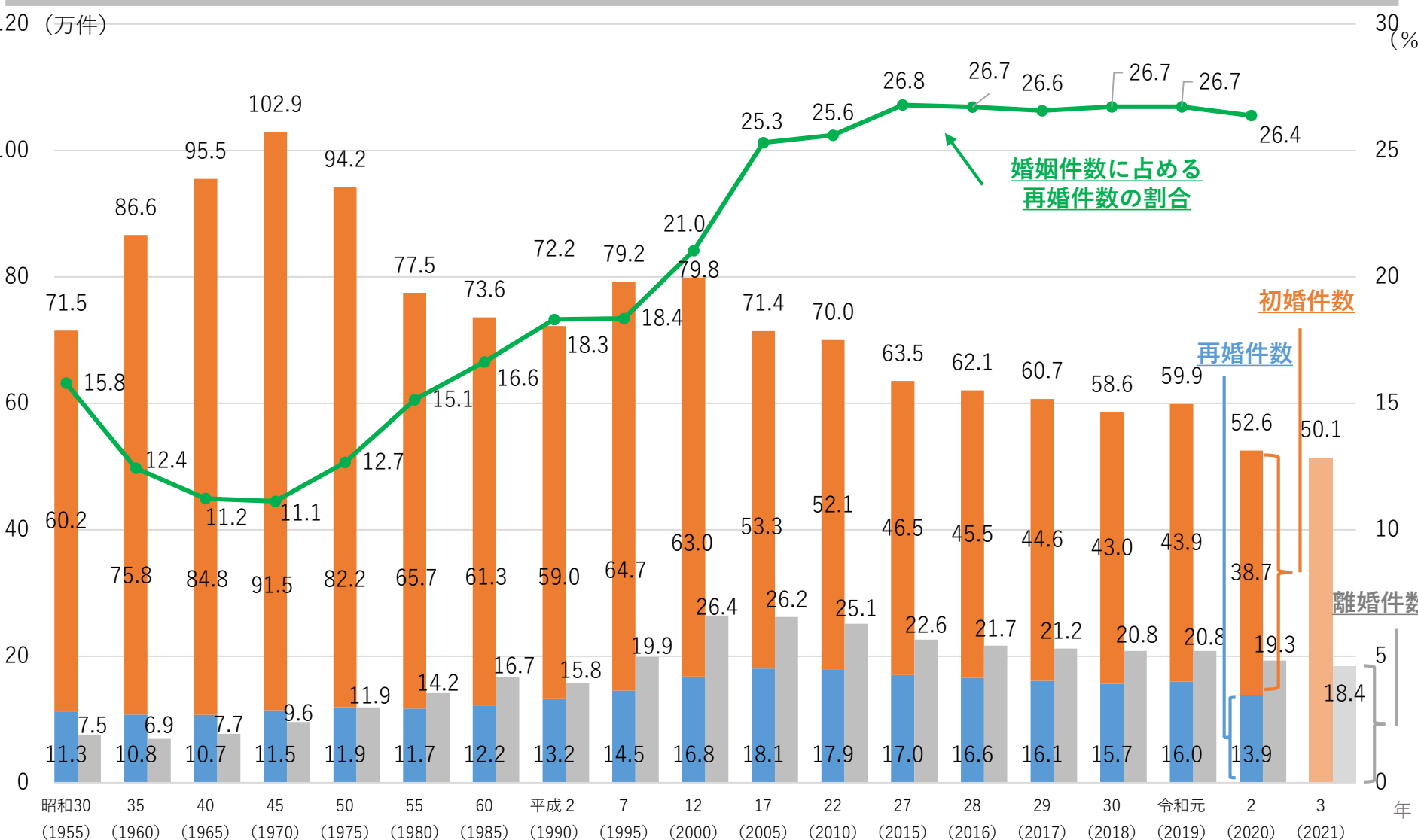
人生100年時代の結婚と家族に関する研究会 議論の整理データ集

令和4年7月
人生100年時代の結婚と家族に関する研究会

婚姻・離婚の動向①

図－１

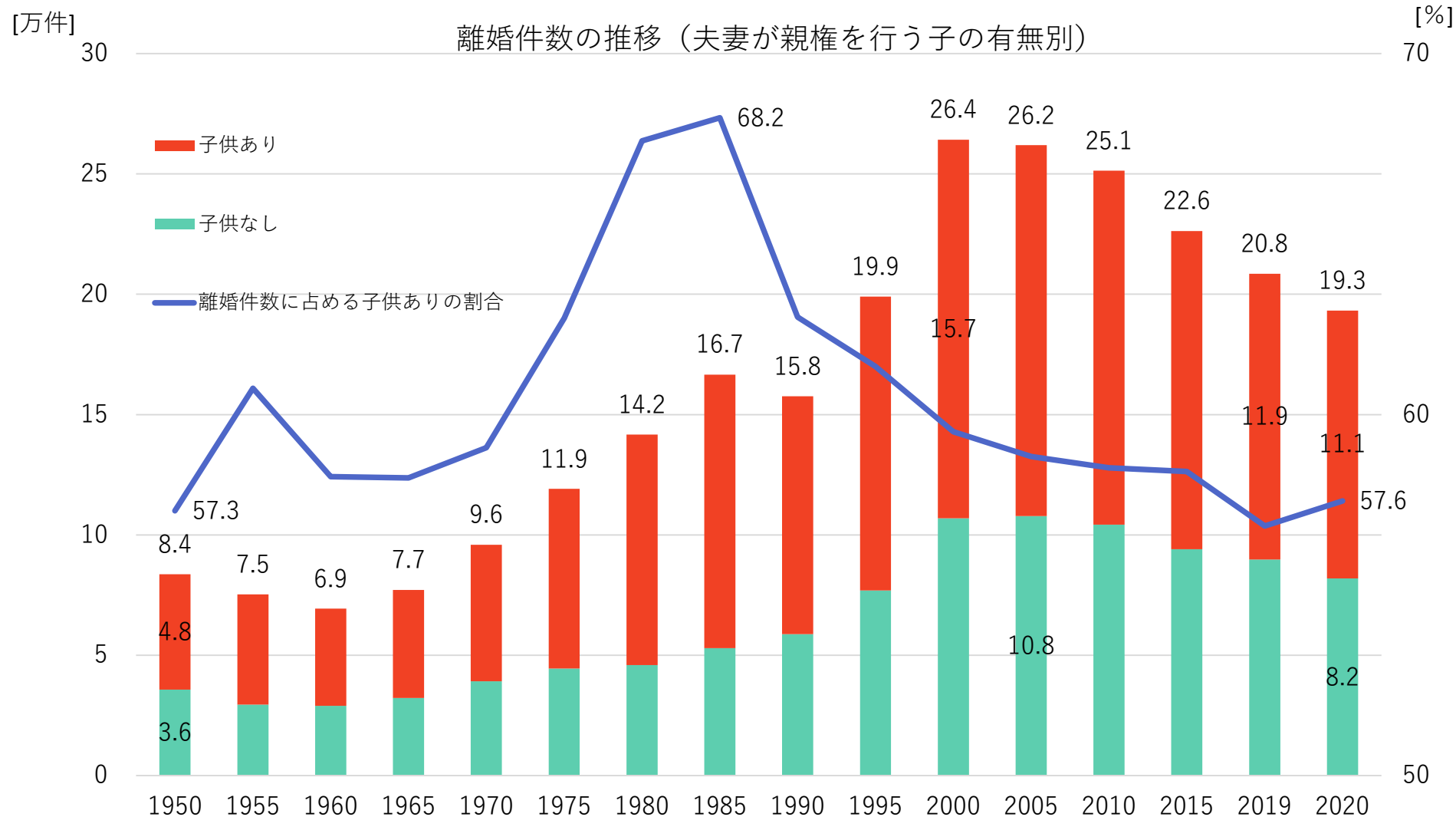
- ・ 離婚件数は、1960年代と比較して大幅に増加。
- ・ 全婚姻件数に占める再婚件数の割合は、1970年代以降、上昇傾向。
近年は、婚姻の約４件に１件が再婚となっている。



(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。
2. 令和3 (2021) 年の数値は、概数。令和3 (2021) 年の婚姻件数は、再婚件数と初婚件数の合計。

婚姻・離婚の動向②

- ・近年は減少傾向にあるものの、夫妻が親権を行う子がいる離婚件数は、2020年は約11万1千件で、全体の約6割となっている。

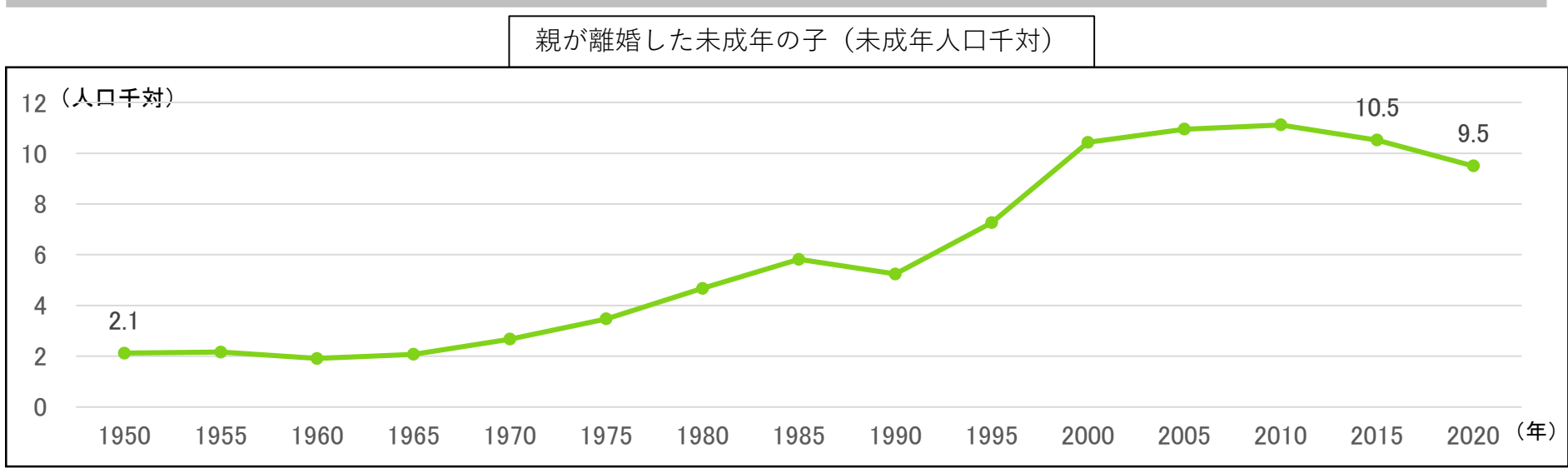


（備考）1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。

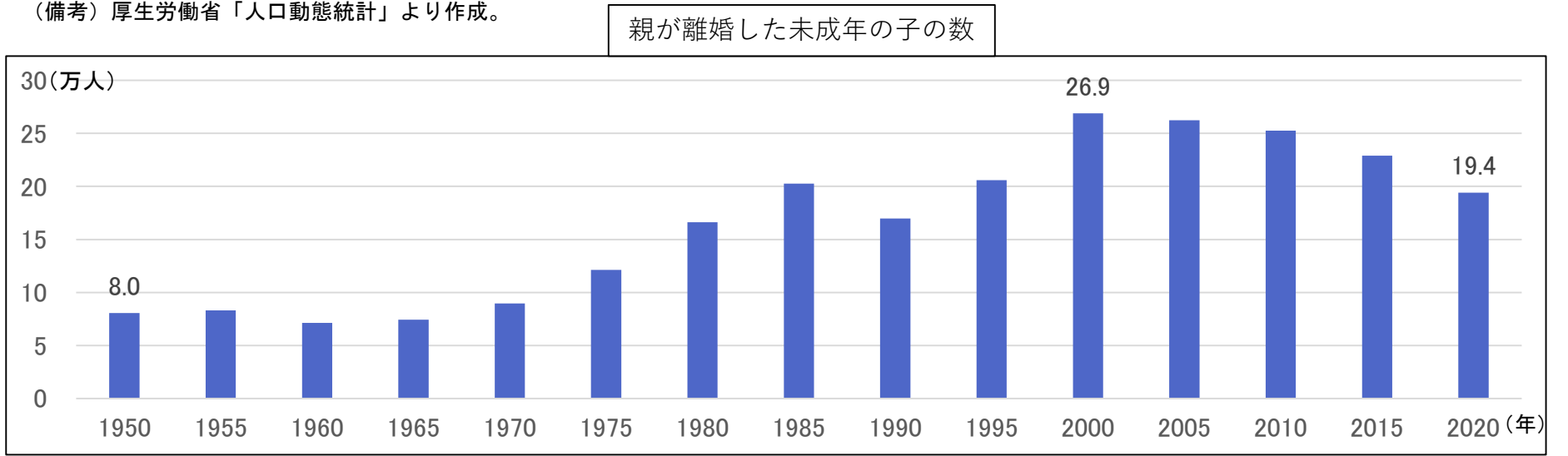
2. 1970年以前は沖縄県を含まない。親権を行う子とは、20歳未満の未婚の子をいう。

婚姻・離婚の動向③

・ 親が離婚した未成年の子は毎年約20万人ずつ生じており、未成年人口1000人に対する割合は、この20年ほど概ね10で推移している。



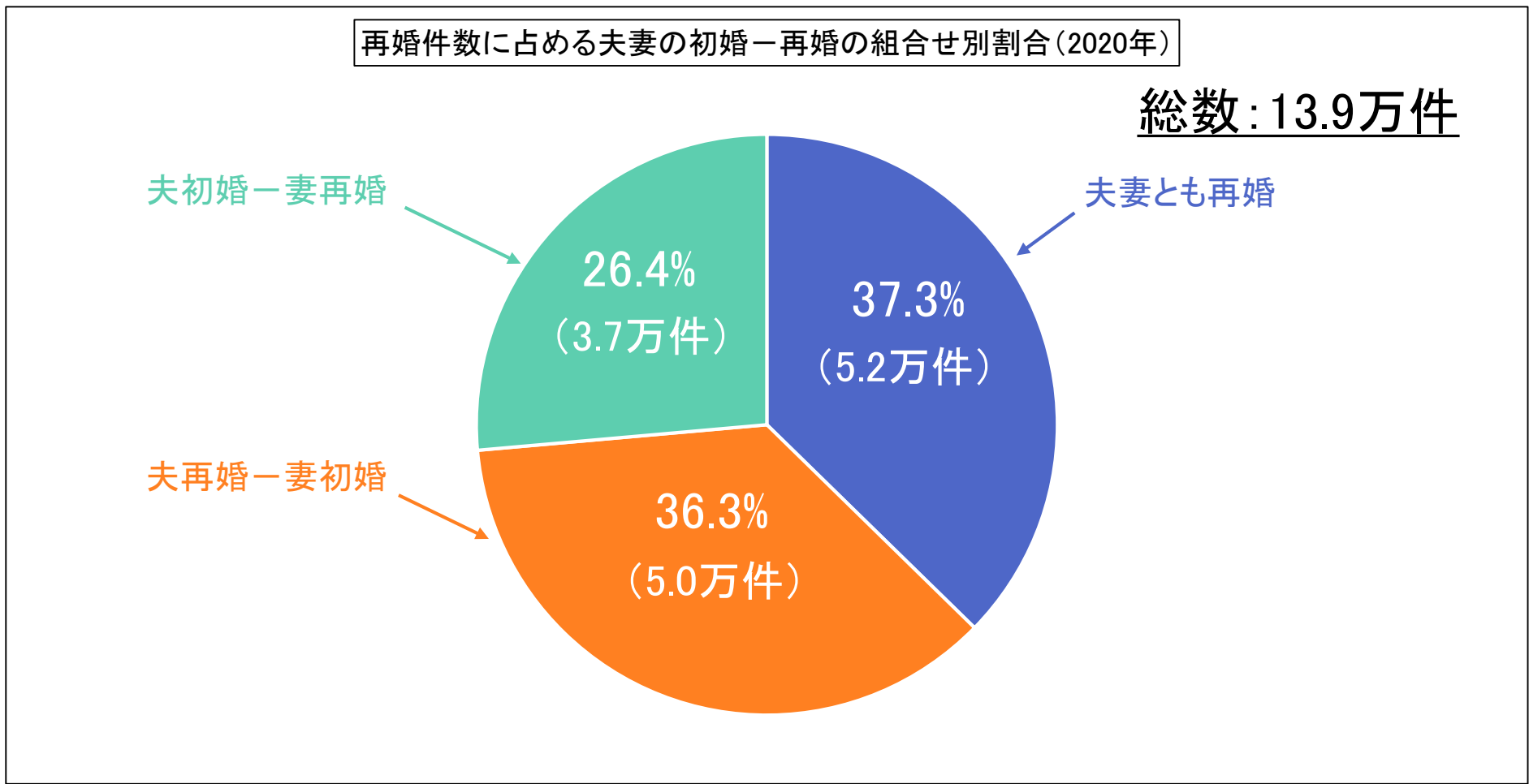
（備考）厚生労働省「人口動態統計」より作成。



（備考）厚生労働省「人口動態統計」より作成。

夫妻の初婚－再婚の組合せ別再婚件数・割合（2020年）

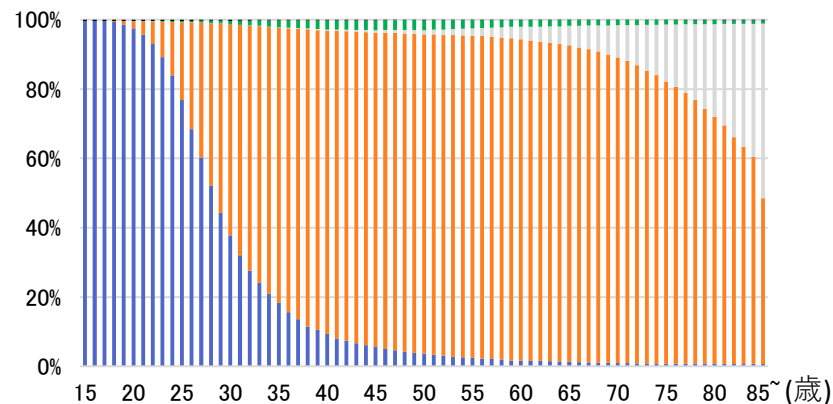
- 再婚件数を初婚－再婚の組合せ別に見ると、「夫妻とも再婚」が37.3%と最も多い。



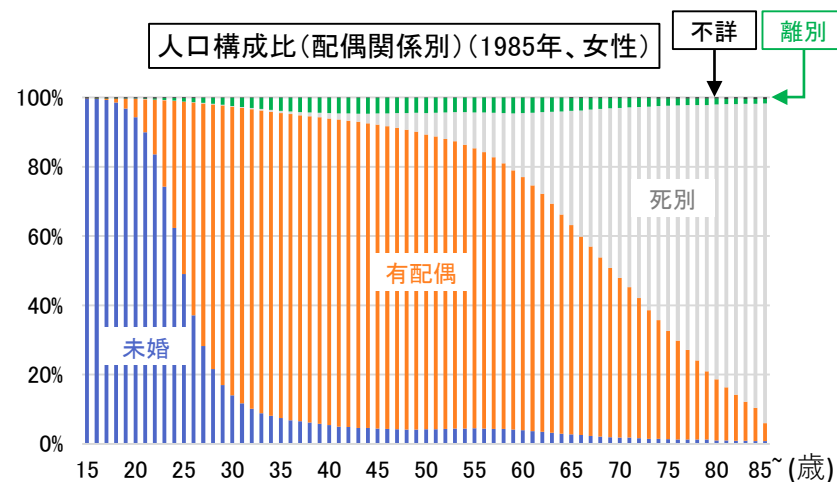
配偶関係別の人口構成比（男女別）（1985年、2020年）

- 1985年と比べると、2020年は、男女ともに未婚と離別の割合が上昇している。
- 50歳時点の未婚割合をみると、男性は3.7%（1985年）から24.6%（2020年）へ、女性は4.3%（1985年）から15.8%（2020年）へ、それぞれ上昇している。

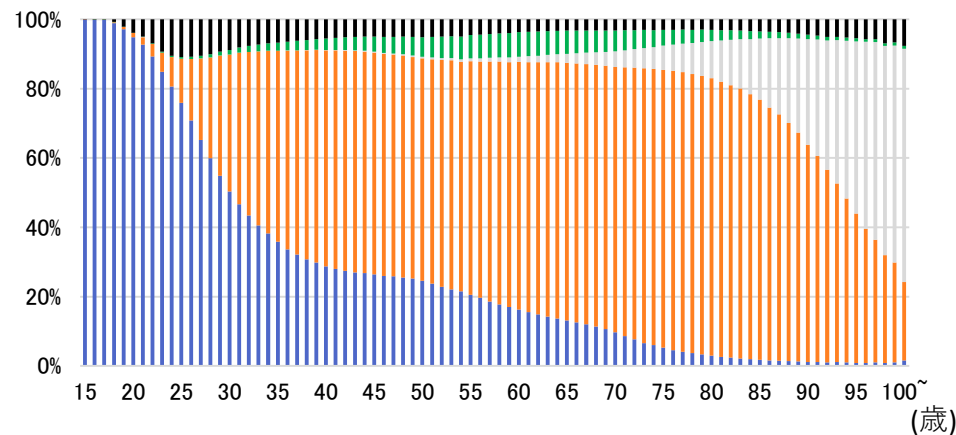
人口構成比（配偶関係別）（1985年、男性）



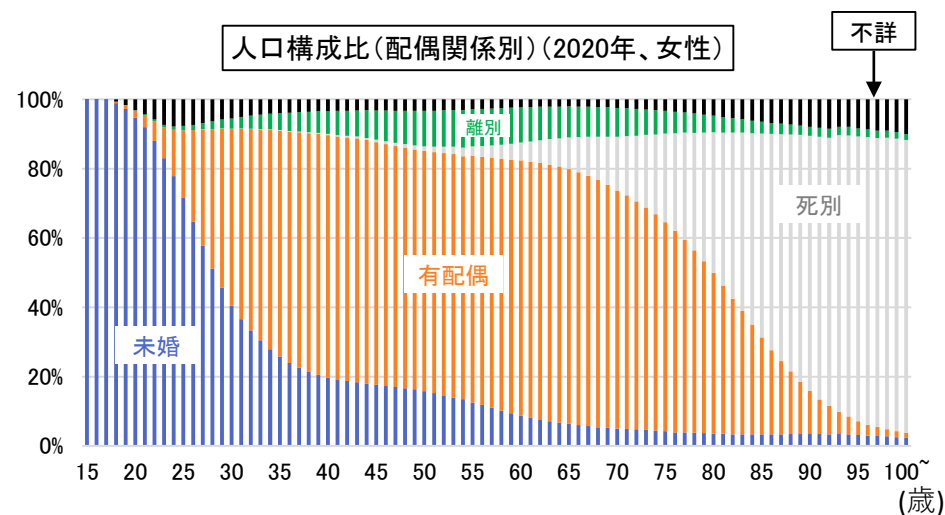
人口構成比（配偶関係別）（1985年、女性）



人口構成比（配偶関係別）（2020年、男性）



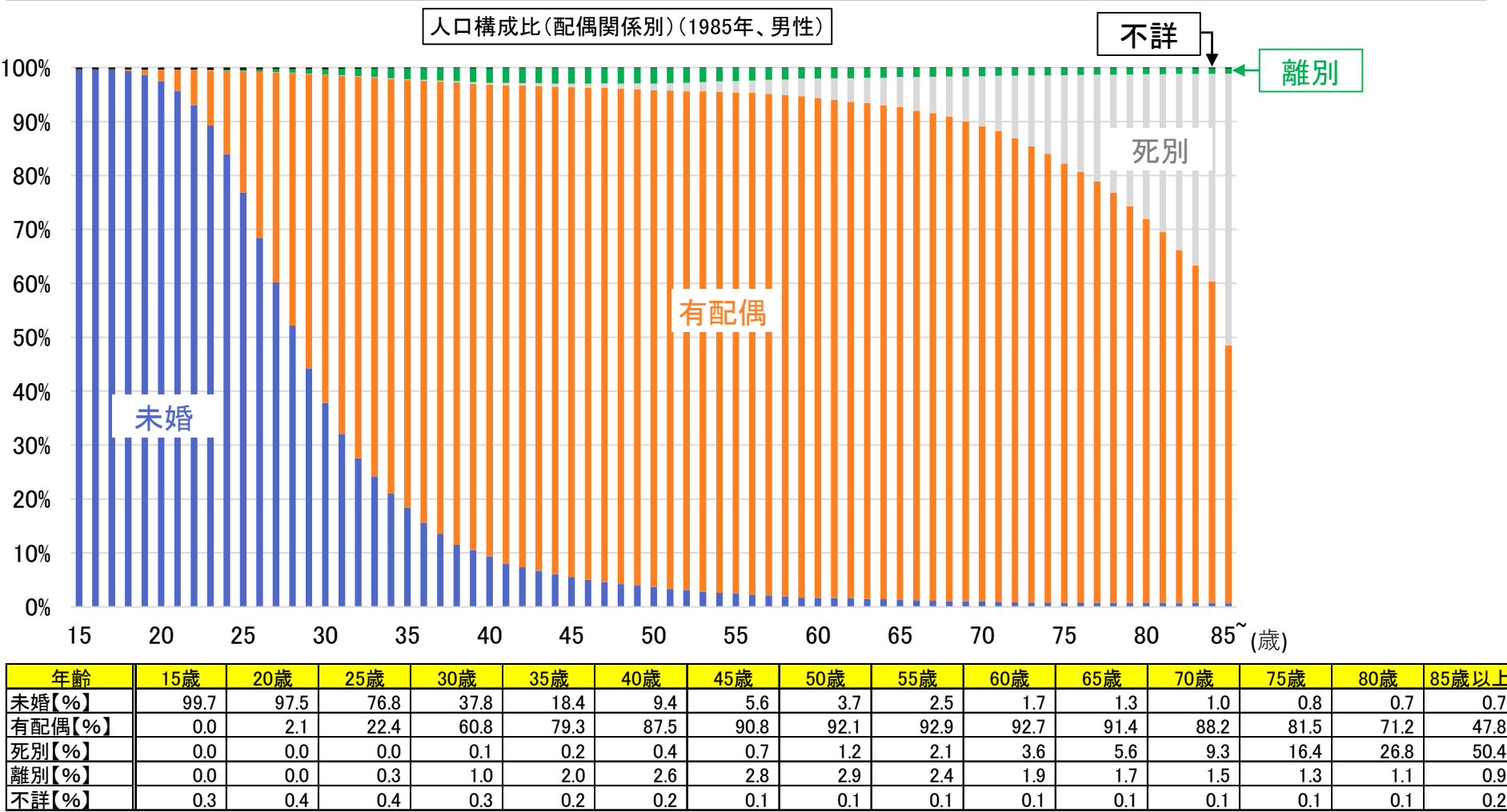
人口構成比（配偶関係別）（2020年、女性）



配偶関係別の人口構成比(1985年、男性)

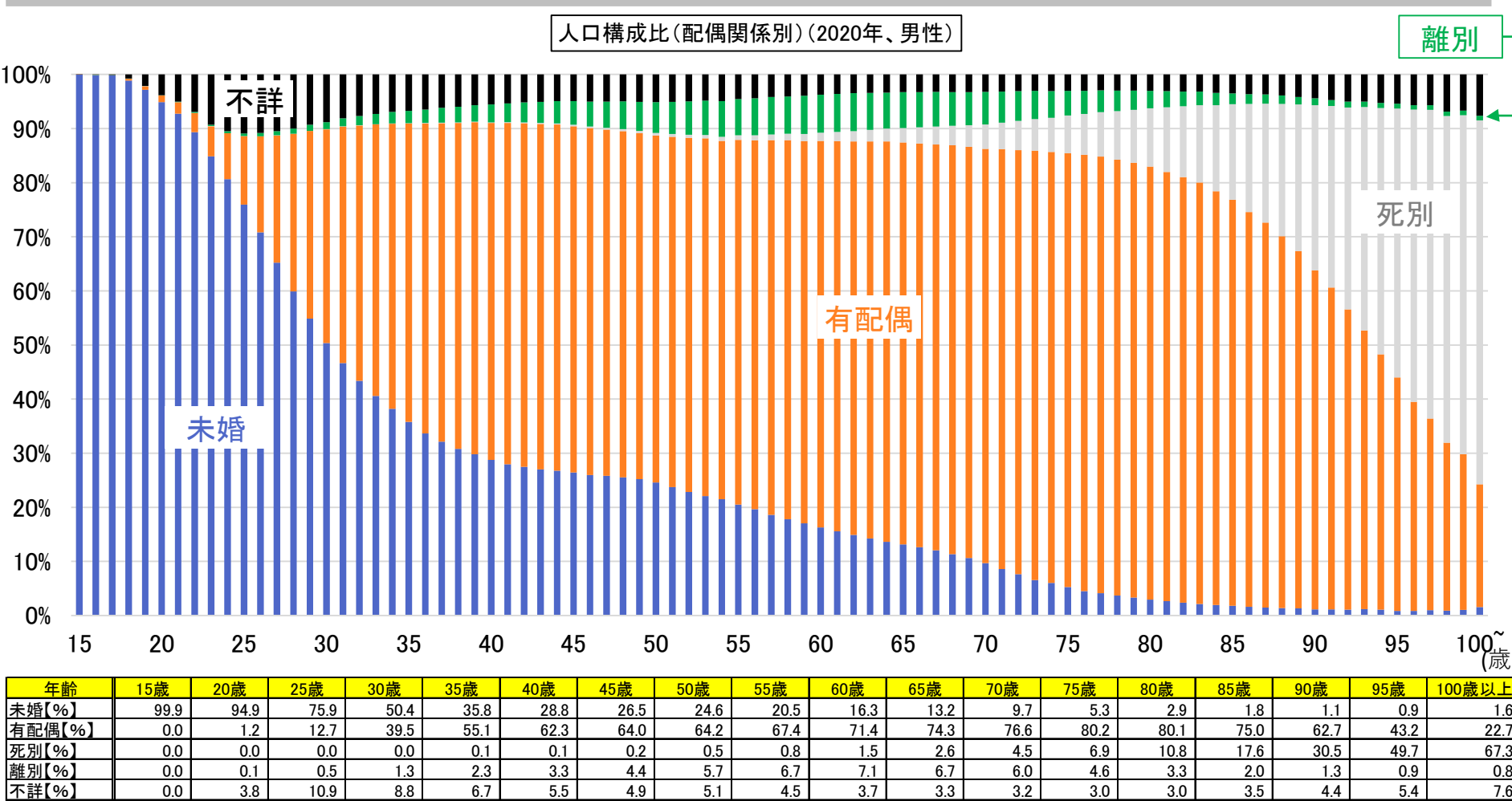
図-6

- 50歳時点を見ると、未婚が3.7%、有配偶が92.1%、離別が2.9%、死別が1.2%となっている。
- 50歳時点で未婚・離別により配偶者のいない人の割合は6.6%となっている。



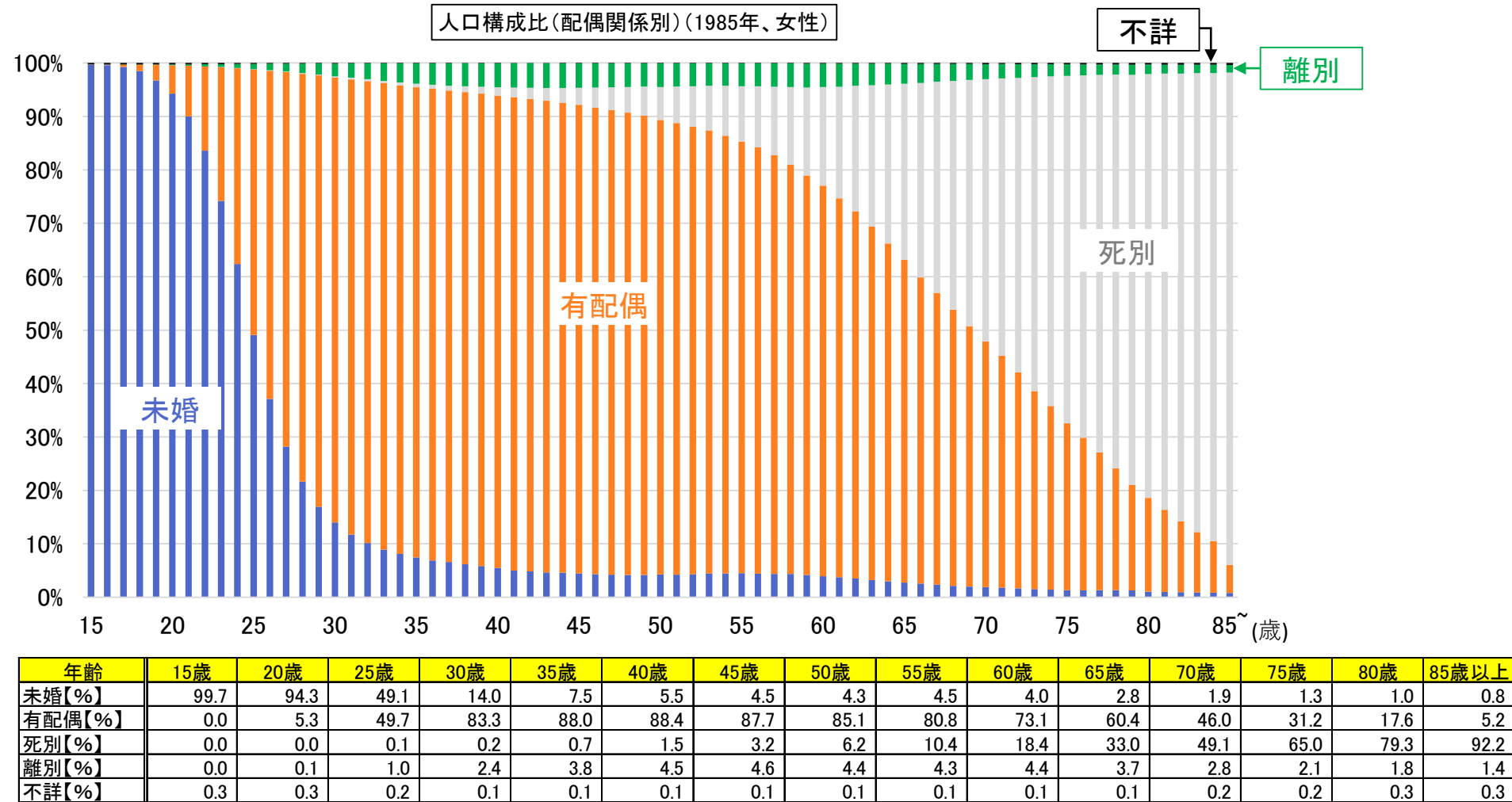
配偶関係別の人口構成比(2020年、男性)

- 50歳時点を見ると、未婚が24.6%、有配偶が64.2%、離別が5.7%、死別が0.5%となっている。
- 50歳時点で未婚・離別により配偶者のいない人の割合は30.3%となっている。



配偶関係別の人口構成比(1985年、女性)

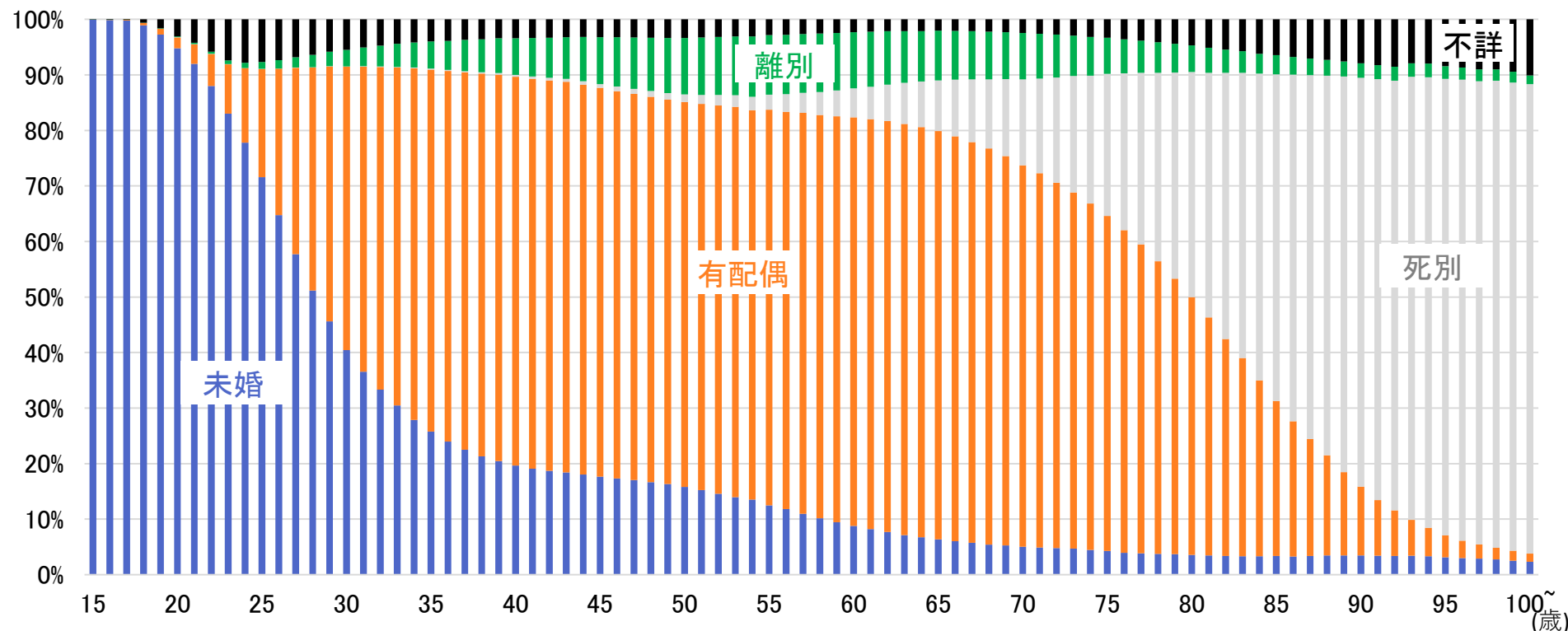
- 50歳時点を見ると、未婚が4.3%、有配偶が85.1%、離別が4.4%、死別が6.2%となっている。
- 50歳時点で未婚・離別により配偶者のいない人の割合は8.7%となっている。



配偶関係別の人口構成比(2020年、女性)

- 50歳時点を見ると、未婚が15.8%、有配偶が69.3%、離別が10.2%、死別が1.4%となっている。
- 50歳時点で未婚・離別により配偶者のいない人の割合は26.0%となっている。

人口構成比(配偶関係別)(2020年、女性)

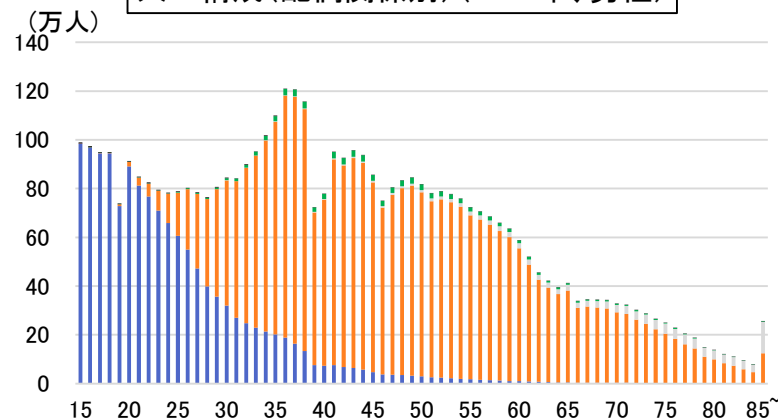


年齢	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳	95歳	100歳以上
未婚【%】	100.0	94.8	71.6	40.5	25.8	19.7	17.7	15.8	12.5	8.8	6.3	5.0	4.3	3.6	3.4	3.4	3.2	2.3
有配偶【%】	0.0	2.0	19.5	51.0	65.2	70.0	70.0	69.3	71.2	73.6	73.5	68.7	60.3	46.4	27.9	12.4	3.9	1.5
死別【%】	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.7	1.4	2.7	5.2	9.1	15.5	25.6	40.5	58.8	73.6	82.2	84.6
離別【%】	0.0	0.1	1.2	3.0	4.9	6.6	8.5	10.2	10.7	10.1	9.0	8.3	6.5	4.8	3.4	2.6	2.3	1.6
不詳【%】	0.0	3.1	7.7	5.5	4.0	3.4	3.2	3.3	2.8	2.3	2.0	2.5	3.3	4.7	6.5	7.9	8.4	10.1

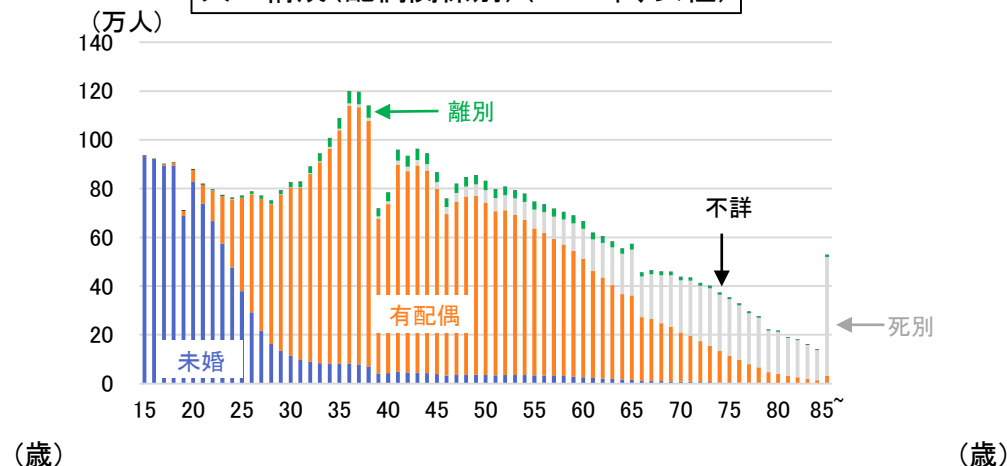
配偶関係別の人口構成比（男女別）（1985年、2020年）

- 1985年と比べると、2020年は、男女ともに未婚と離別の人数が増加している。
- 50歳時点の未婚者数をみると、男性は3.0万人（1985年）から22.7万人（2020年）へ、女性は3.6万人（1985年）から14.5万人（2020年）へ、それぞれ増加している。

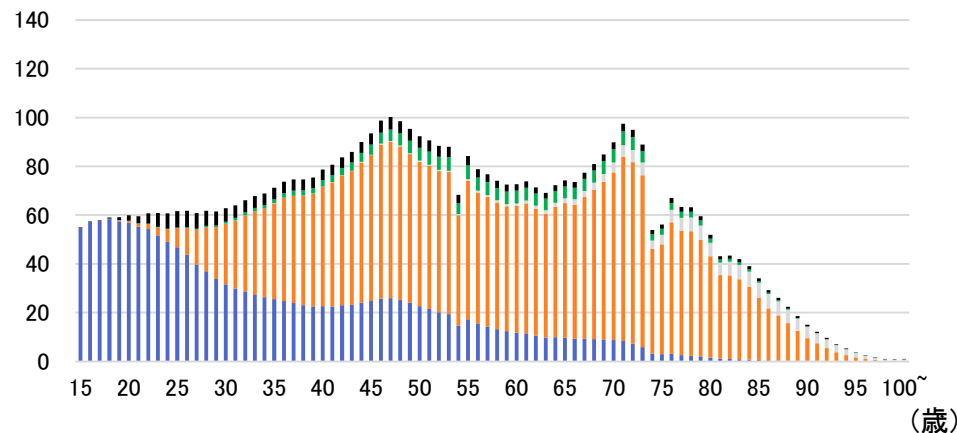
人口構成（配偶関係別）（1985年、男性）



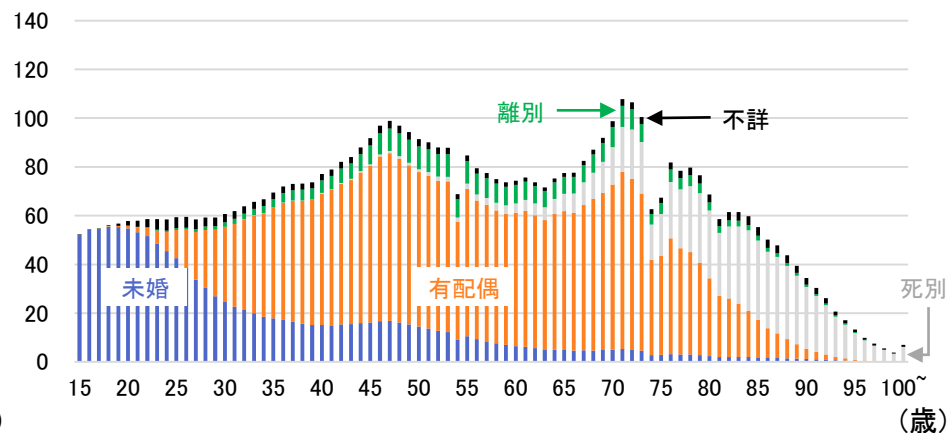
人口構成（配偶関係別）（1985年、女性）



人口構成（配偶関係別）（2020年、男性）



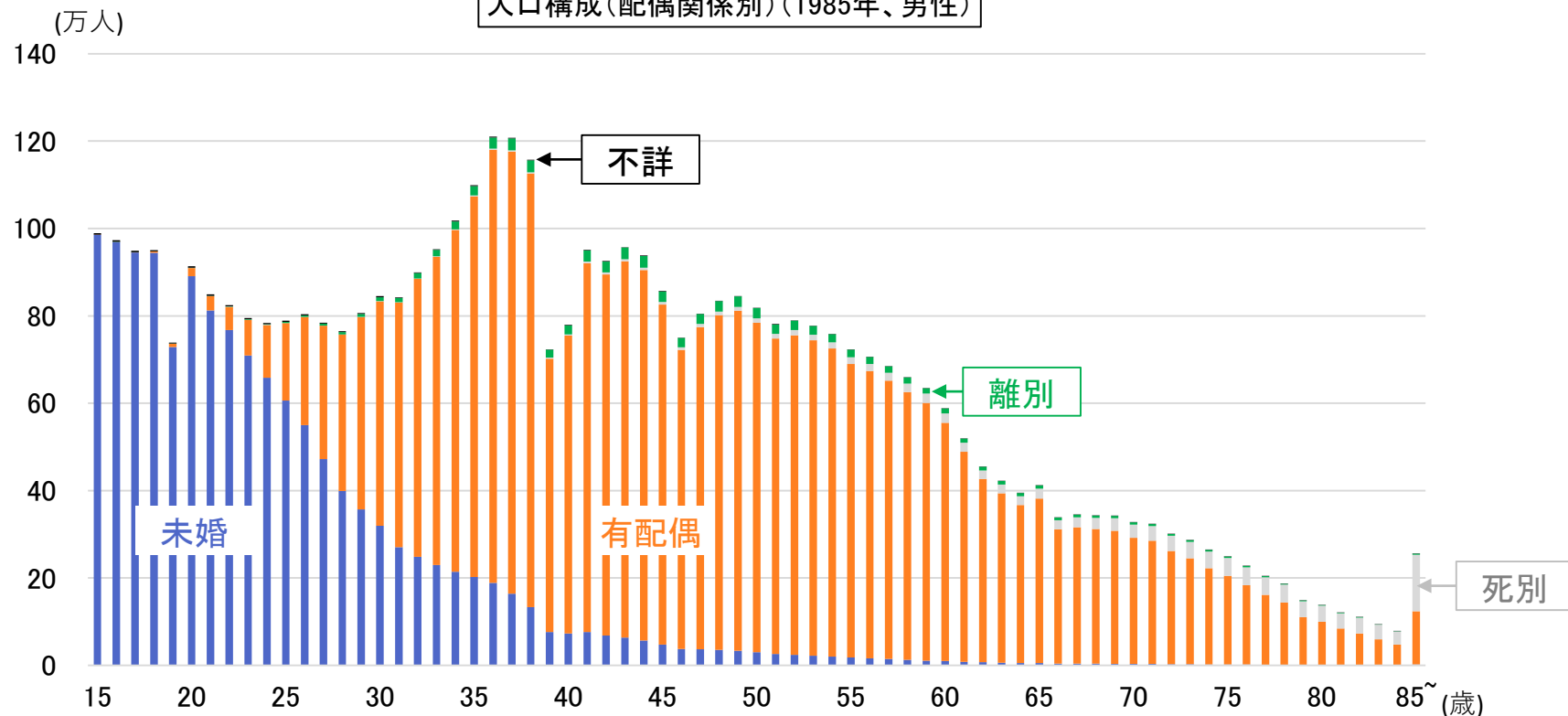
人口構成（配偶関係別）（2020年、女性）



配偶関係別の人口構成比(1985年、男性)

- 50歳時点を見ると、未婚が3.0万人、有配偶が75.4万人、離別が2.3万人、死別が1.0万人となっている。
- 50歳時点で未婚・離別により配偶者のいない人の数は5.4万人となっている。

人口構成(配偶関係別)(1985年、男性)



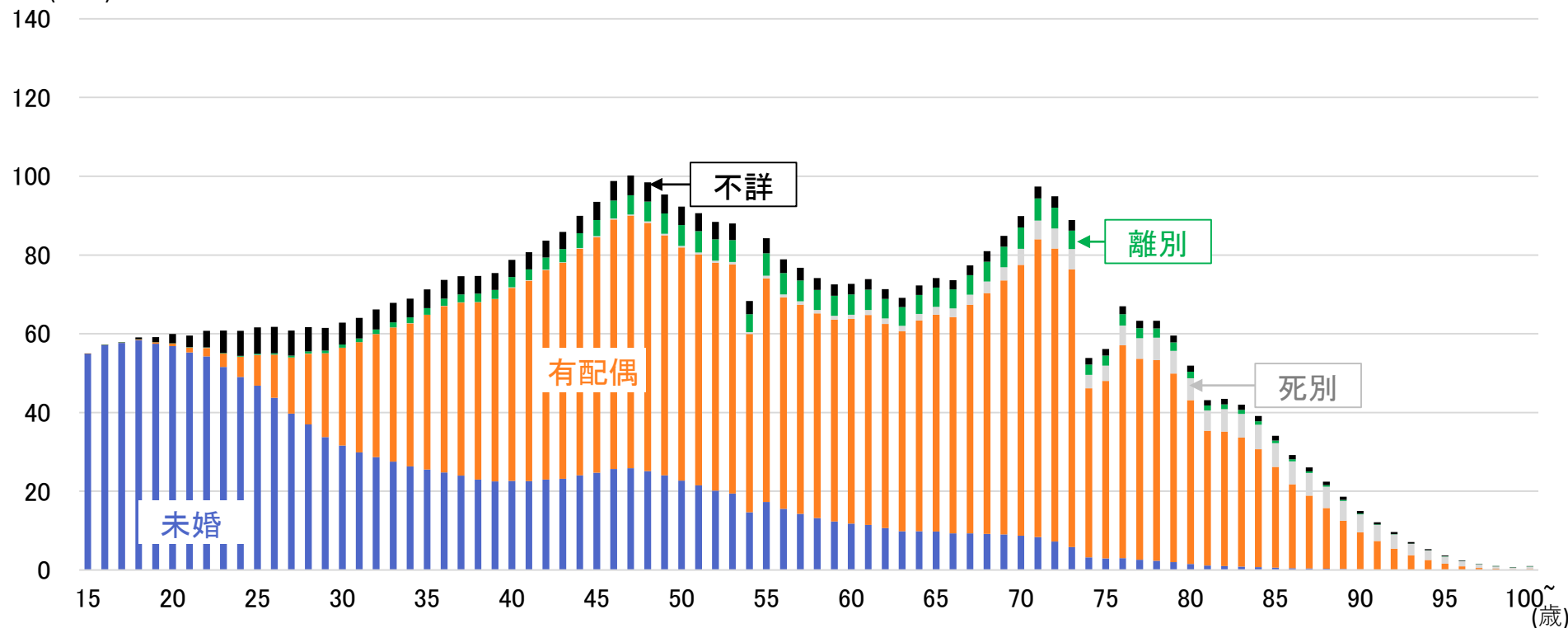
年齢	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳以上
未婚【万人】	98.6	89.1	60.6	32.0	20.2	7.3	4.8	3.0	1.8	1.0	0.5	0.3	0.2	0.1	0.2
有配偶【万人】	0.0	1.9	17.7	51.4	87.1	68.2	77.8	75.4	67.2	54.5	37.6	28.9	20.3	9.8	12.2
死別【万人】	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.6	1.0	1.5	2.1	2.3	3.0	4.1	3.7	12.9
離別【万人】	0.0	0.0	0.3	0.9	2.2	2.1	2.4	2.3	1.7	1.1	0.7	0.5	0.3	0.2	0.2
不詳【万人】	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

配偶関係別の人口構成比(2020年、男性)

- 50歳時点を見ると、未婚が22.7万人、有配偶が59.2万人、離別が5.2万人、死別が0.4万人となっている。
- 50歳時点で未婚・離別により配偶者のいない人の数は27.9万人となっている。

人口構成(配偶関係別)(2020年、男性)

(万人)

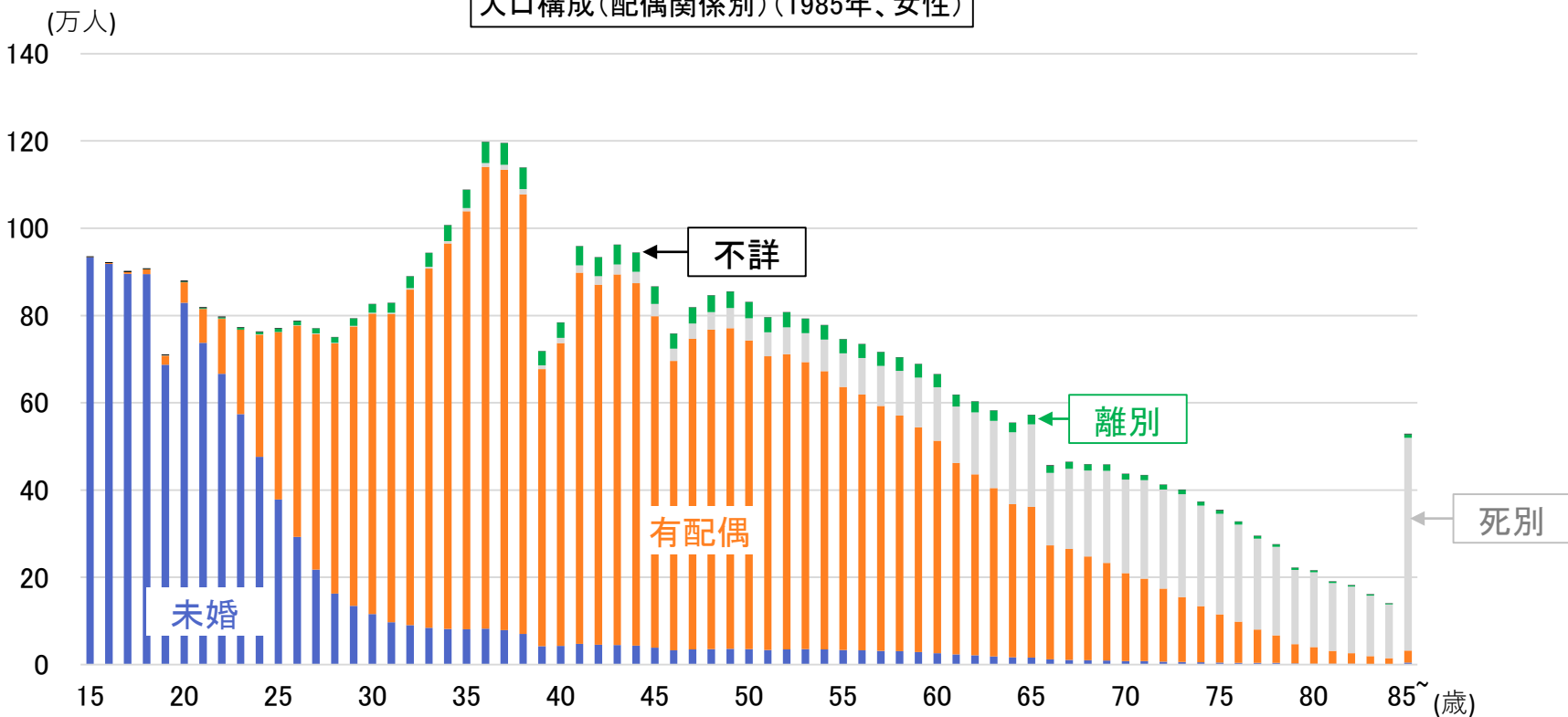


年齢	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳	95歳	100歳以上
未婚【万人】	54.9	56.9	46.8	31.6	25.5	22.7	24.7	22.7	17.3	11.8	9.8	8.7	3.0	1.5	0.6	0.2	0.0	0.0
有配偶【万人】	0.0	0.7	7.8	24.8	39.3	49.0	59.8	59.2	56.8	51.9	55.1	68.8	45.0	41.6	25.6	9.4	1.6	0.2
死別【万人】	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.4	0.7	1.1	2.0	4.0	3.9	5.6	6.0	4.6	1.8	0.7
離別【万人】	0.0	0.0	0.3	0.8	1.6	2.6	4.1	5.2	5.7	5.1	4.9	5.4	2.6	1.7	0.7	0.2	0.0	0.0
不詳【万人】	0.0	2.3	6.7	5.5	4.8	4.4	4.6	4.7	3.8	2.7	2.4	2.9	1.7	1.6	1.2	0.7	0.2	0.1

配偶関係別の人口構成比(1985年、女性)

- 50歳時点を見ると、未婚が3.6万人、有配偶が70.7万人、離別が3.7万人、死別が5.1万人となっている。
- 50歳時点で未婚・離別により配偶者のいない人の数は7.3万人となっている。

人口構成(配偶関係別)(1985年、女性)



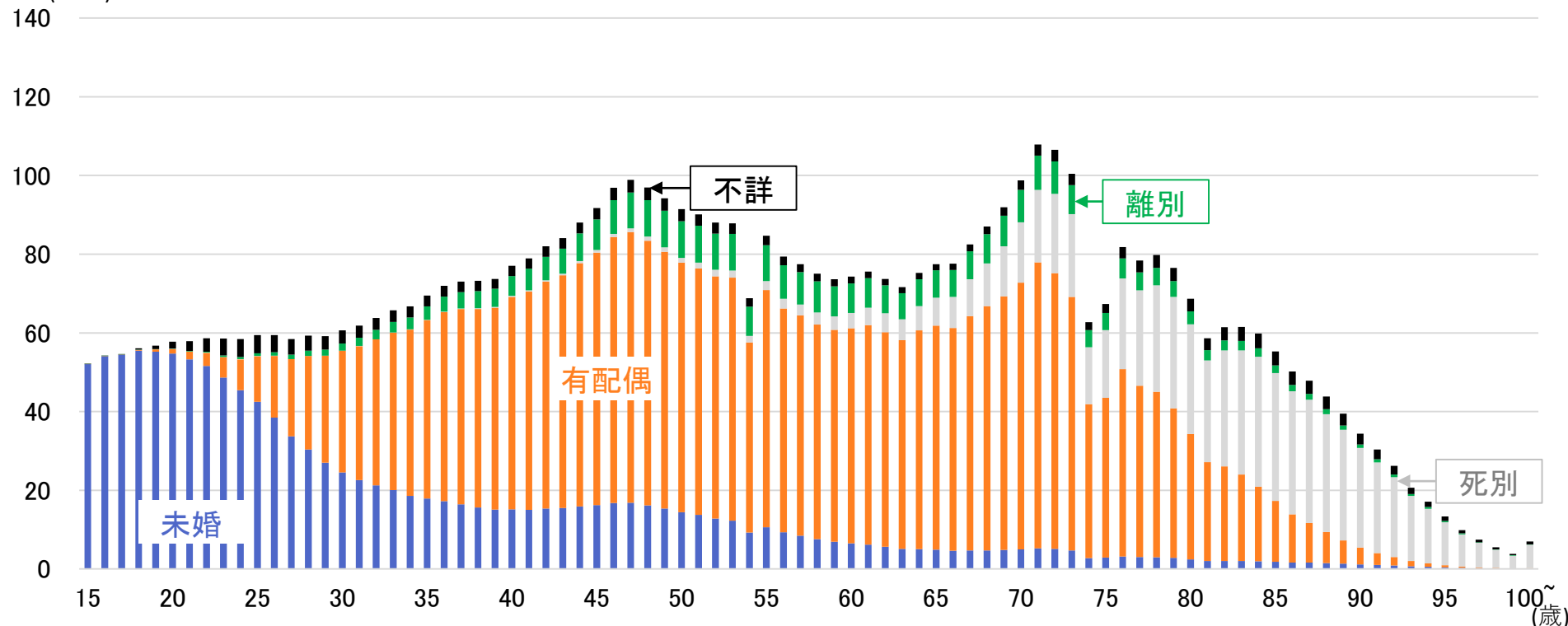
年齢	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳以上
未婚【万人】	93.3	82.9	37.9	11.6	8.1	4.3	3.9	3.6	3.4	2.6	1.6	0.8	0.5	0.2	0.4
有配偶【万人】	0.0	4.7	38.3	68.8	95.8	69.3	76.0	70.7	60.3	48.7	34.6	20.1	11.1	3.8	2.8
死別【万人】	0.0	0.0	0.0	0.2	0.7	1.2	2.8	5.1	7.7	12.3	18.9	21.5	23.0	17.2	48.8
離別【万人】	0.0	0.1	0.8	2.0	4.2	3.5	3.9	3.7	3.2	2.9	2.1	1.2	0.8	0.4	0.8
不詳【万人】	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2

配偶関係別の人口構成比(2020年、女性)

- 50歳時点を見ると、未婚が14.5万人、有配偶が63.4万人、離別が9.3万人、死別が1.3万人となっている。
- 50歳時点で未婚・離別により配偶者のいない人の数は23.8万人となっている。

人口構成(配偶関係別)(2020年、女性)

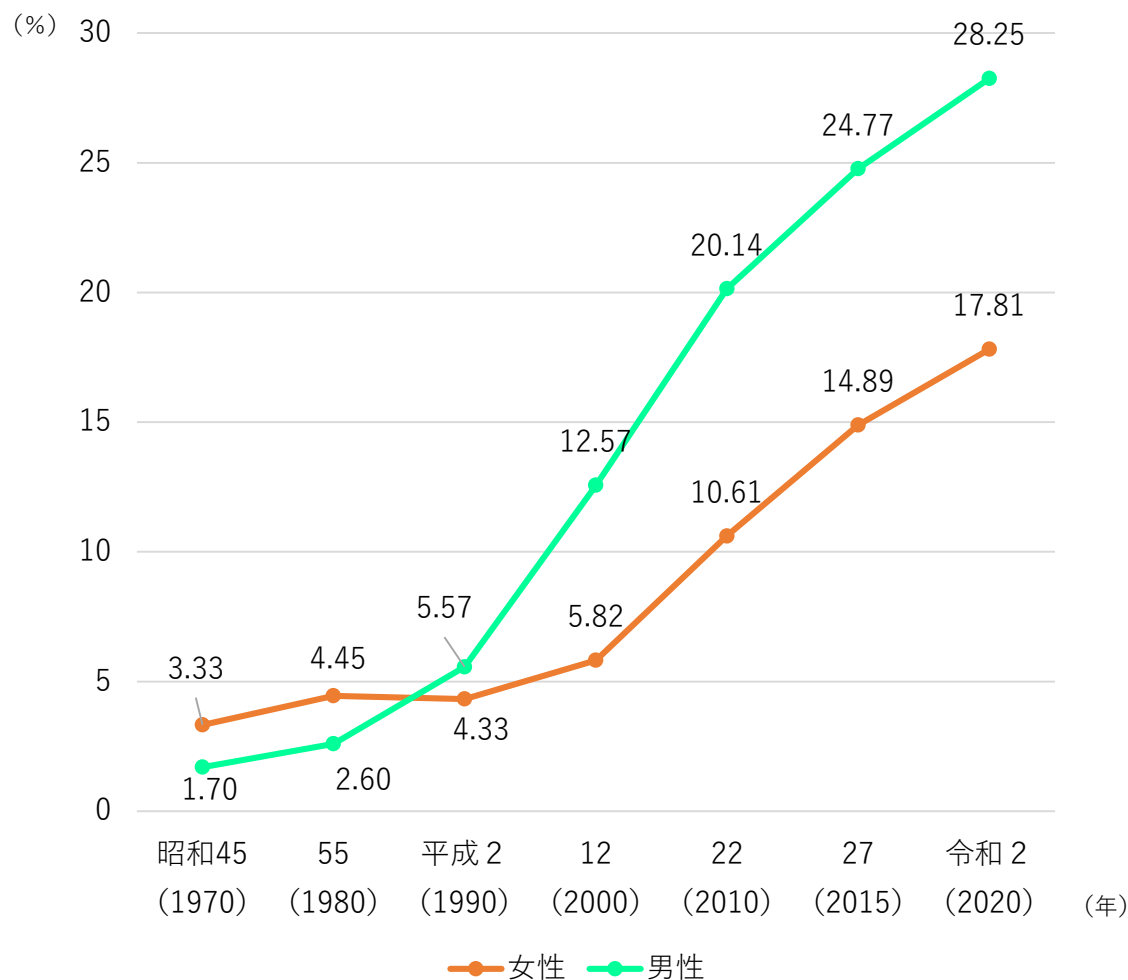
(万人)



配偶関係	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳	95歳	100歳以上
未婚【万人】	52.1	54.8	42.5	24.5	17.9	15.2	16.2	14.5	10.6	6.5	4.9	5.0	2.9	2.4	1.9	1.2	0.4	0.2
有配偶【万人】	0.0	1.1	11.6	30.9	45.3	54.0	64.2	63.4	60.3	54.7	57.0	67.8	40.6	31.9	15.4	4.3	0.5	0.1
死別【万人】	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.6	1.3	2.3	3.9	7.1	15.3	17.2	27.8	32.5	25.3	11.0	5.9
離別【万人】	0.0	0.1	0.7	1.8	3.4	5.1	7.8	9.3	9.1	7.5	6.9	8.2	4.4	3.3	1.9	0.9	0.3	0.1
不詳【万人】	0.0	1.8	4.6	3.3	2.8	2.6	2.9	3.1	2.4	1.7	1.6	2.4	2.2	3.2	3.6	2.7	1.1	0.7

50歳時の未婚割合

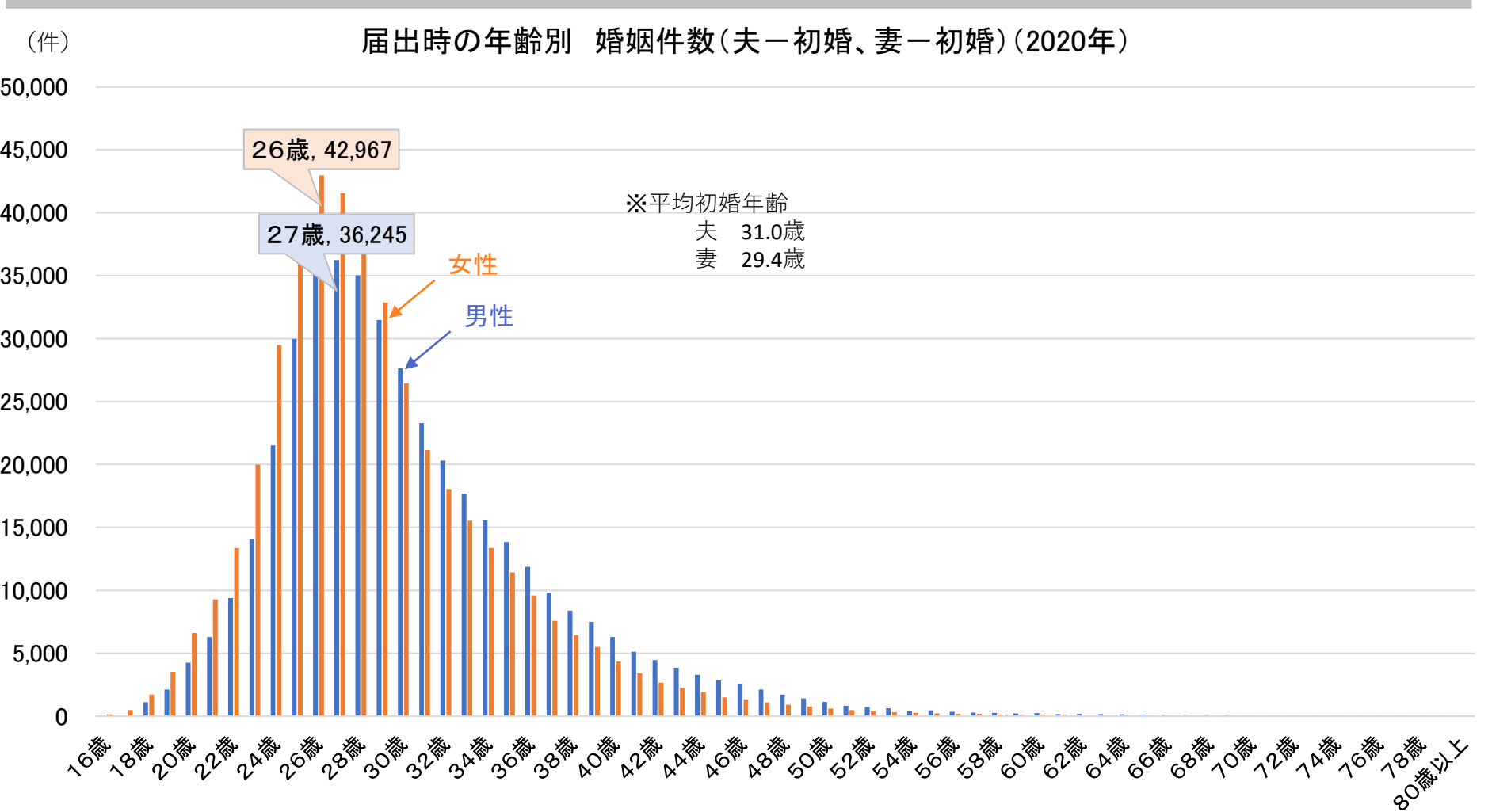
・2020年の50歳時未婚割合は、男性28.25%、女性17.81%となっており、50歳の男性の約4人に1人、女性の約6人に1人は結婚経験がない。



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2022)」より作成。
 2. 「50歳時の未婚割合」とは、45～49歳の未婚割合と50～54歳の未婚割合の平均値。
 3. 平成27(2015)年と令和2(2020)年は、配偶関係不詳補完結果に基づく値。

婚姻件数(夫一初婚、妻一初婚)(2020年)

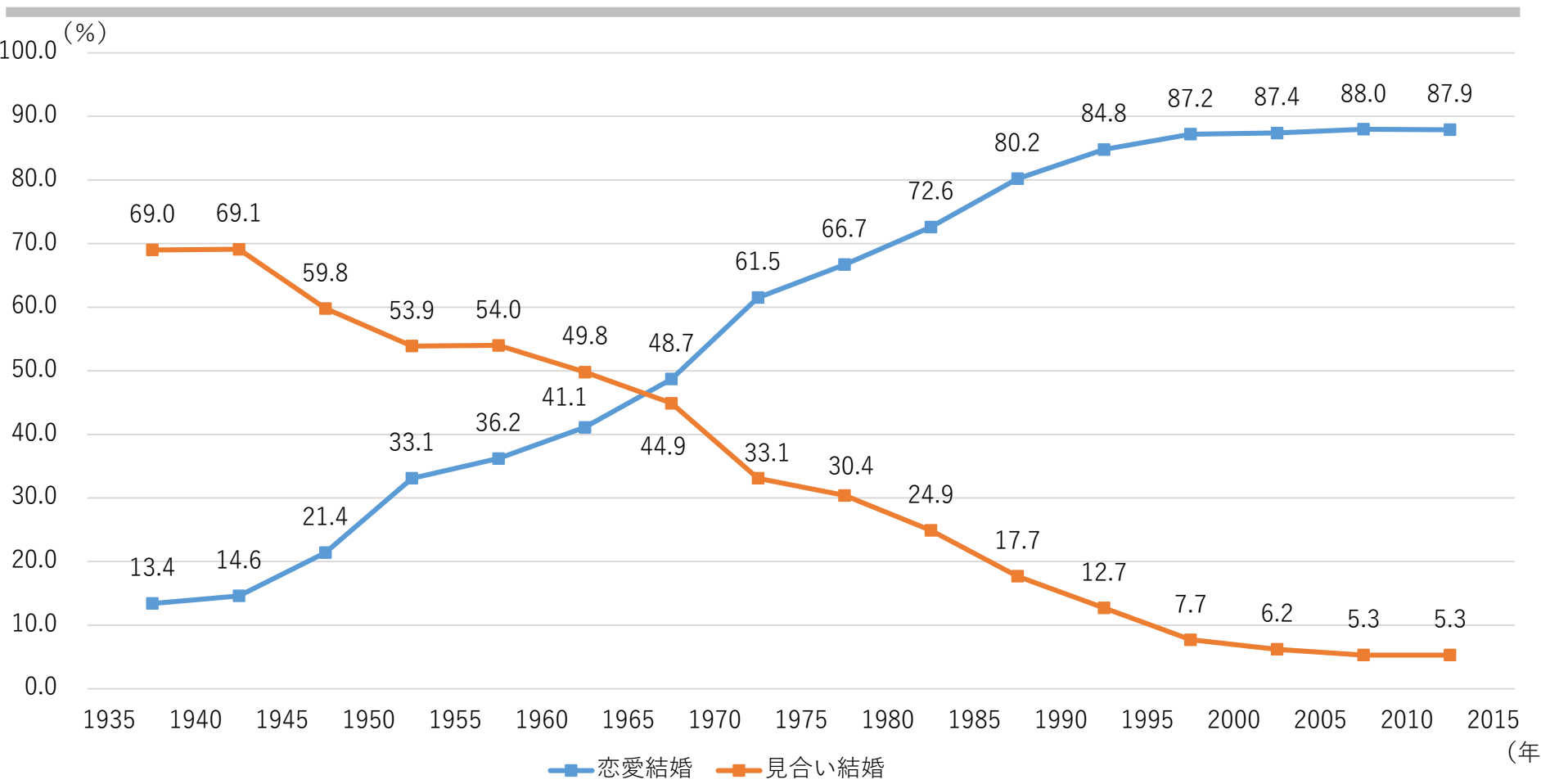
- 2020年の平均初婚年齢は、夫31.0歳、妻29.4歳である。最も婚姻件数が多い年齢は、男性が27歳、女性が26歳である。



(備考)厚生労働省「人口動態統計」より作成。

恋愛結婚・見合い結婚の割合推移

・ 現在、日本では恋愛結婚が約9割となっている。



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査（出生動向基本調査）」（夫婦調査）より作成。

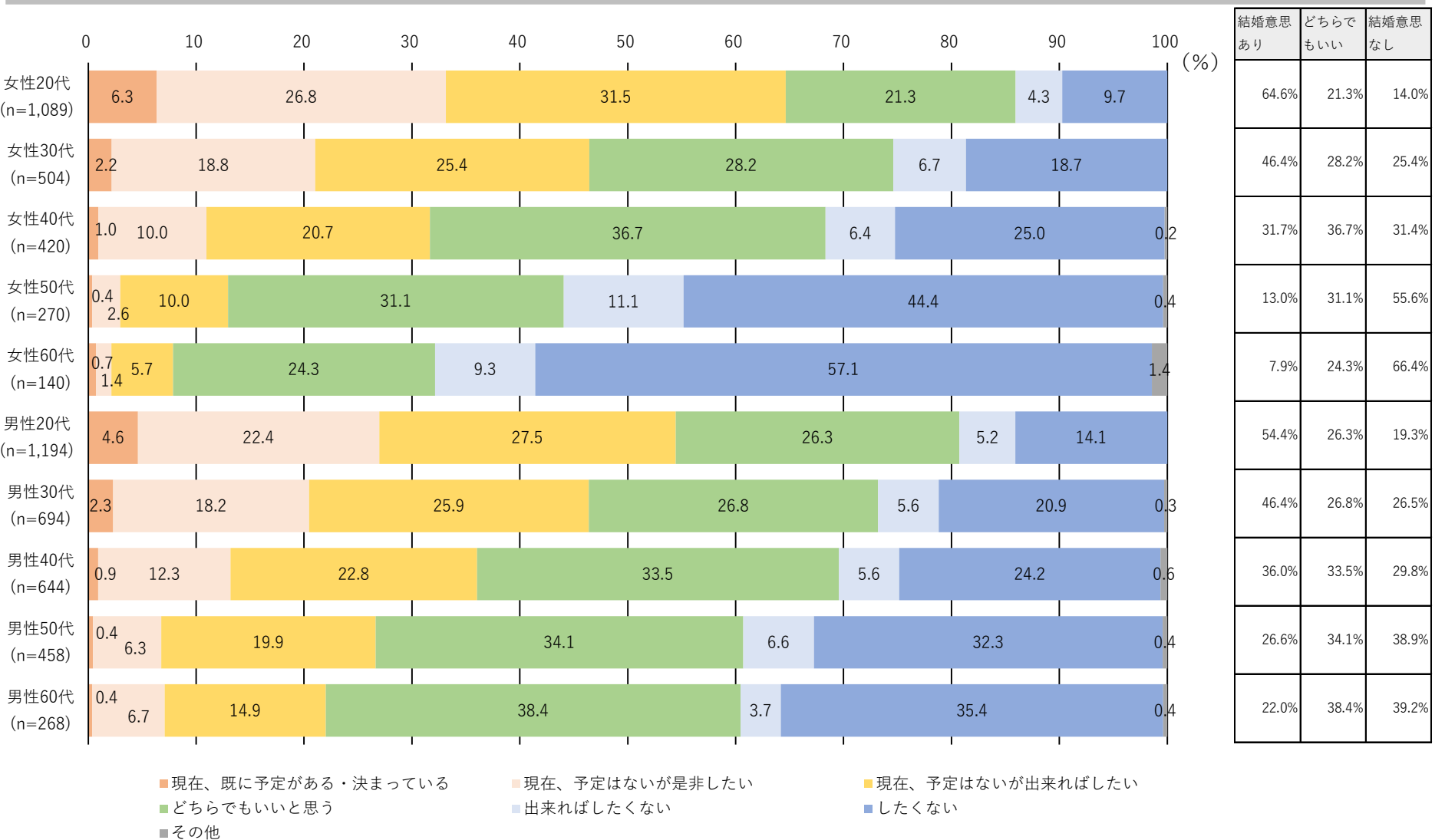
2. 対象は初婚どうしの夫婦。第7回調査（1930～39年から1970～74年）、第8回調査（1975～79年）、第9回調査（1980～84年）、第10回調査（1985～89年）、第11回調査（1990～94年）、第12回調査（1995年～99年）、第13回調査（2000～04年）、第14回調査（2005～09年）、第15回調査（2010～14年）による。

夫婦が出会ったきっかけについて「見合いで」および「結婚相談所で」と回答したものを見合い結婚とし、それ以外の「学校で」、「職場や仕事の関係で」、「幼なじみ・隣人関係」、「学校以外のサークル活動やクラブ活動・習いごとで」、「友人や兄弟姉妹を通じて」、「街なかや旅行先で」、「アルバイトで」を恋愛結婚と分類して集計。

出会ったきっかけが「その他」「不詳」は構成には含むが掲載は省略。

今後の結婚願望

・独身者のうち、これまで結婚経験のない人の今後の結婚願望について見ると、「結婚意思あり」と回答した人は、20代では男性54.4%、女性64.6%、30代では男女ともに46.4%となっている。

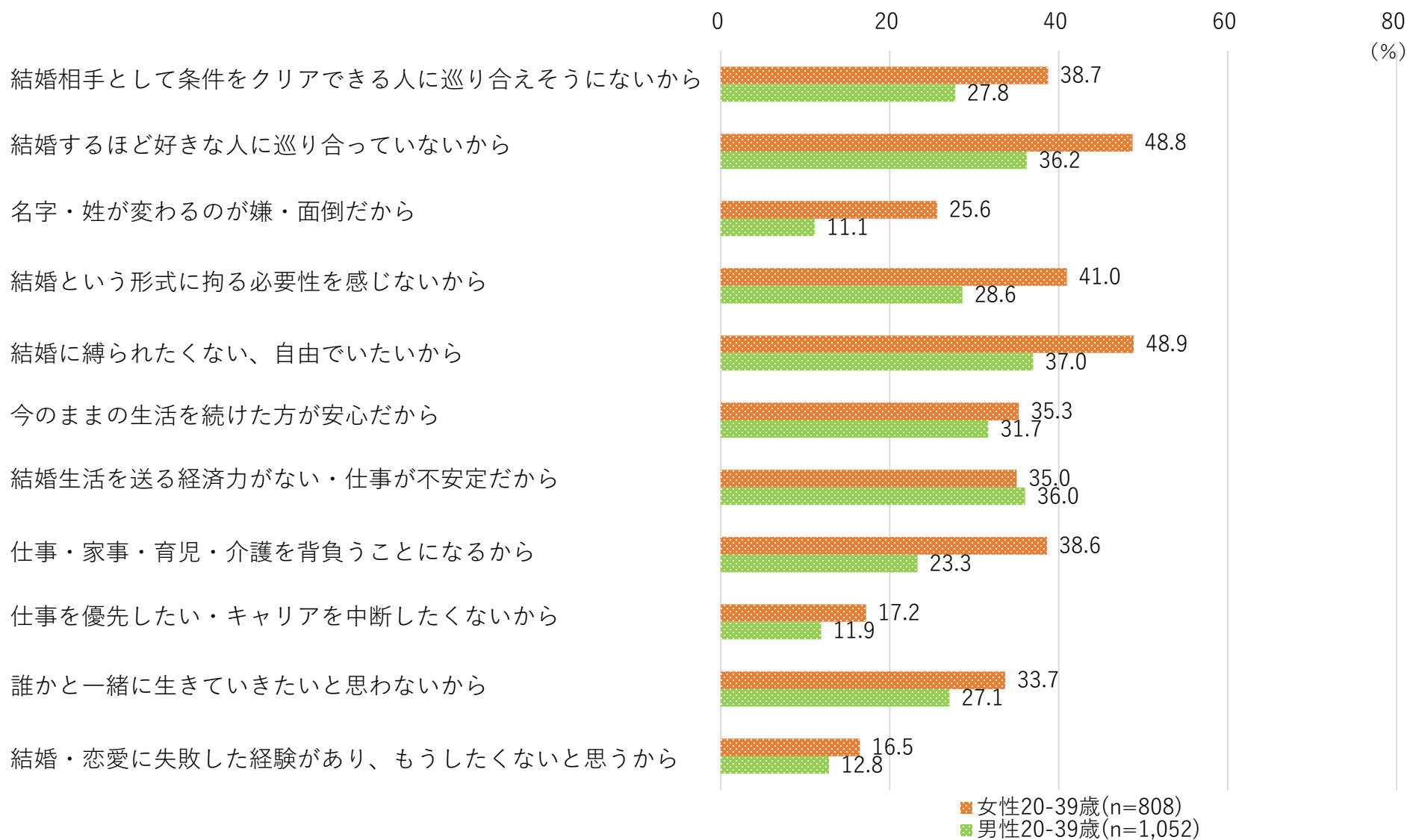


(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
2. 独身者のうち、これまで結婚経験がない者が対象。
3. 「結婚意思あり」は、「現在、既に予定がある・決まっている」「現在、予定はないが是非したい」「現在、予定はないが出来ればしたい」の累計値。
4. 「結婚意思なし」は、「出来ればしたくない」「したくない」の累計値。

18

積極的に結婚したいと思わない理由（20～39歳独身男女比較）

・積極的に結婚したいと思わない理由について、男女間で差があり、男性の方が高いものは、「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」、女性の方が高いものは、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」などとなっている。

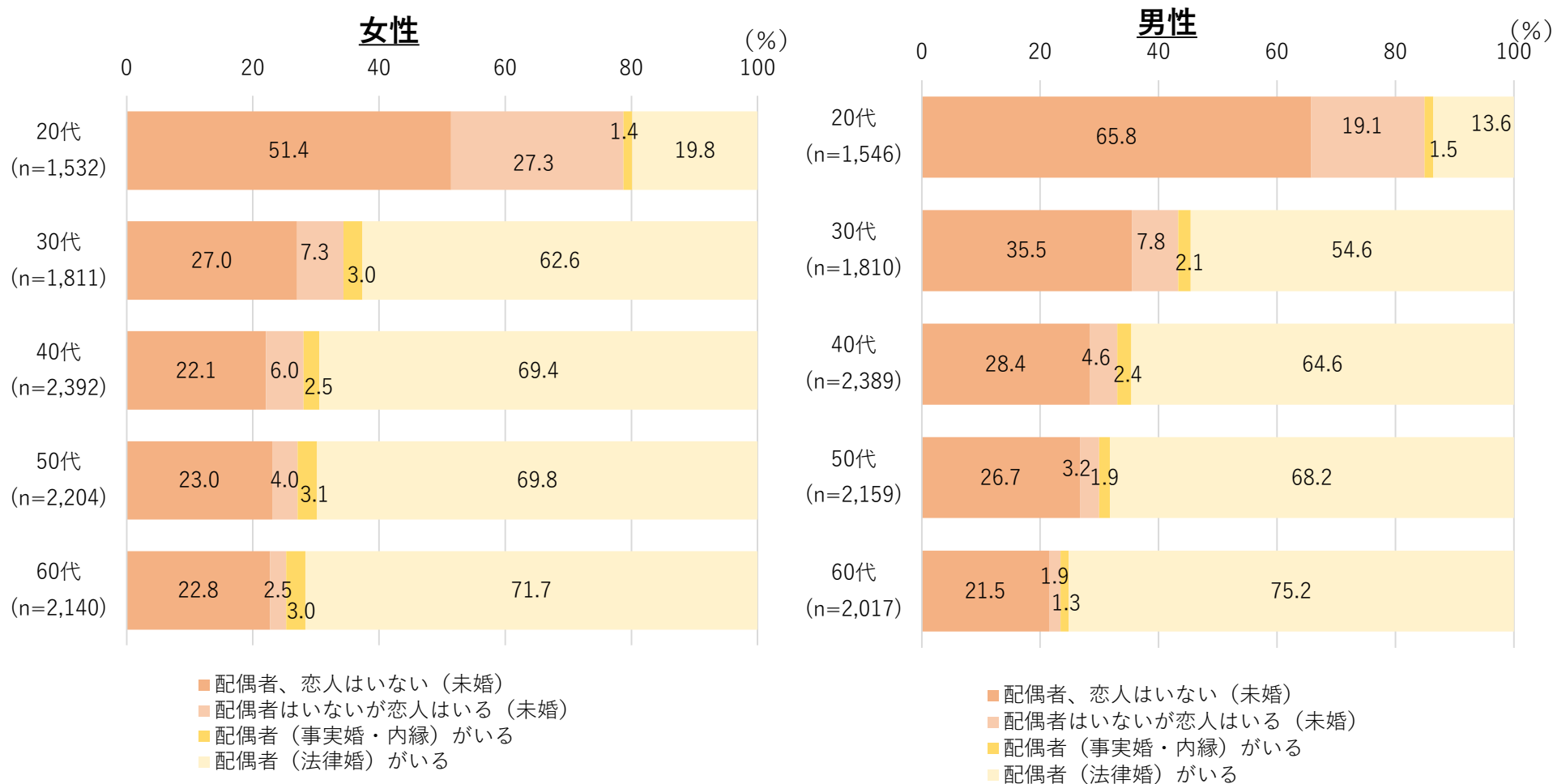


(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）より作成。

2. 「当てはまる」「やや当てはまる」の累計値を掲載。

現在の配偶者状況

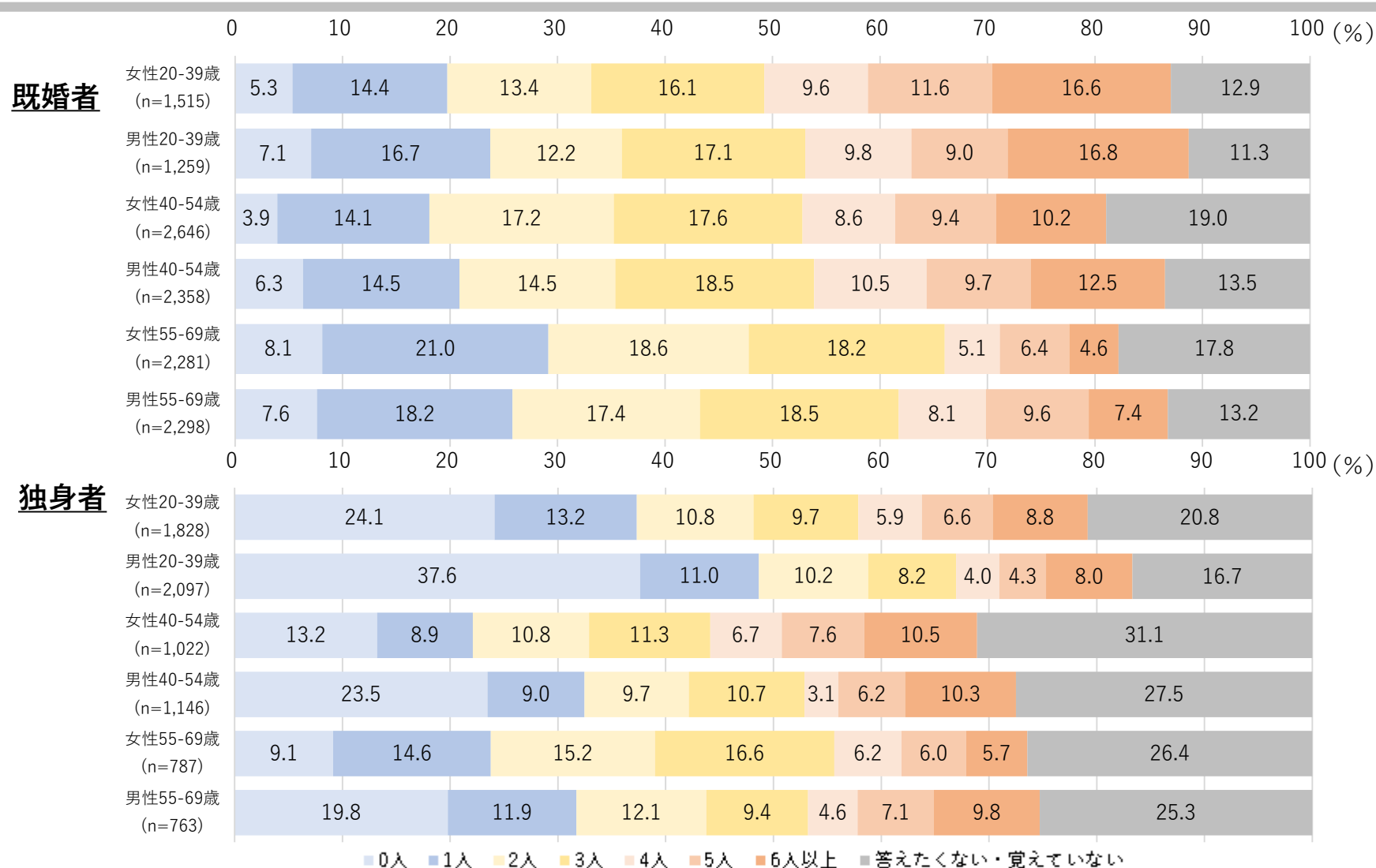
- ・現在の配偶者状況について、「配偶者、恋人はいない（未婚）」と回答した人は、20代では男性65.8%、女性51.4%、30代では男性35.5%、女性27.0%となっている。



（備考）「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）より作成。

これまでの恋人の人数

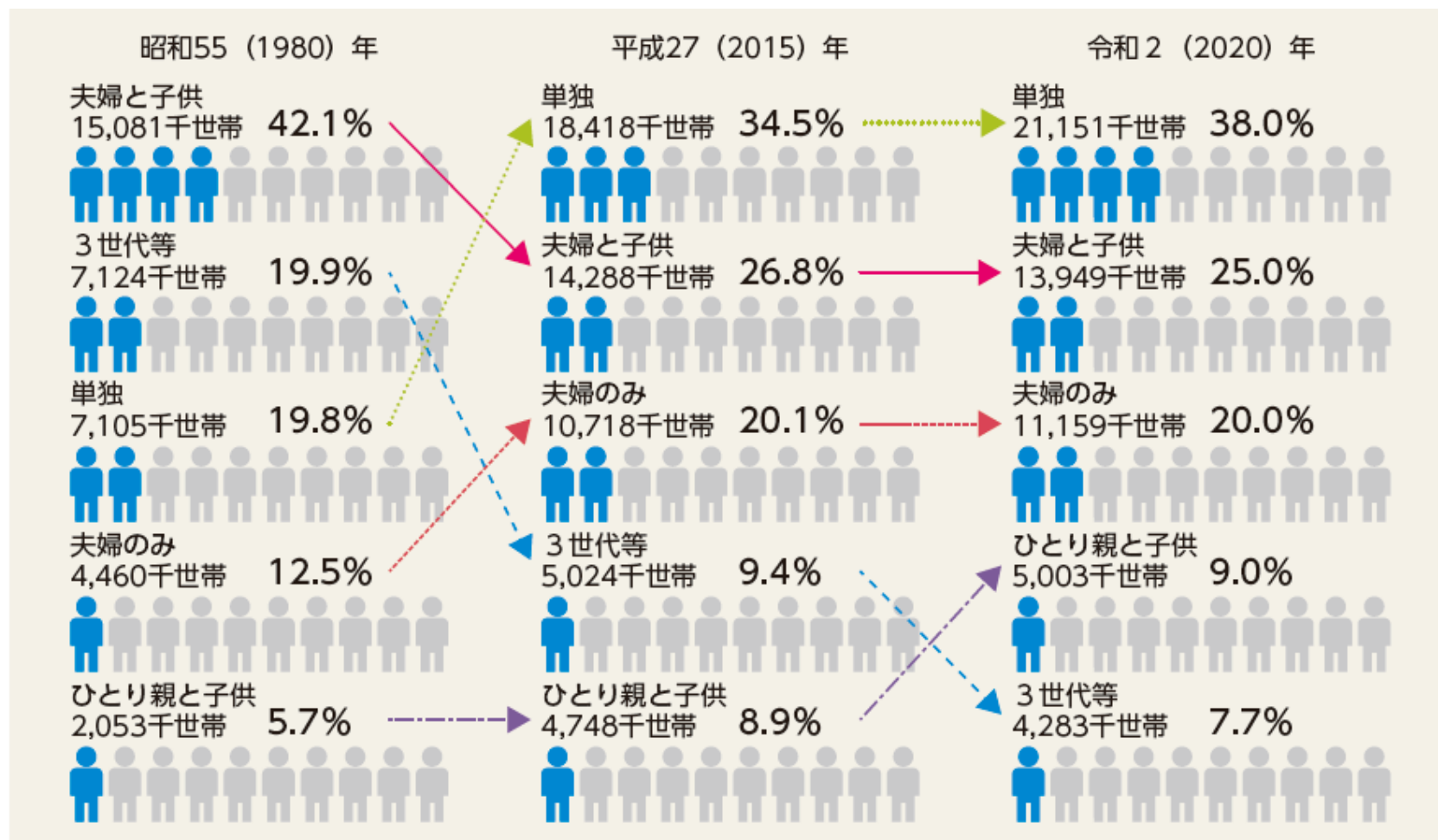
- ・「恋人として交際」した人数について、「恋人として交際」した人がいないと回答した20～30代の独身の男性は37.6%、独身の女性は24.1%となっている。



- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 中学卒業から最初の結婚まで、「恋人として交際」した人数(結婚相手含む)。
 ただし、結婚した人で「結婚相手が恋人ではない」とする人もいるため、既婚者で「0人」の場合もある。

家族の姿の変化

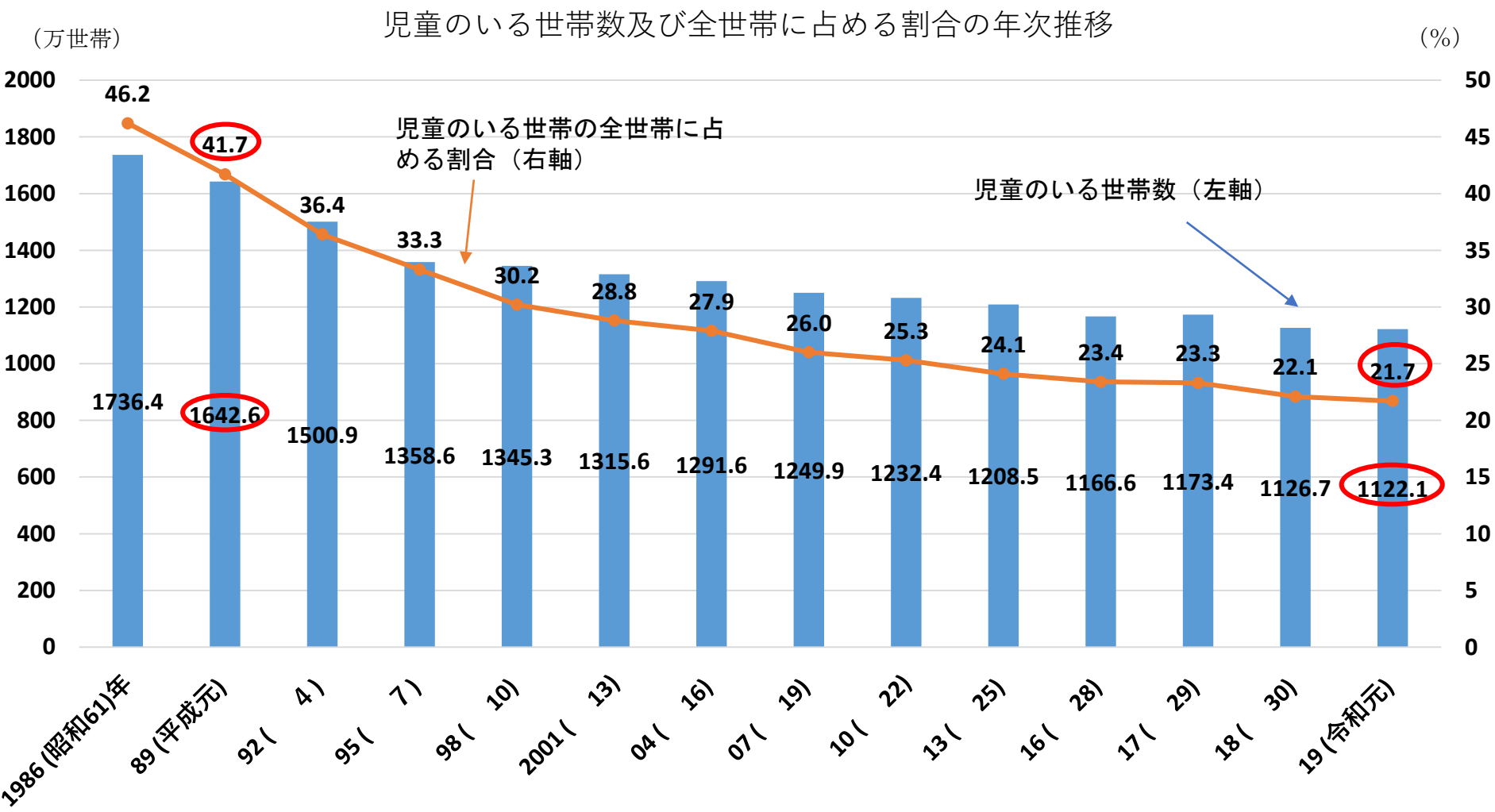
- ・世帯種類別の構成割合について、1980年と2020年を比較すると、2020年では「単独世帯」、「ひとり親と子供世帯」の構成割合が増加する一方、「夫婦と子供世帯」、「3世代等世帯」の構成割合は低下している。



- (備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。
 2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。
 「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。
 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続き柄の世帯員であり、成人を含む。

児童のいる世帯数及び全世帯に占める割合の推移

- ・ 児童のいる世帯数は20年前に比べて約500万世帯減少している。
全世帯に占める割合もおよそ半分まで減少している。

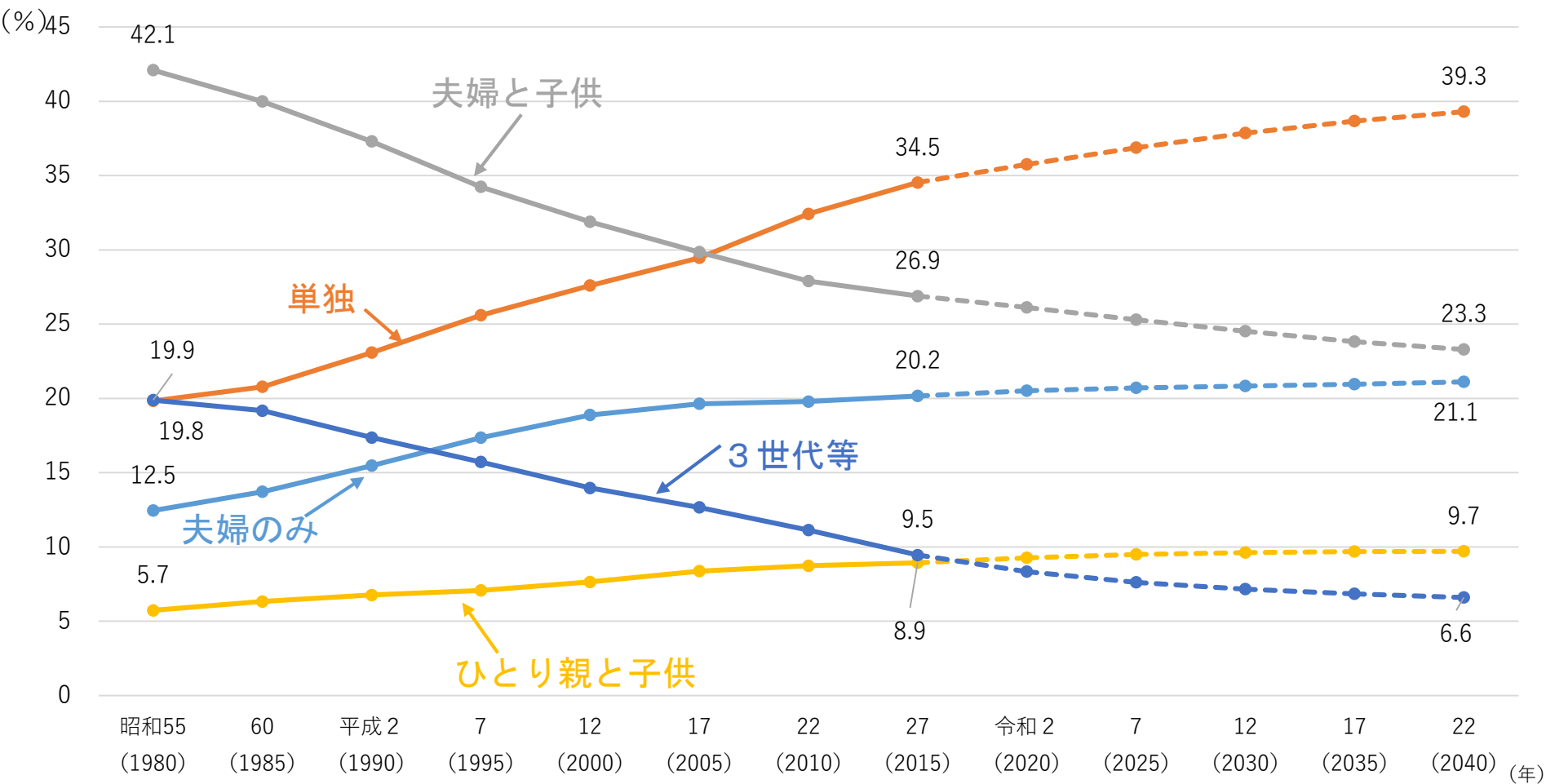


(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
2. 1995年(平成7年)の数値は兵庫県を除いたものである。2016年(平成28年)の数値は熊本県を除いたものである。

23

世帯の家族類型別構成割合の推移

- ・ 単独世帯割合は、2015年に全世帯の1/3を超え、その後も上昇が推計されている。
- ・ 4割を超えていた夫婦と子の世帯は、2015年におよそ1/4にまで減少。



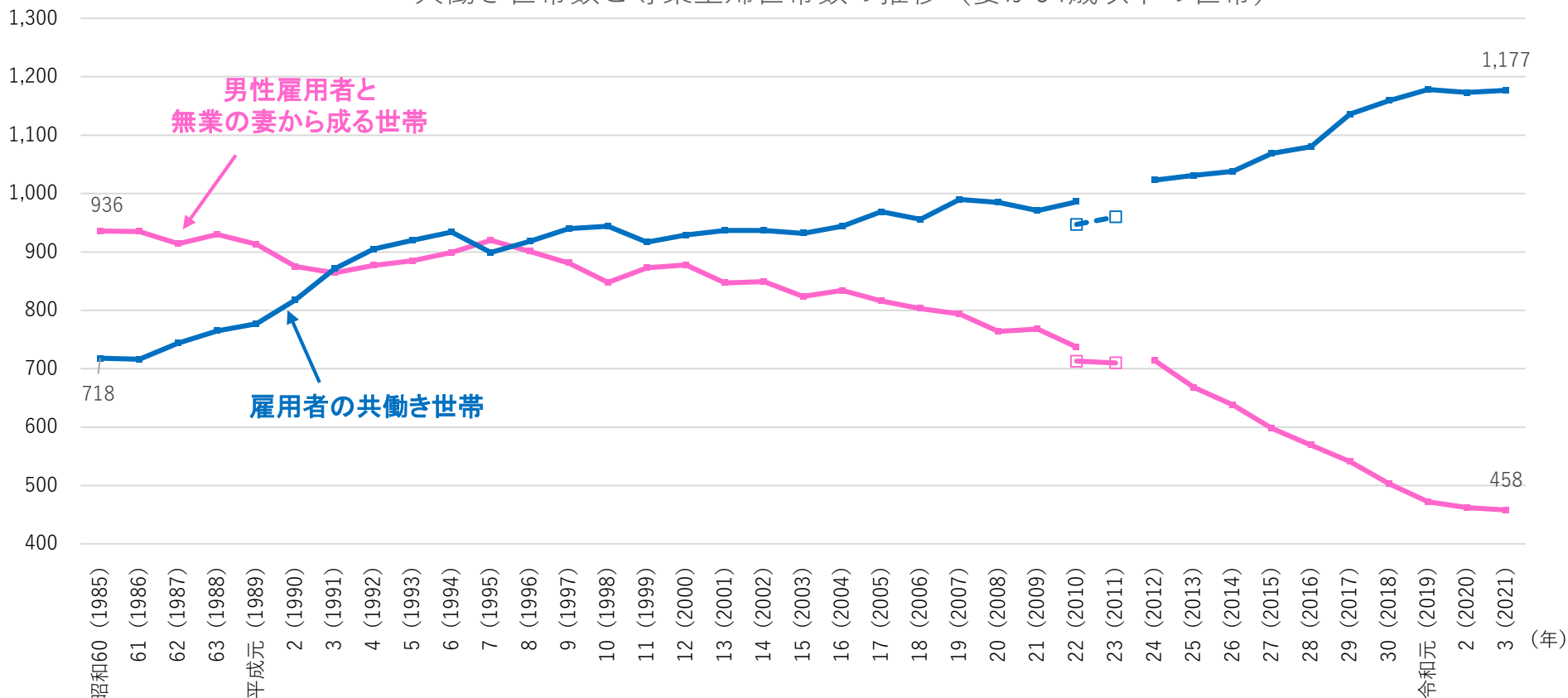
- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所 『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2018(平成30)年推計)より作成。
 2. 一般世帯に占める比率。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。
 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続き柄の世帯員であり、成人を含む。
 4. 平成27(2015)年は家族類型不詳を案分した世帯数を元に割合を計算している。令和2(2020)年以降は推計値。

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移①

- ・ 雇用者の共働き世帯（妻が64歳以下の世帯）は増加傾向。
- ・ 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦で妻が64歳以下の世帯）は減少傾向にあり、2021年では、夫婦のいる世帯（妻が64歳以下の世帯）全体の23.1%となっている。

(万世帯)

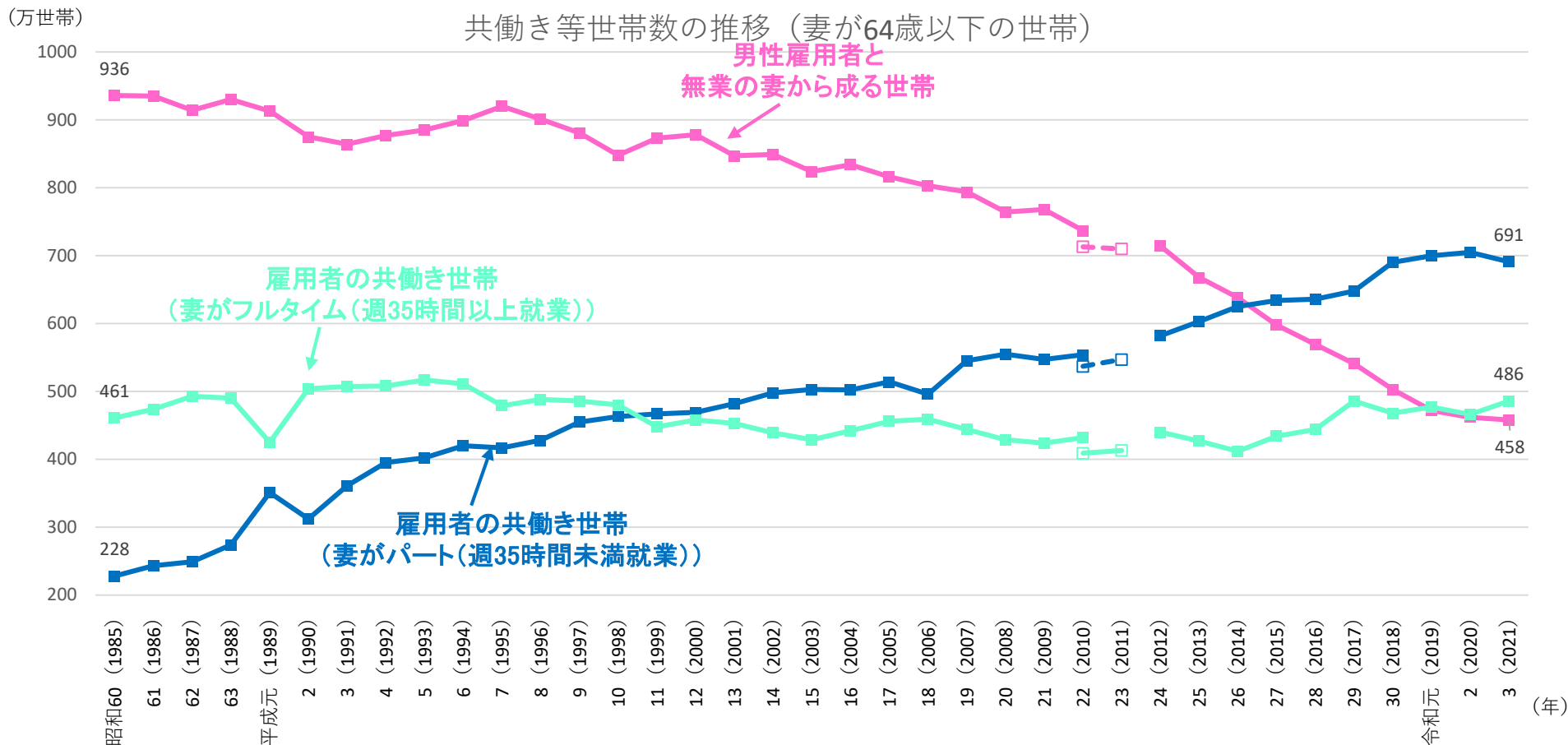
共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）



- (備考)
1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
 4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移②

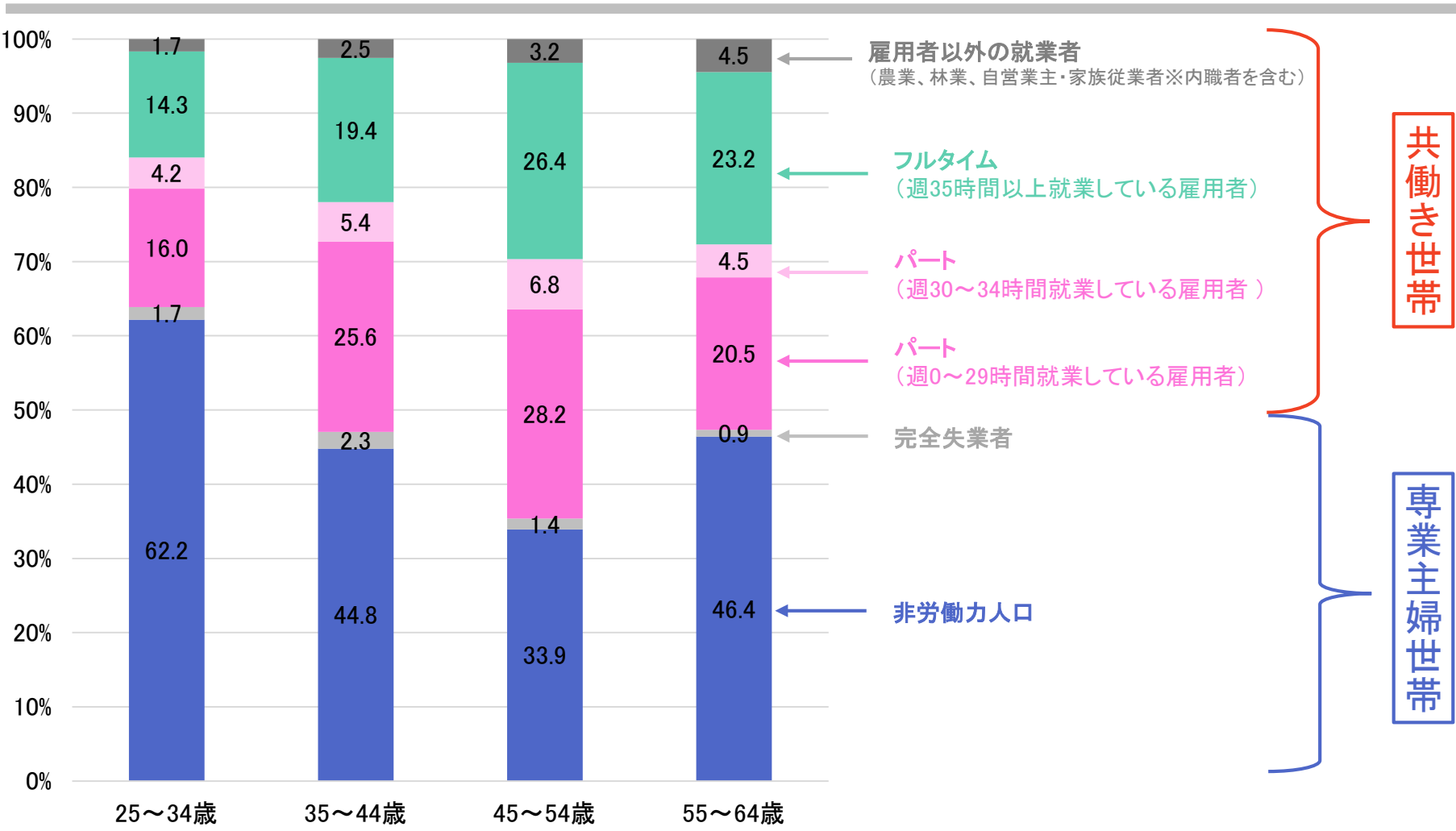
- 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（妻が64歳以下の世帯）は減少傾向。
2021年の世帯数（458万世帯）は1985年（936万世帯）の半分以上となっている。
- 妻がパートの共働き世帯数（妻が64歳以下の世帯）は増加傾向。
- 妻がフルタイムの共働き世帯数（妻が64歳以下の世帯）は横ばい。



- (備考)
- 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 - 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
 - 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
 - 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

夫婦と子供から成る世帯の妻の就業状態別割合（妻の年齢階級別）（2005年）

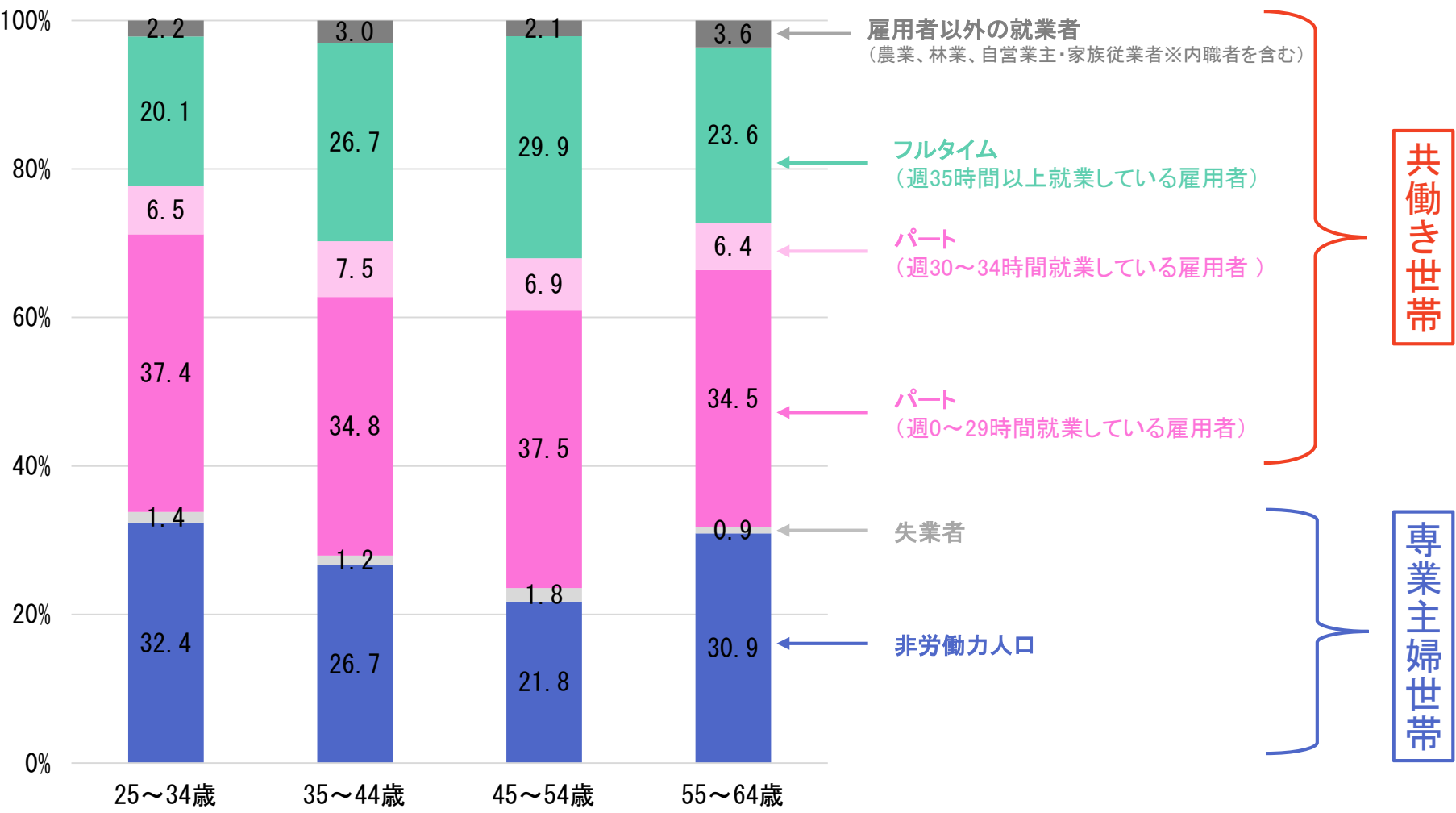
・ 夫が週35時間以上就業している雇用者の世帯についてみると、妻が25～34歳の世帯では、専業主婦世帯が63.9%、共働き世帯が36.1% となっている。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。
2. 夫が非農林業雇用者かつ週35時間以上就業している世帯。

夫婦と子供から成る世帯の妻の就業状態別割合（妻の年齢階級別）（2021年）

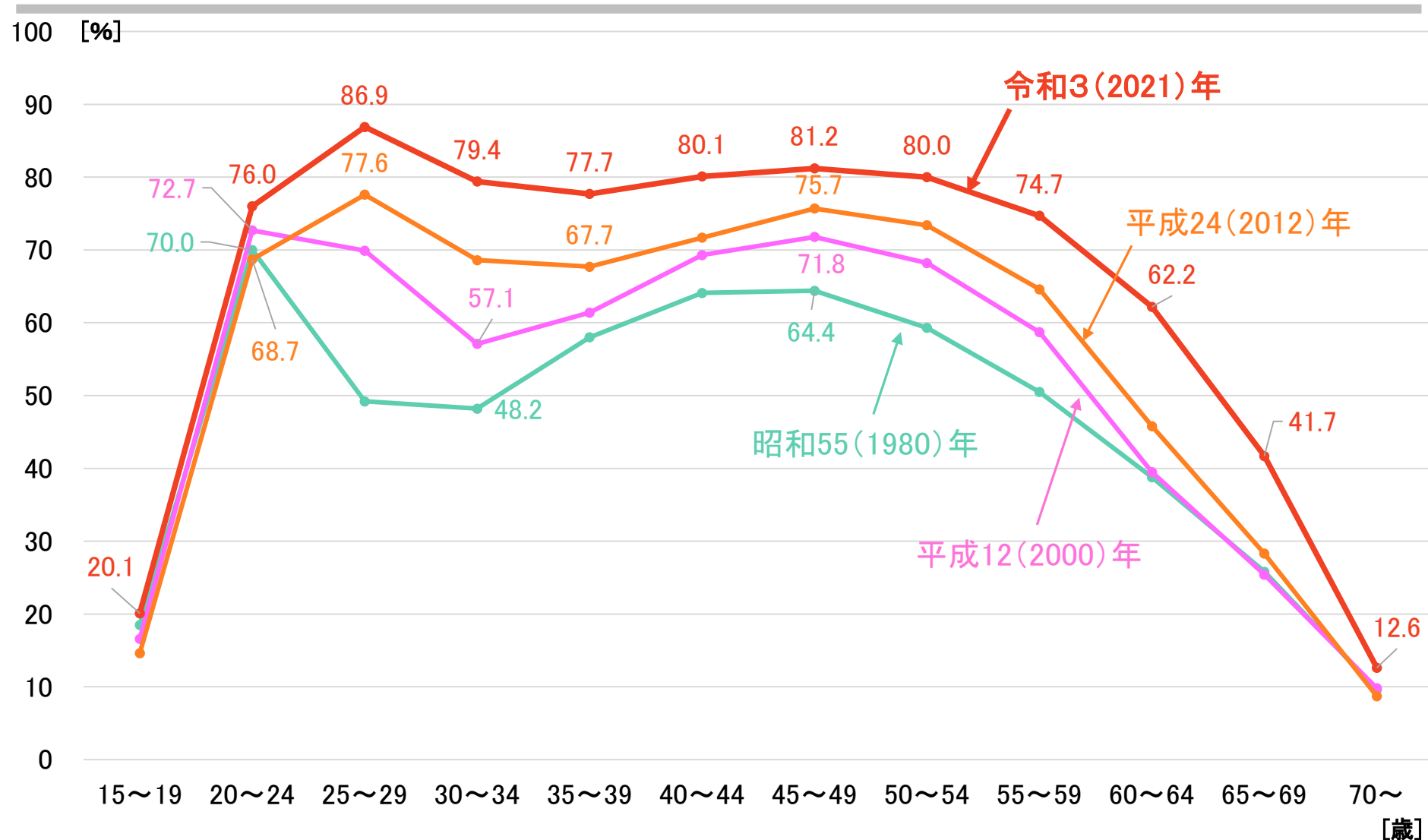
- ・ 夫が週35時間以上就業している雇用者の世帯についてみると、妻が25～34歳の世帯では、専業主婦世帯が33.8%、共働き世帯が66.2% となっている。
- ・ 共働き世帯を詳しく見ると、どの年齢階級でも、妻がパート（週35時間未満）の割合の方が、妻がフルタイム（週35時間以上）の割合より高い。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。
2. 夫が非農林業雇用者かつ週35時間以上就業している世帯。

女性の年齢階級別労働力率の推移

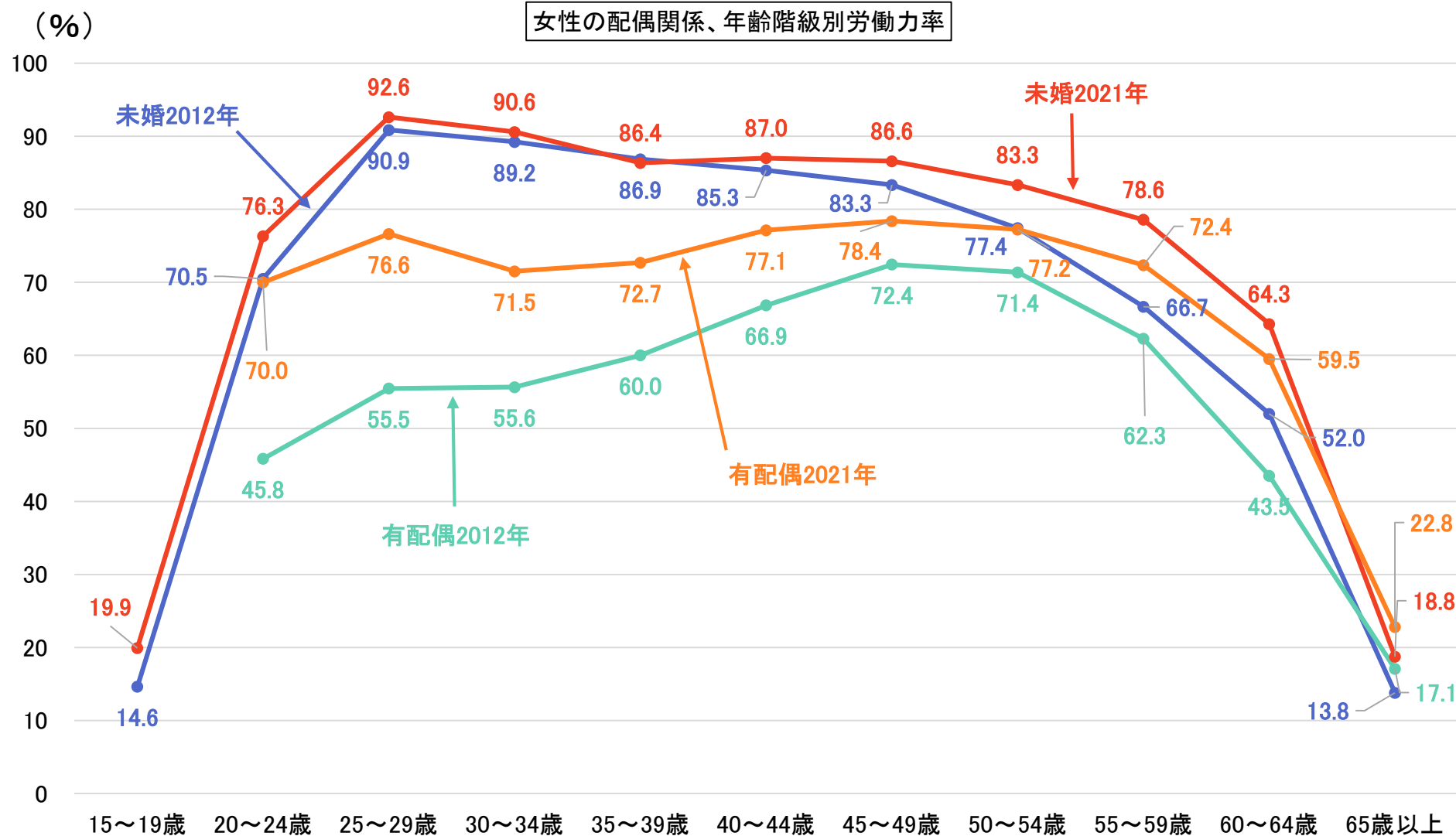
- 我が国の女性の年齢階級別労働力率は、M字カーブを描いているものの、以前よりもカーブは浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇している。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 労働力率は「労働力人口（就業者＋完全失業者）」／「15歳以上人口」×100。

女性の配偶関係、年齢階級別労働力率

- 2012年と比較すると、未婚者の35～39歳を除く全ての年齢階級において、労働力率が上昇している。
- 2021年は、未婚者は「25～29歳」(92.6%)が最も高く、有配偶者は「45～49歳」(78.4%)が最も高い。

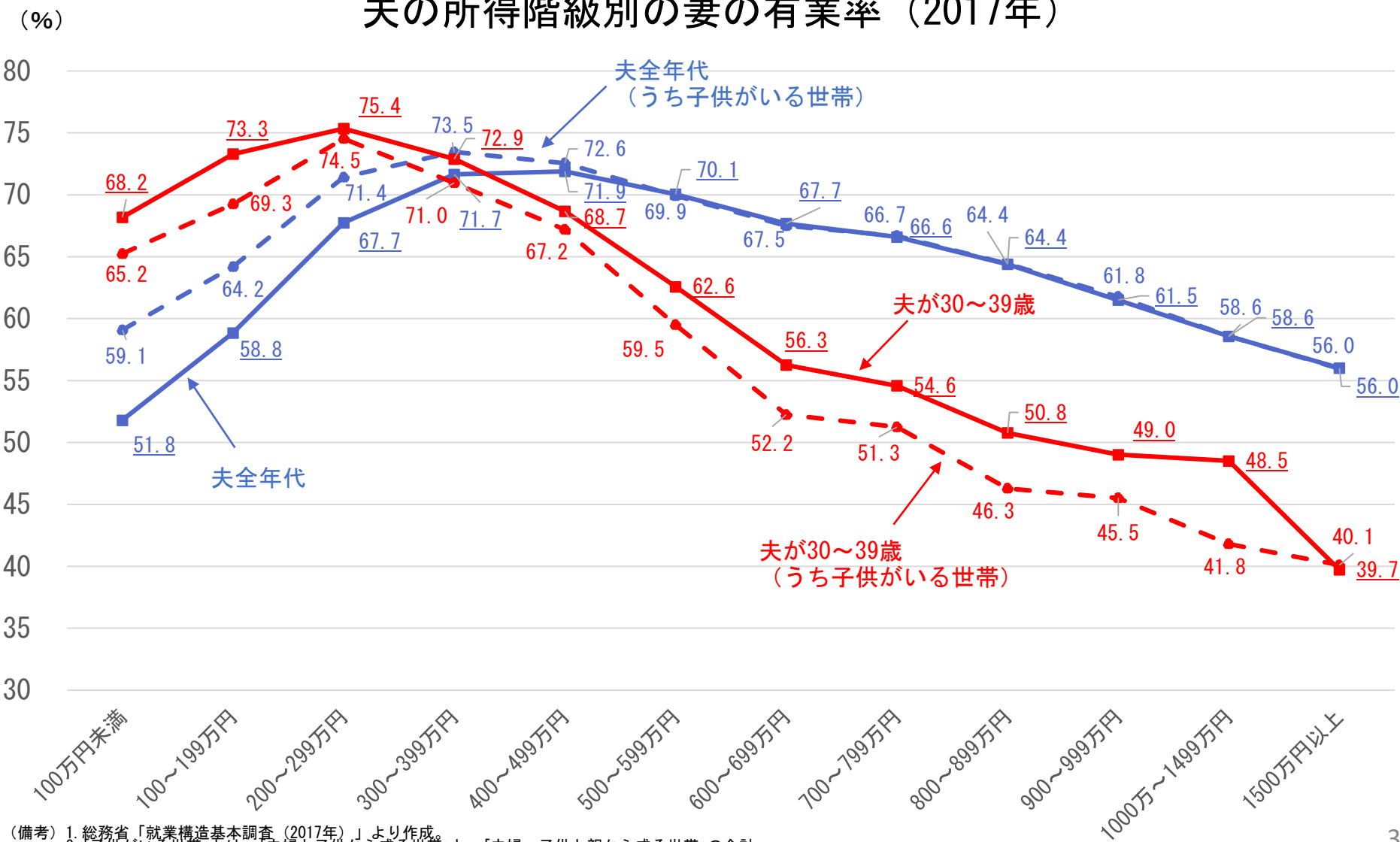


(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 労働力率は、「労働力人口（就業者＋完全失業者）」／「15歳以上人口」×100。

夫の所得階級別の妻の有業率（2017年）

- ・30代の夫の所得階級別に見ると、夫の所得階級が高くなるほど妻の有業率が低くなる（いわゆる専業主婦が多くなる）傾向。
- ・夫が30代の場合は、子供がいる世帯の妻の有業率は低くなっている。

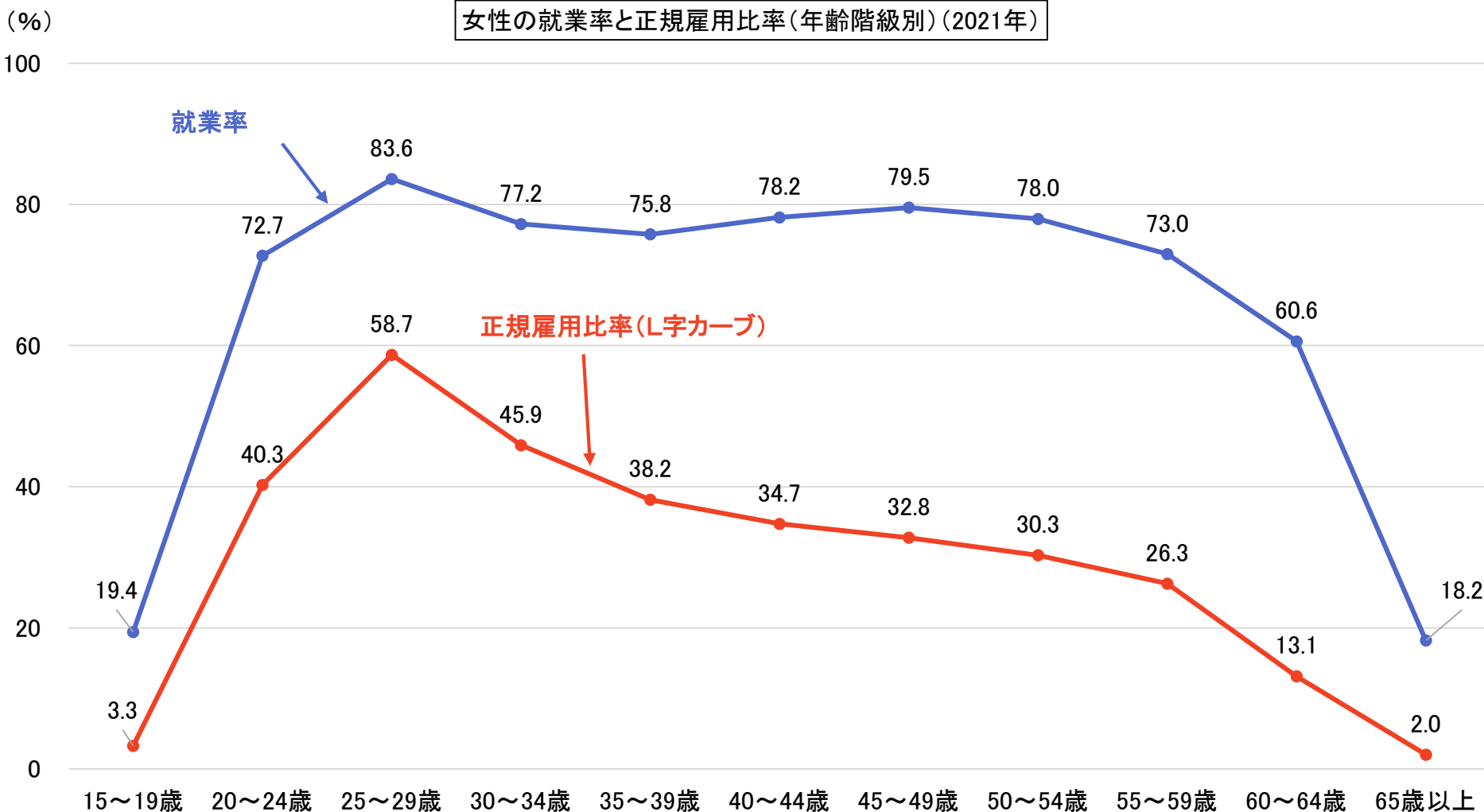
夫の所得階級別の妻の有業率（2017年）



女性の年齢階級別正規雇用比率(L字カーブ)(2021年)

- 女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）は25～29歳の58.7%をピークに低下する。

女性の就業率と正規雇用比率(年齢階級別)(2021年)



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。

3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100。

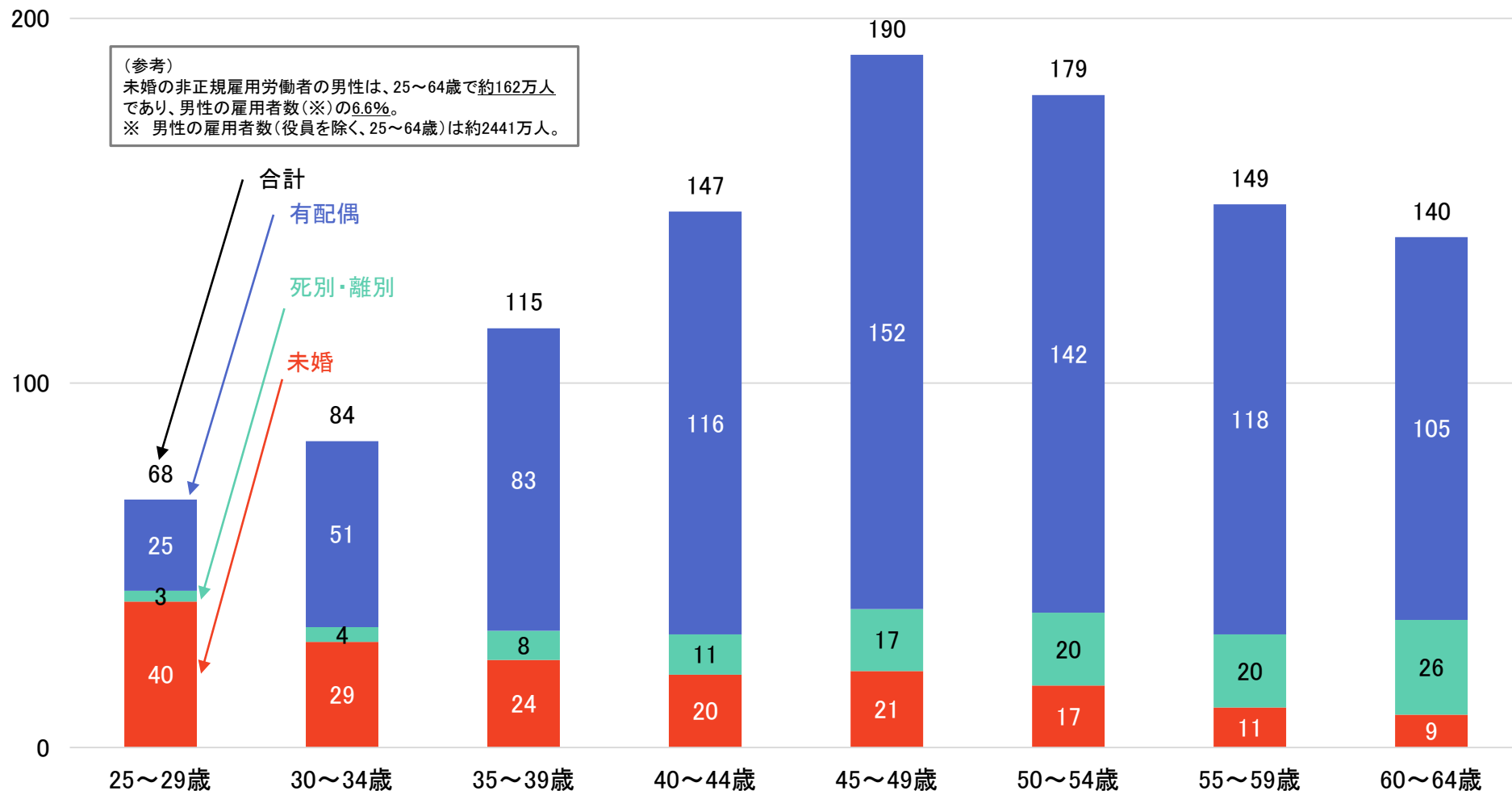
女性の非正規雇用労働者数（配偶関係、年齢階級別）（2021年）

- 未婚の非正規雇用労働者の女性は、25～64歳で約171万人であり、女性の雇用者数（※）の8.0%。

※女性の雇用者数（役員を除く、25～64歳）は約2128万人。

[万人]

女性の非正規雇用労働者数（配偶関係、年齢階級別）（2021年）



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
2. 合計とは、「未婚」、「死別・離別」、「有配偶」の数値を合計した値。

男性の非正規雇用労働者数（配偶関係、年齢階級別）（2021年）

- 未婚の非正規雇用労働者の男性は、25～64歳で約162万人であり、男性の雇用者数（※）の6.6%。

※男性の雇用者数（役員を除く、25～64歳）は約2441万人。

[万人]

男性の非正規雇用労働者数（配偶関係、年齢階級別）（2021年）

200

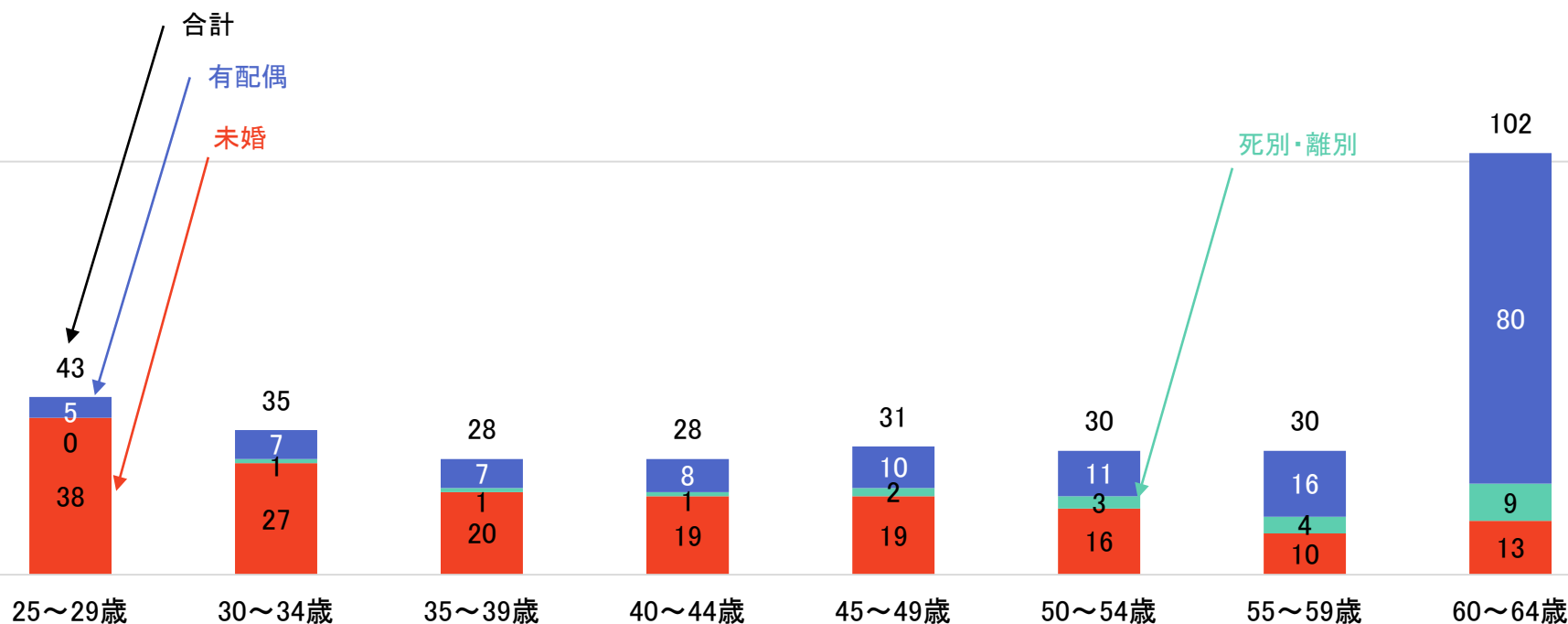
100

0

(参考)

未婚の非正規雇用労働者の女性は、25～64歳で約171万人であり、女性の雇用者数（※）の8.0%。

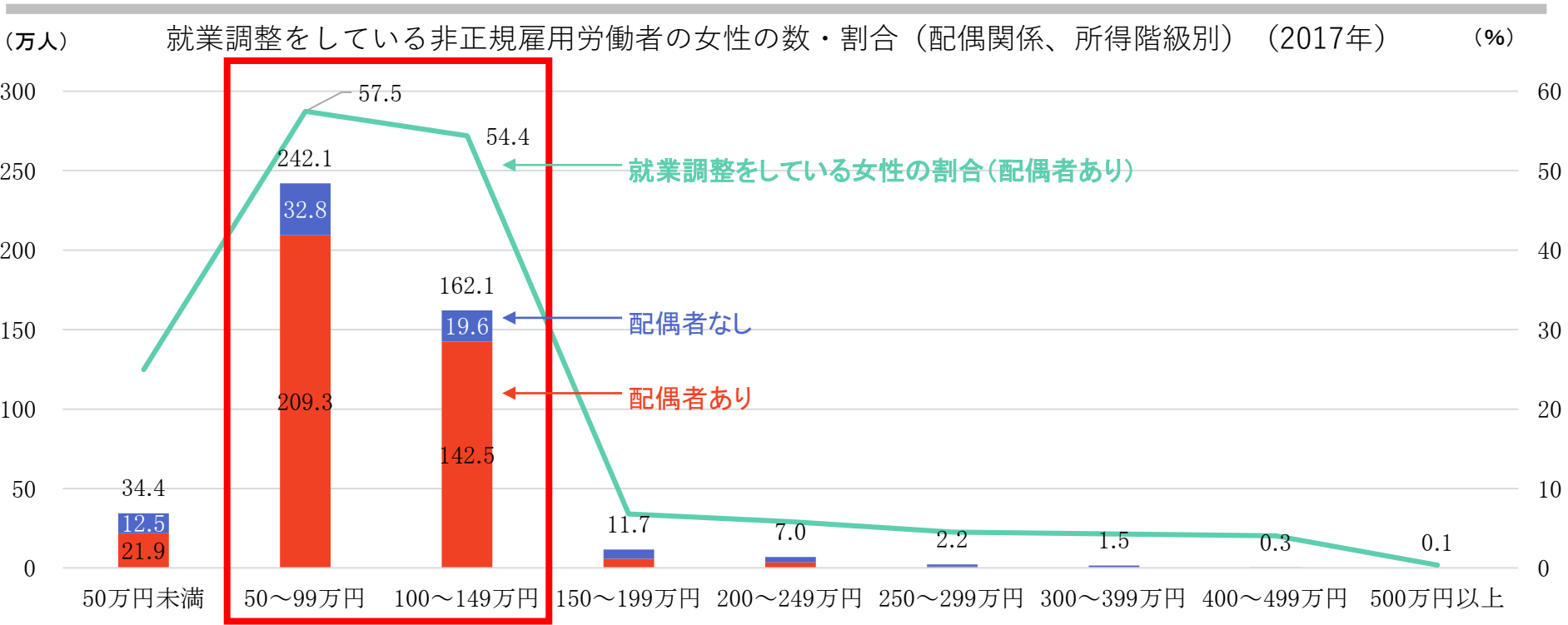
※ 女性の雇用者数（役員を除く、25～64歳）は約2128万人。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

2. 合計とは、「未婚」、「死別・離別」、「有配偶」の数値を合計した値。

・ 有配偶の非正規雇用労働者の女性では、所得が50～99万円の者の57.5%、所得が100～149万円の者の54.4%が就業調整をしている。



(備考) 1.総務省「就業構造基本調査」より作成。
2.「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問に対する「している」との回答を集計。

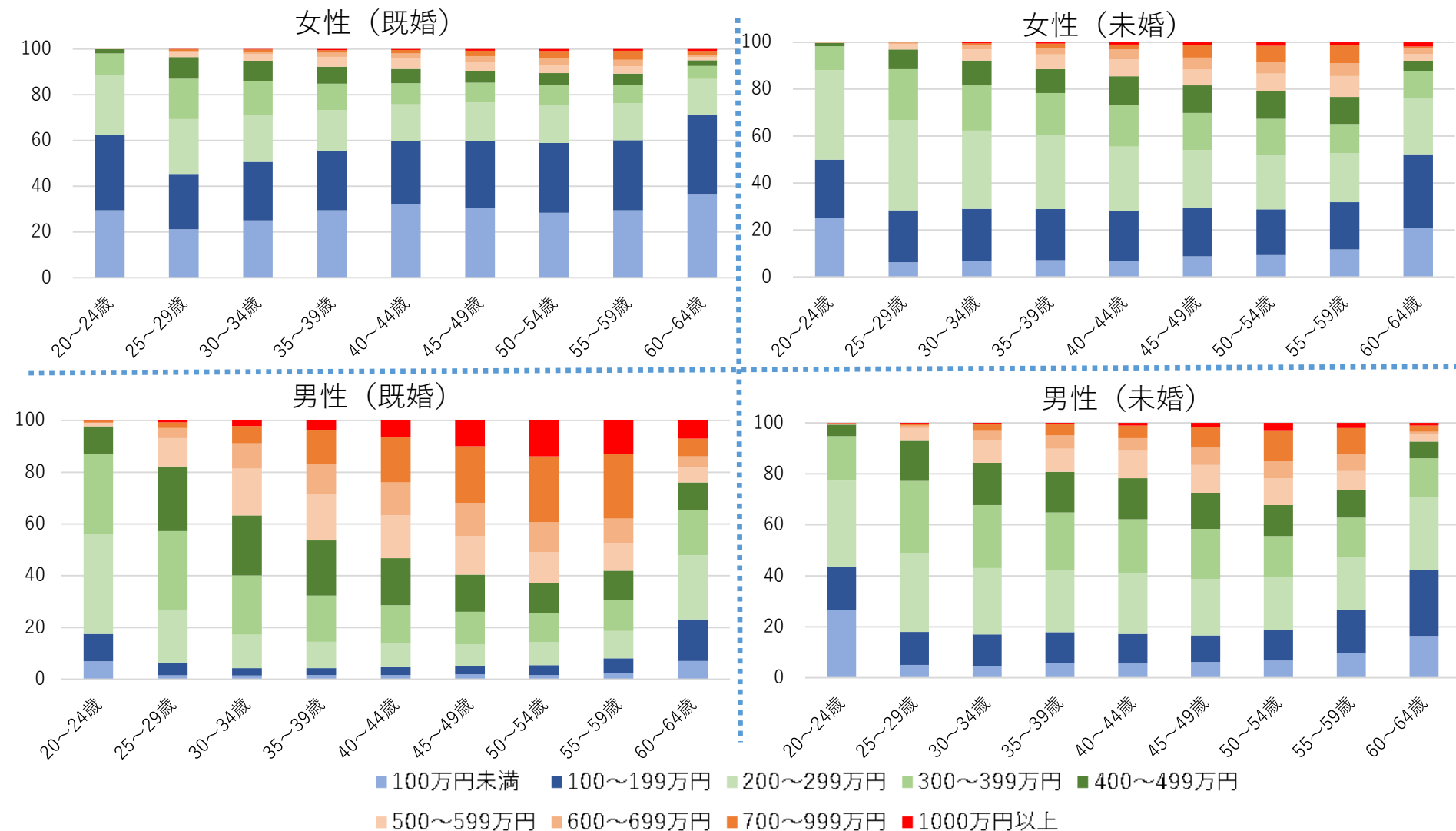
(参考)

就業調整の有無	非正規雇用の女性の総数 (万人)	
	配偶者あり	配偶者なし (配偶関係不詳を含む)
就業調整をしている (女性)	463.6	77.4
就業調整をしていない (女性)	940.5	419.6
合計	1,404.1	497.0

所得階級別有業者割合（男女、配偶関係、年齢階級別）（2017年）

図-36

- ・男性は、全年齢区分において、未婚者よりも既婚者の方が所得が高い傾向にある。
- ・女性は、全年齢区分において、既婚者よりも未婚者の方が所得が高い傾向にある。
- ・既婚の男女を比較すると、全年齢区分において、男性の方が所得が高い傾向にある。
- ・未婚の男女を比較すると、全年齢区分において、男性の所得が高い傾向にあるが、所得差は小さい。

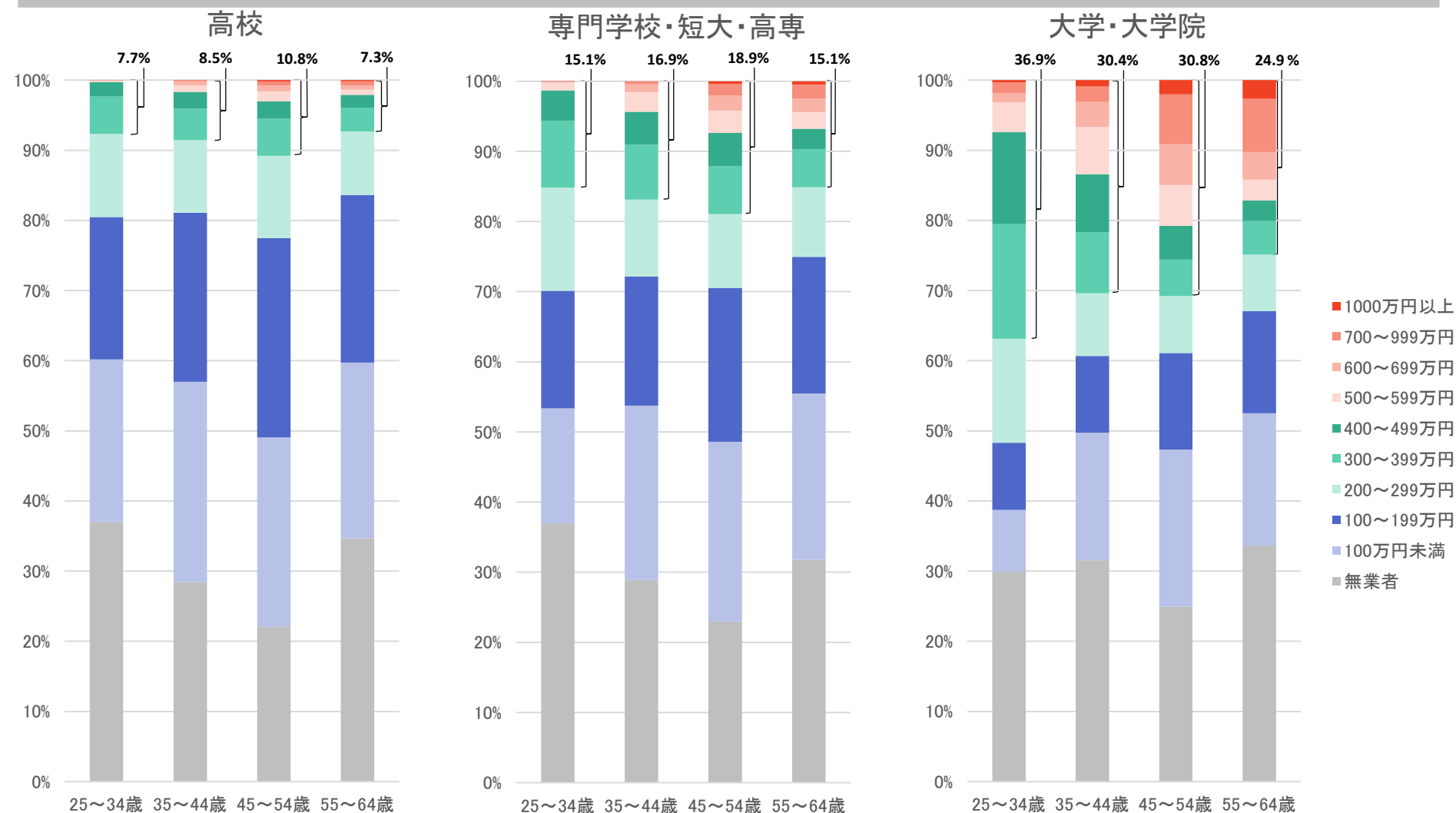


（備考） 1. 総務省「就業構造基本調査（2017年）」より作成。

2. ここでの「既婚」とは、配偶関係「総数」から「未婚」を除いたものを指し、「死別・離別」「不詳」を含む。

既婚女性の最終学歴と本人の所得の関係

- ・ 高校卒業者の約8割、専門学校・短大・高専卒業者の約7割は、所得が200万円未満。
- ・ 大学・大学院卒業者で所得が200万円未満の割合は、35歳以上では約6割。
- ・ 女性の経済的エンパワーメント（経済的に自立する力）が課題。



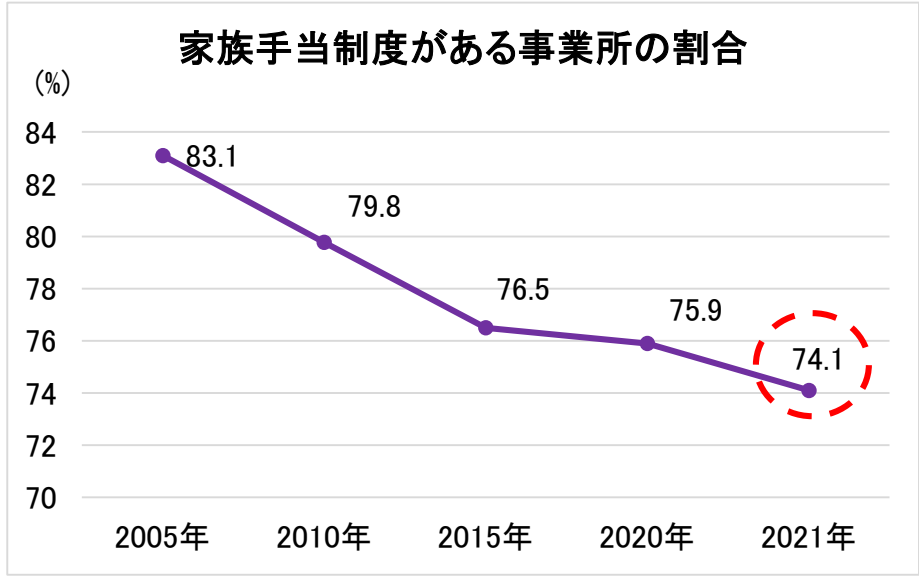
（備考） 1. 総務省「就業構造基本調査（2017年）」より作成。

2. 無業者には昭和62年以前に前職を辞め現在も無業の者は含まれないため、実際には、2017年時点で50歳代以上の者は無業者がより多い可能性がある。

家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の状況

- ・ 家族手当を支給している企業は減少傾向にあるが、依然として2021年時点で企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所の74.1%が家族手当を支給している。
- ・ 配偶者に家族手当を支給している企業のうち、配偶者の収入による制限がある企業は86.7%。その多くが103万円（45.4%）又は130万円（36.9%）を収入制限にしている。

民間における家族手当制度がある事業所の割合



(備考) 人事院「職種別民間給与実態調査」より作成。

国家公務員の扶養手当

手当名	内容・支給額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給
	(支給額)
	配偶者 6,500円 ※
	子 10,000円
	子(16歳年度初め～22歳年度末) 加算 5,000円
	父母等 6,500円 ※
※ 行政職俸給表(一)8級職員等の場合、支給額は3,500円となり、行政職俸給表(一)9級以上職員等の場合、支給されない。	

(備考) 人事院「国家公務員の諸手当の概要」(令和3年4月時点)より抜粋。

民間における家族手当の支給状況(2021年)

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		74.1% (100%)
配偶者に家族手当を支給する		(74.5%) [100%]
配偶者の収入による制限がある		[86.7%] <100%>
収入制限の額	103万円	<45.4%>
	130万円	<36.9%>
	150万円	<7.0%>
	その他	<10.6%>
配偶者の収入による制限がない		[13.3%]
配偶者に家族手当を支給しない		(25.5%)
家族手当制度がない		25.9%

- (備考) 1. 人事院「令和3年職種別民間給与実態調査」より作成。
2. ()内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
3. []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
4. < >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
5. 従業員数ウェイトを用いて算出した割合である。

民間における家族手当の支給月額(扶養家族の構成別)(2021年)

扶養家族の構成別支給月額	配偶者	12,713円
	配偶者と子1人	19,145円
	配偶者と子2人	25,243円

- (備考) 1. 人事院「令和3年職種別民間給与実態調査」より抜粋。
2. 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

ひとり親世帯の状況

- ・ およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加している。
- ・ ひとり親世帯（特に母子世帯）は、就業率が高いが、平均年間就労収入が一般世帯と比べて低い。また、養育費を受け取っていない世帯が全体の4分の3となっている。

(昭和63(1988)年) (平成28(2016)年)

母子世帯数【注】 84.9万世帯 → 123.2万世帯 (ひとり親世帯の86.8%)

父子世帯数【注】 17.3万世帯 → 18.7万世帯 (ひとり親世帯の13.2%)

【注】 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

		母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
就業率		81.8%	85.4%	女性71.3% 男性83.9%
	雇用者(役員を除く)のうち 正規雇用労働者	47.7%	89.7%	女性49.2% 男性83.3%
	雇用者(役員を除く)のうち 非正規雇用労働者	52.3%	10.3%	女性50.8% 男性16.7%
平均年間就労収入		200万円 正規雇用労働者:305万円 パート・アルバイト等:133万円	398万円 正規雇用労働者:428万円 パート・アルバイト等:190万円	平均給与所得 女性293万円 男性532万円
養育費受取率		24.3%	3.2%	—

(備考) 1. 母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査(平成28年度)」より作成。

母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」

(「派遣社員」、「パート・アルバイト等」の計)の合計を総数として算出した割合。平均年間就労収入は、母子世帯及び父子世帯の母又は父自身の就労収入。

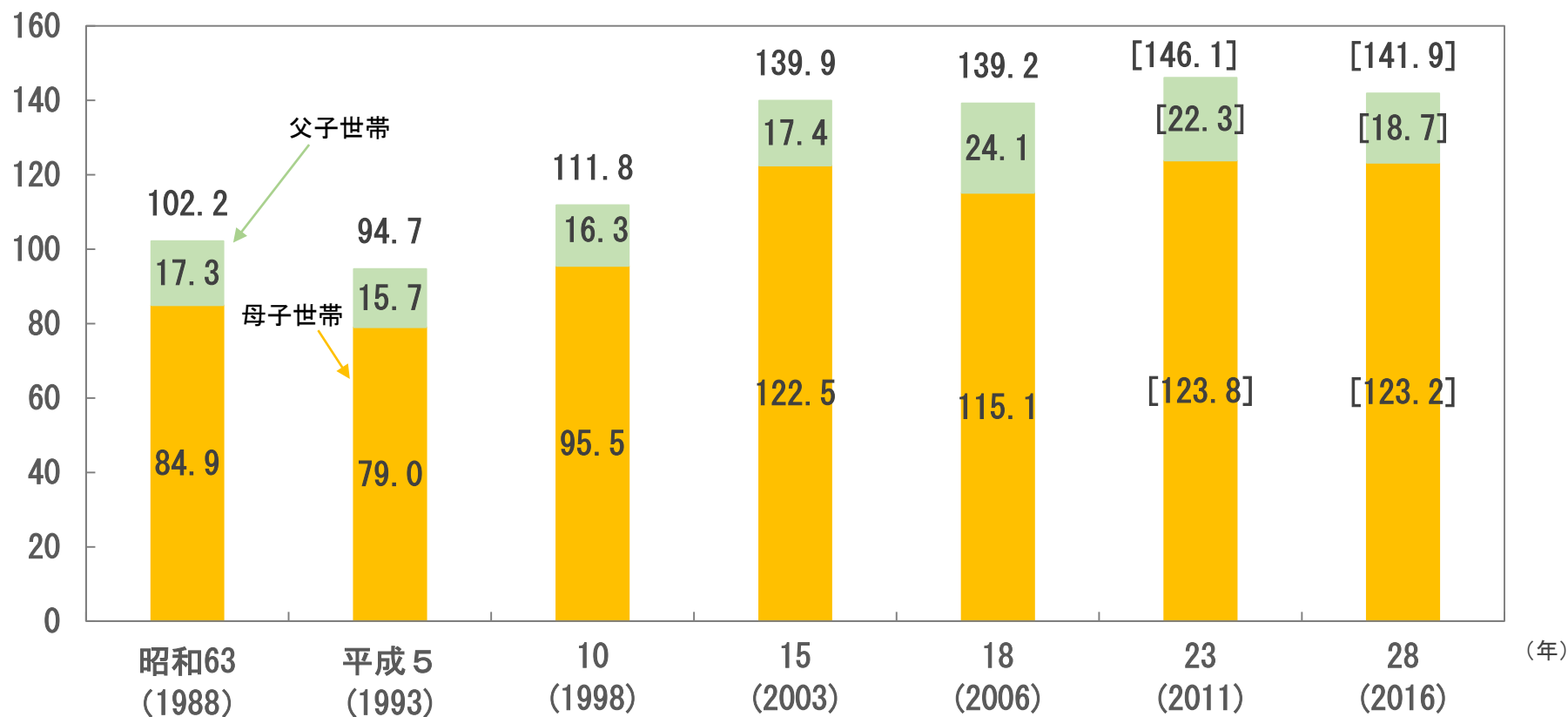
2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査(令和3年)15~64歳」、平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査(令和2年)」より作成。

母子世帯数及び父子世帯数の推移

・ひとり親世帯数は、およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加している。

(万世帯)

母子世帯数及び父子世帯数の推移



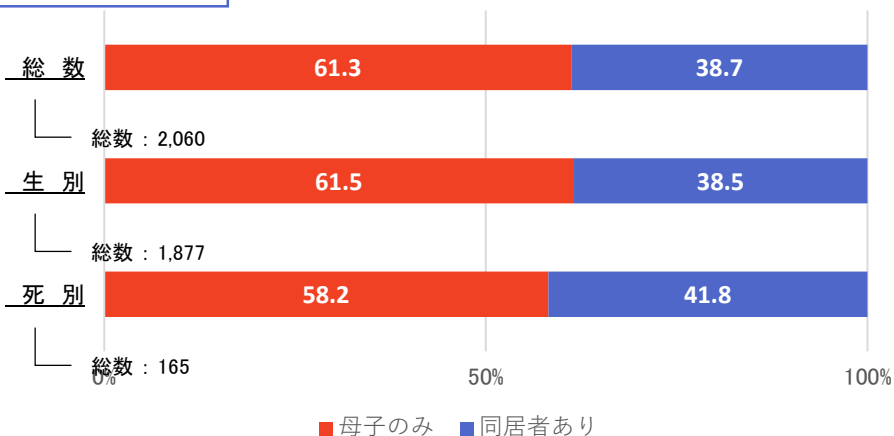
- (備考)
1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 各年11月1日現在。
 3. 母子(父子)世帯は、父(又は母)のいない児童(満20歳未満の子供であって、未婚のもの)がその母(又は父)によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
 4. 平成23年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28年値は、熊本県を除く。

ひとり親世帯の世帯構成

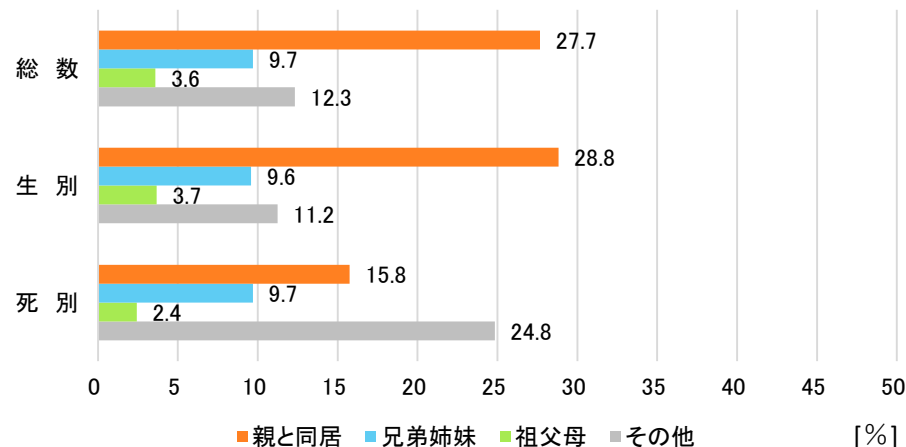
- ・ 子供以外の同居者がいる父子世帯の約半数が、親と同居している。

母子世帯

世帯構成

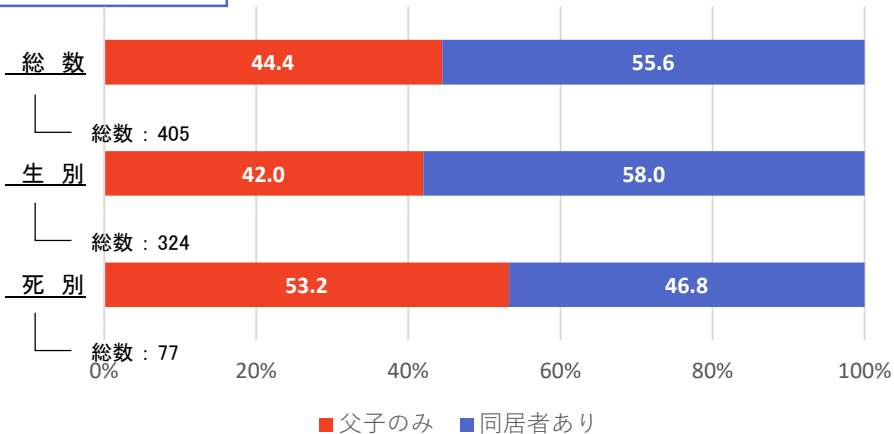


同居者の種別

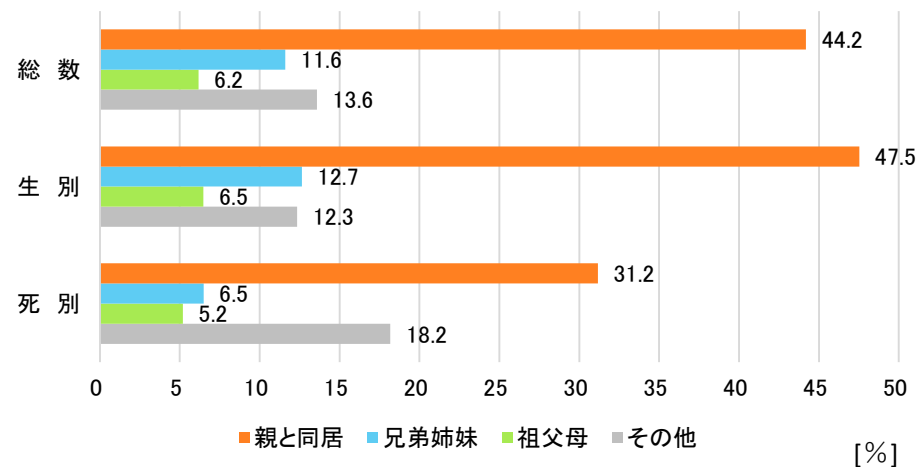


父子世帯

世帯構成



同居者の種別

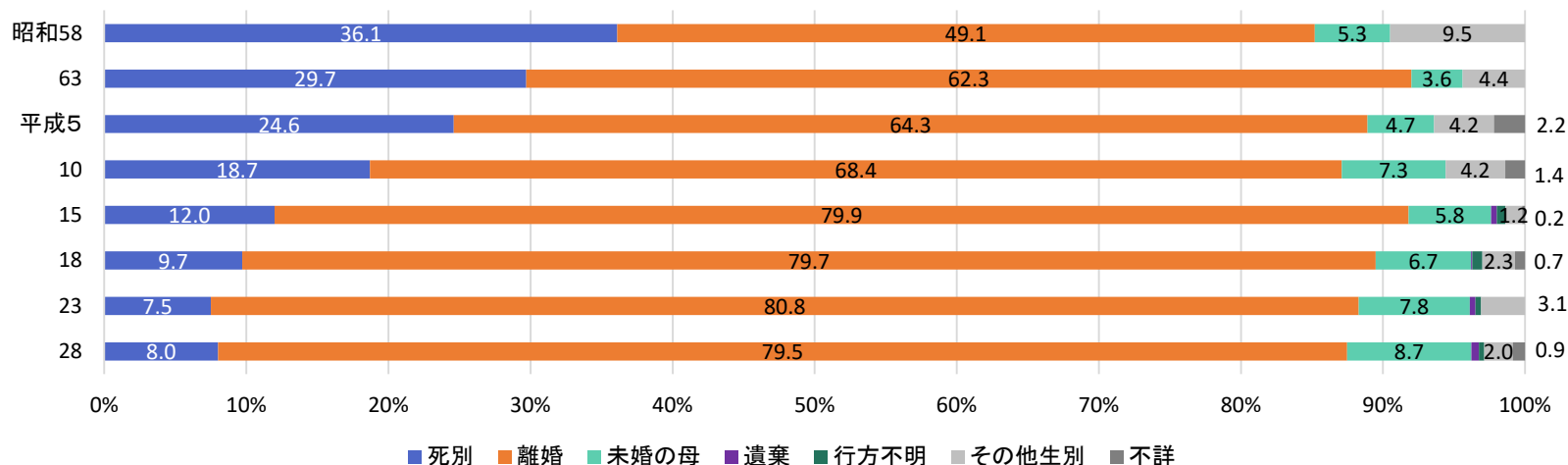


- (備考) 1. 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 不詳を除いているため、総数と生別・死別の合計は一致しない。
 3. 同居者の種別の割合は総数との対比。同居者の種別については複数回答。

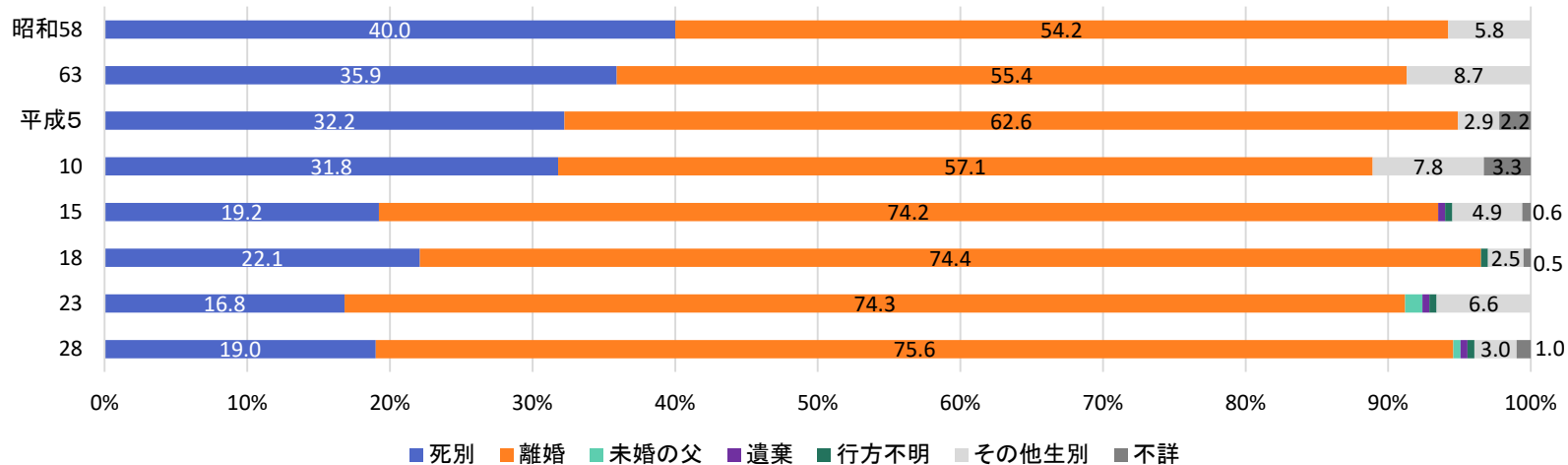
ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合

- 母子世帯、父子世帯ともに、長期的に死別の割合が低下。2016年は、母子世帯の79.5%、父子世帯の75.6%が、離婚によりひとり親世帯となっている。

○ 母子世帯



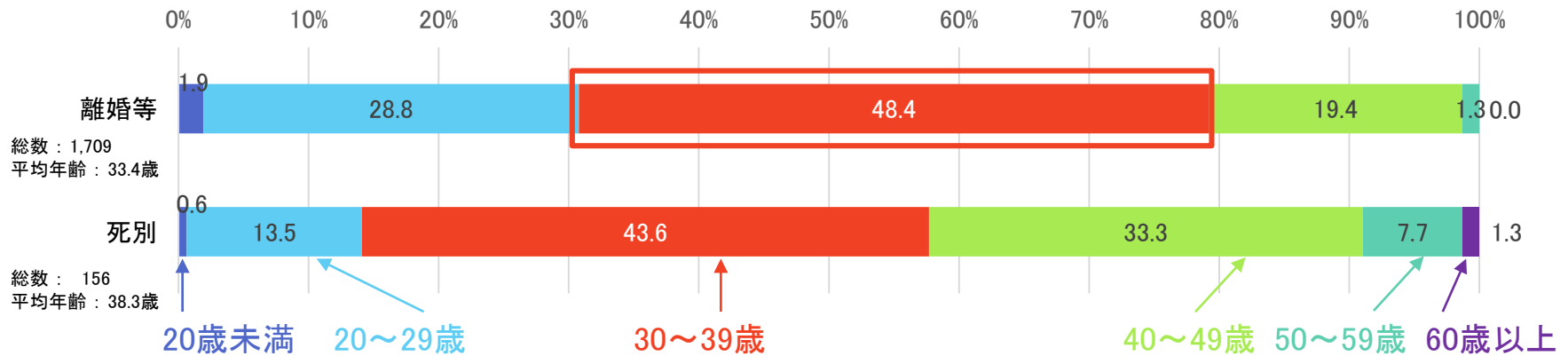
○ 父子世帯



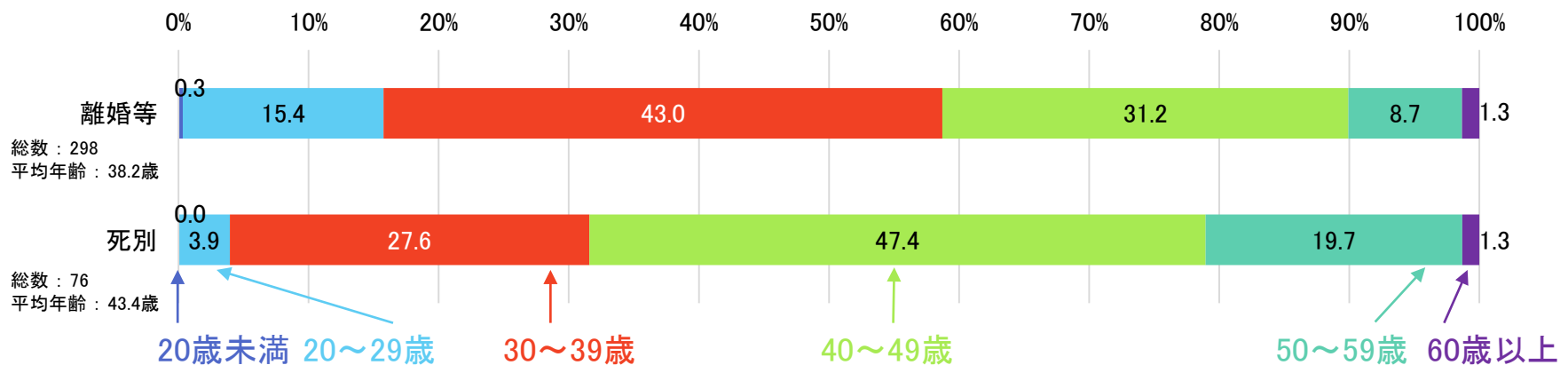
ひとり親世帯になった時の親の年齢

- 離婚等の場合、母子世帯の48.4%が30代でひとり親世帯となっており、次いで20代(28.8%)、40代(19.4%)となっている。

○母子世帯になった時の母の年齢階級別状況（母子世帯になった理由別）



○父子世帯になった時の父の年齢階級別状況（父子世帯になった理由別）

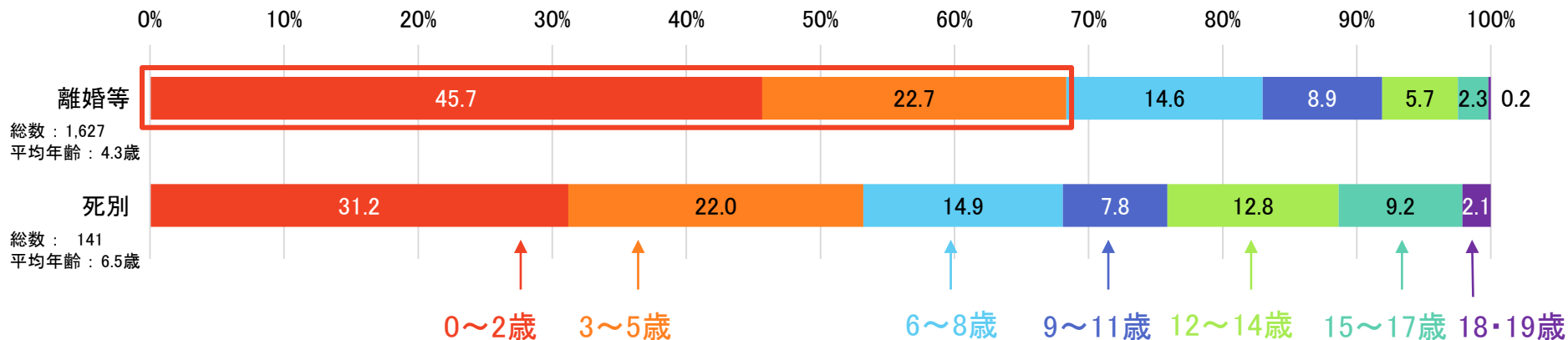


- (備考) 1. 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 母子世帯は、父のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。
 父子世帯は、母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 3. 「離婚等」は、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」において「生別」と定義されているもので、離婚、未婚の母、遺棄、行方不明、その他の合計。
 4. 年齢階級別の割合は、ひとり親世帯になった時の親の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。

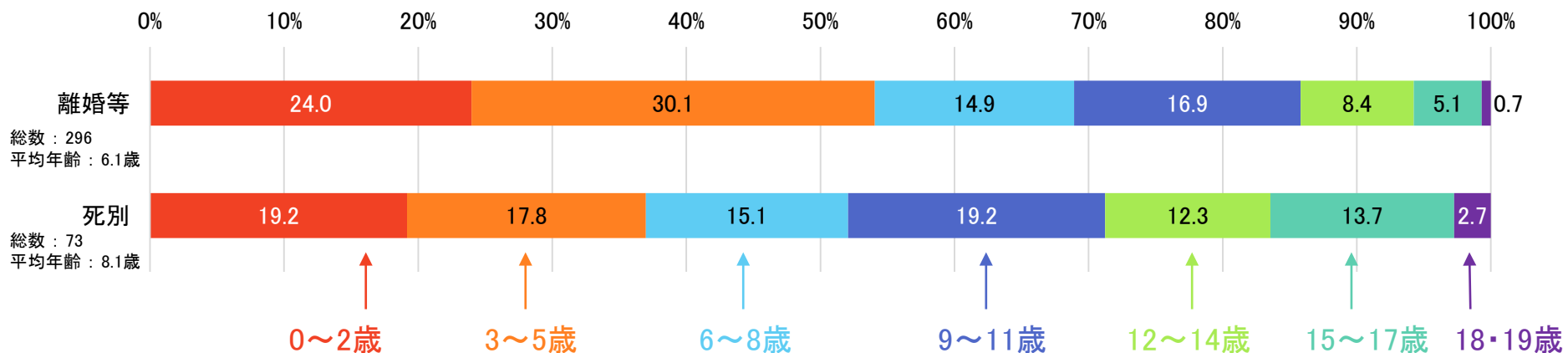
ひとり親世帯になった時の末子の年齢

- 離婚等の場合、末子が5歳以下で母子世帯になった割合が、全体の7割近くを占めている。

○母子世帯になった時の末子の年齢階級別状況（母子世帯になった理由別）



○父子世帯になった時の末子の年齢階級別状況（父子世帯になった理由別）

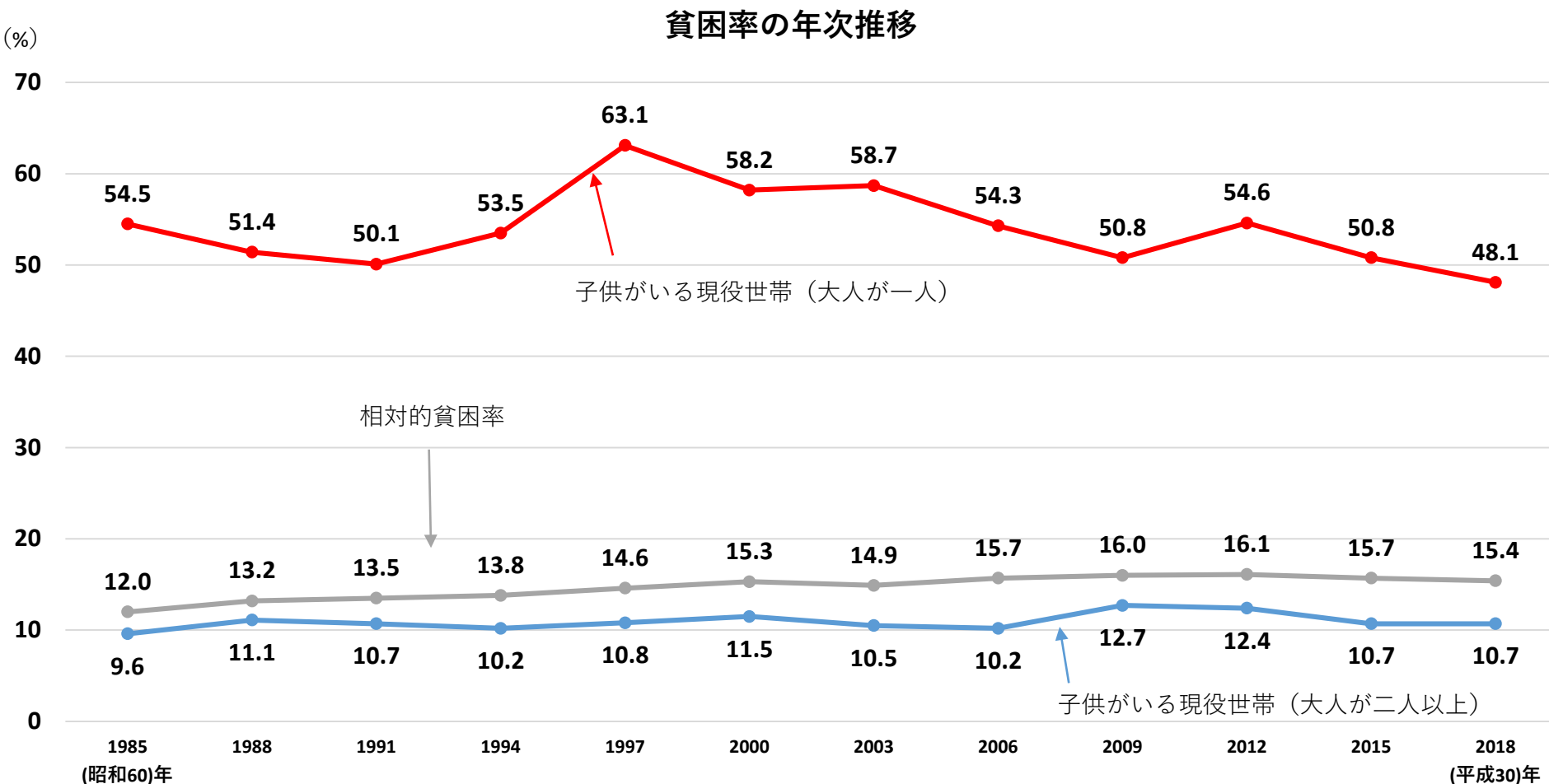


- （備考）
- 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 - 母子世帯は、父のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。
父子世帯は、母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 - 「離婚等」は、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」において「生別」と定義されているもので、離婚、未婚の母、遺棄、行方不明、その他の合計。
 - 年齢階級別の割合は、ひとり親世帯になった時の末子の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。

貧困率の年次推移

- ・ひとり親世帯（※）は、約半数が相対的貧困である。

※子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯



（備考）1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

2. 1994年の数値は兵庫県を除いたもの。2015年の数値は熊本県を除いたもの。

3. 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

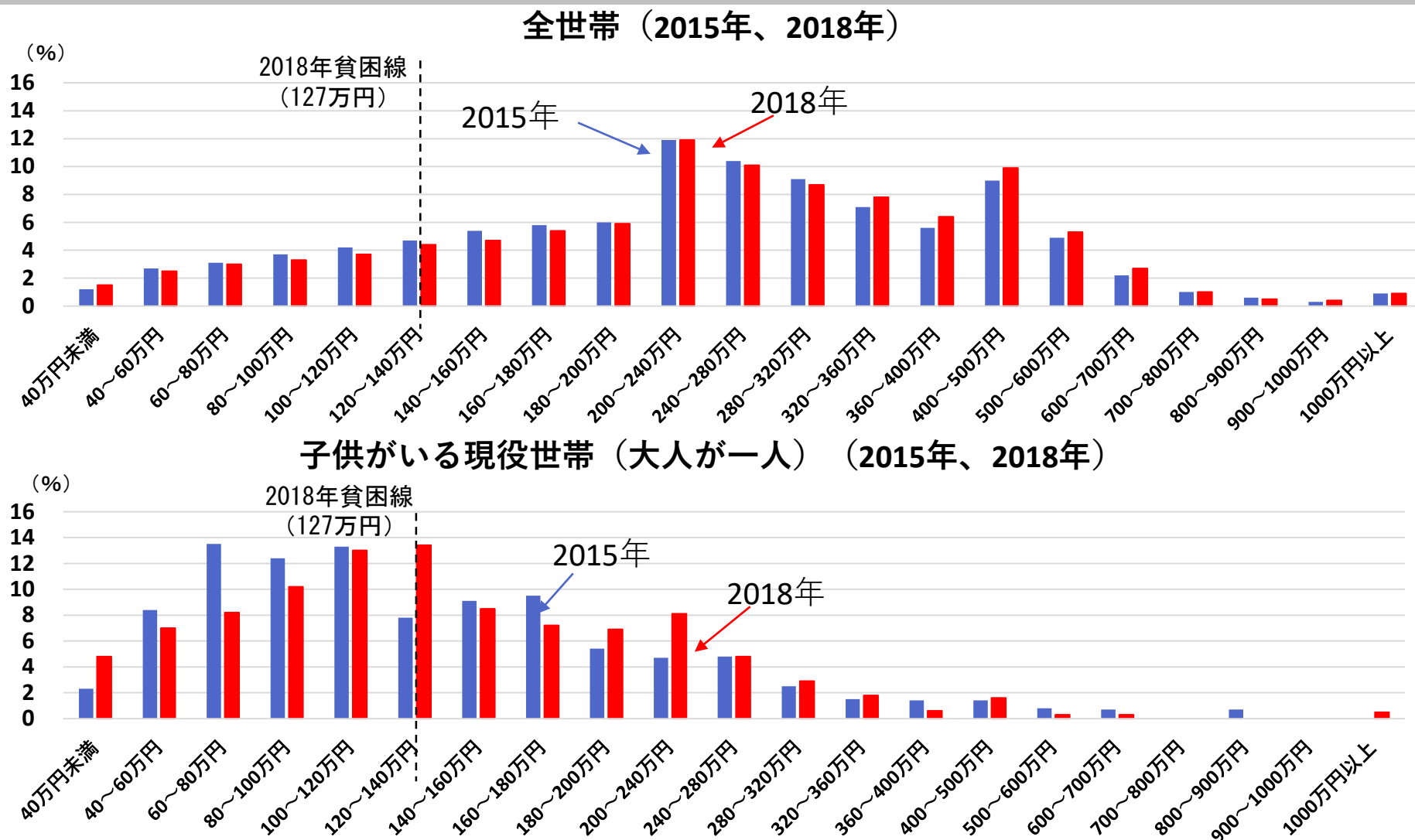
4. なお、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した

2018年の新基準の「相対的貧困率」は15.7%、「子供がいる現役世帯」のうち「大人が一人」の世帯員は48.3%、「大人が二人以上」の世帯員は11.2%となっている。

全世帯と子供がいる現役世帯（大人が一人）の等価可処分所得の分布

- ・ひとり親世帯（※）の等価可処分所得は、貧困線付近に多く分布している。

※ 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯

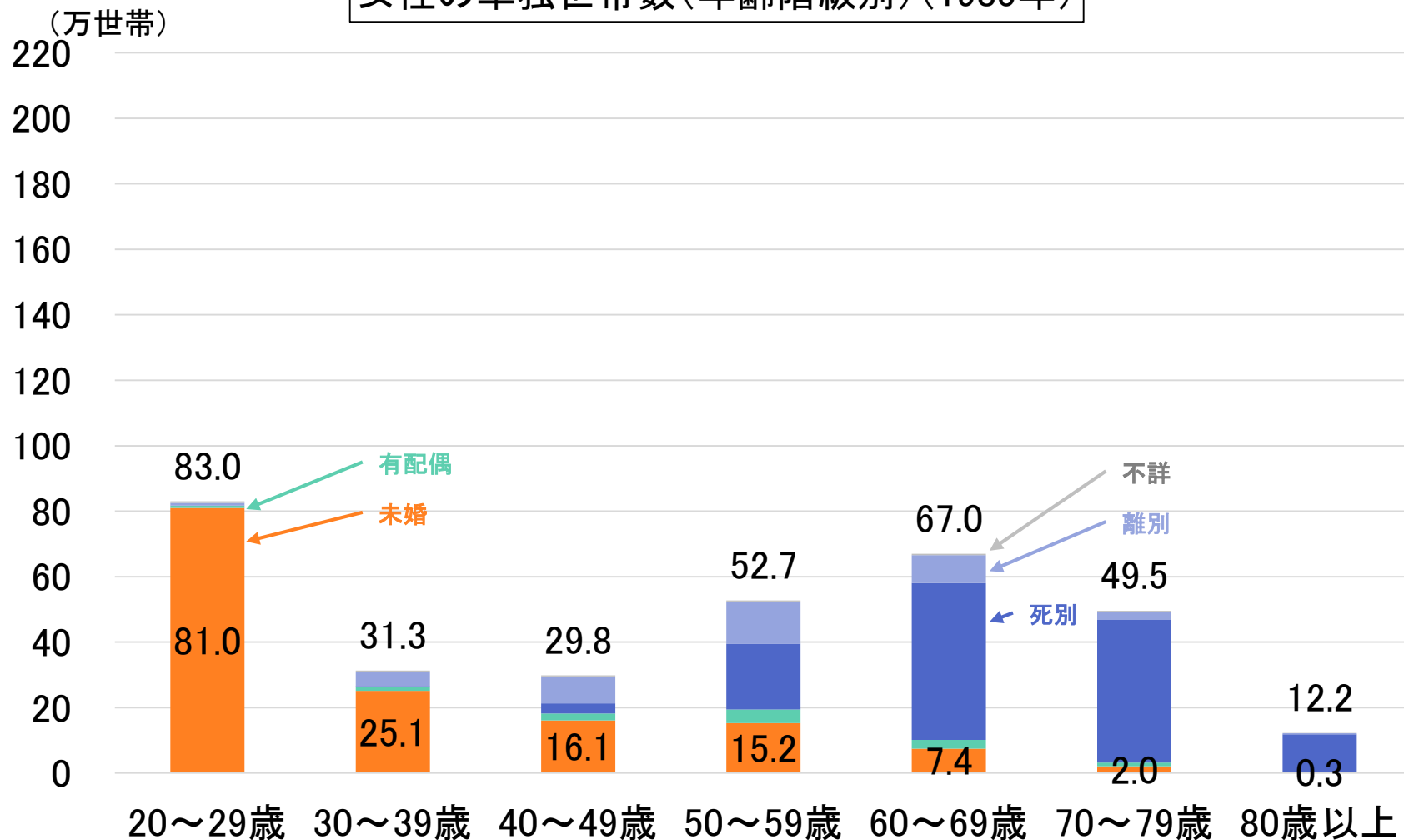


- （備考）
1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
 2. 2015年の数値は熊本県を除いたもの。
 3. 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4. 等価可処分所得金額不詳の世帯員を除く。

女性の単独世帯数（年齢階級別）（1985年）

- 一般世帯数（3798万世帯）のうち、女性単独世帯（347万世帯）は9.1%。
- 20歳以上について見ると、女性単独世帯は326万世帯、うち未婚は147万世帯。

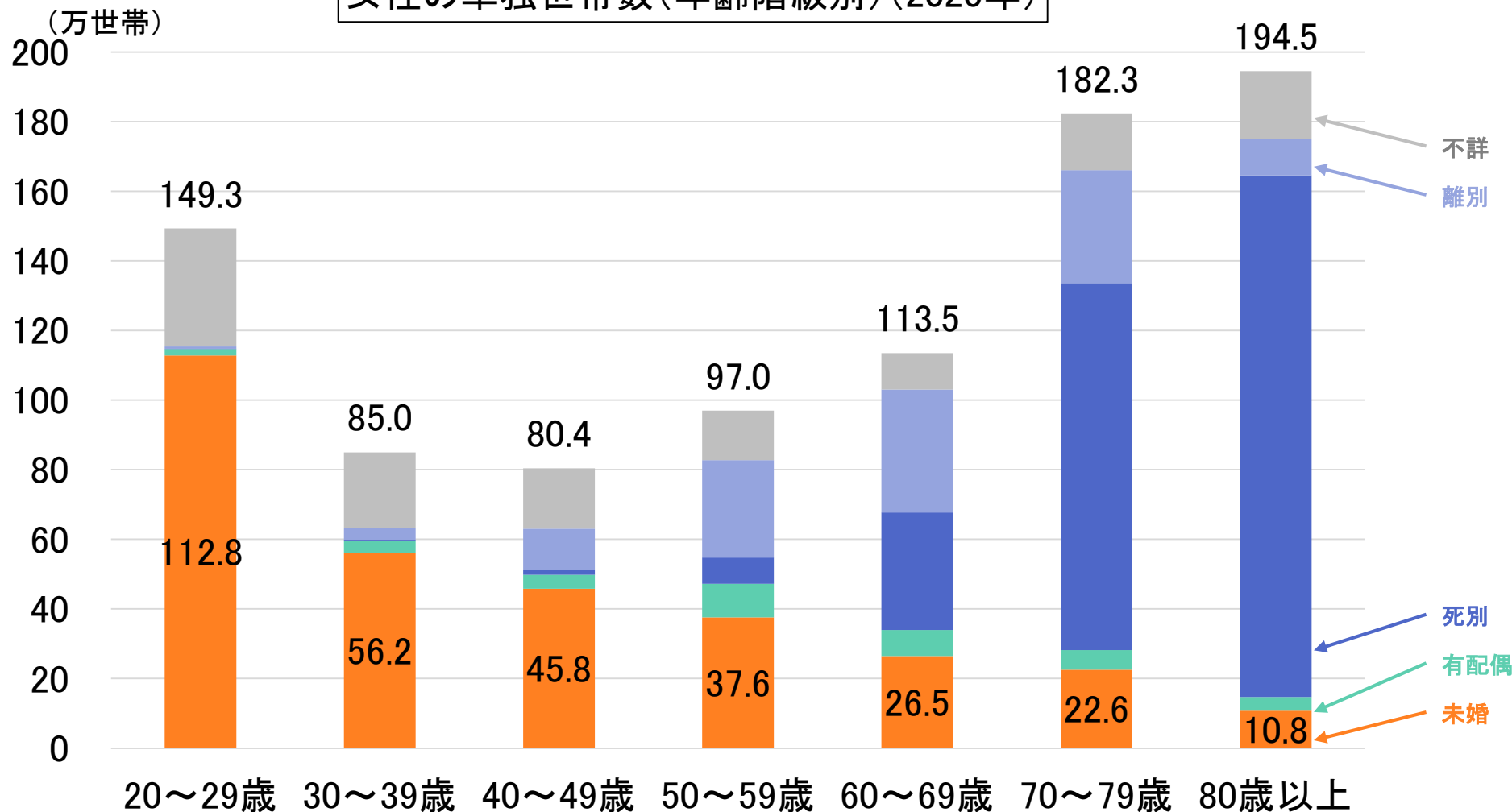
女性の単独世帯数（年齢階級別）（1985年）



女性の単独世帯数（年齢階級別）（2020年）

- 一般世帯数（5570万世帯）のうち、女性単独世帯（1021万世帯）は18.3%。
- 20歳以上について見ると、女性単独世帯は902万世帯、うち未婚は312万世帯。

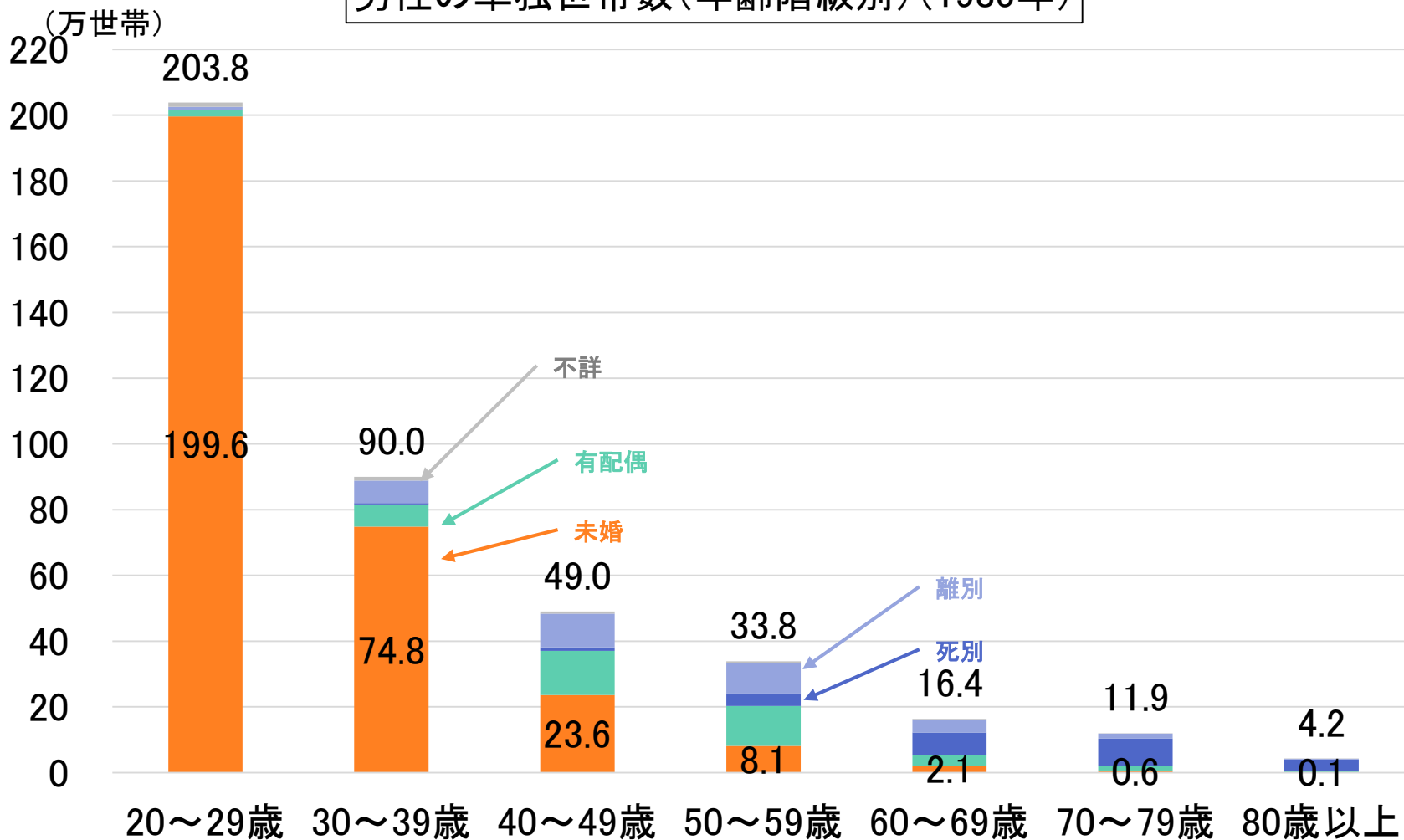
女性の単独世帯数（年齢階級別）（2020年）



男性の単独世帯数（年齢階級別）（1985年）

- 一般世帯数（3798万世帯）のうち、男性単独世帯（443万世帯）は11.7%。
- 20歳以上について見ると、男性単独世帯は409万世帯、うち未婚は309万世帯。

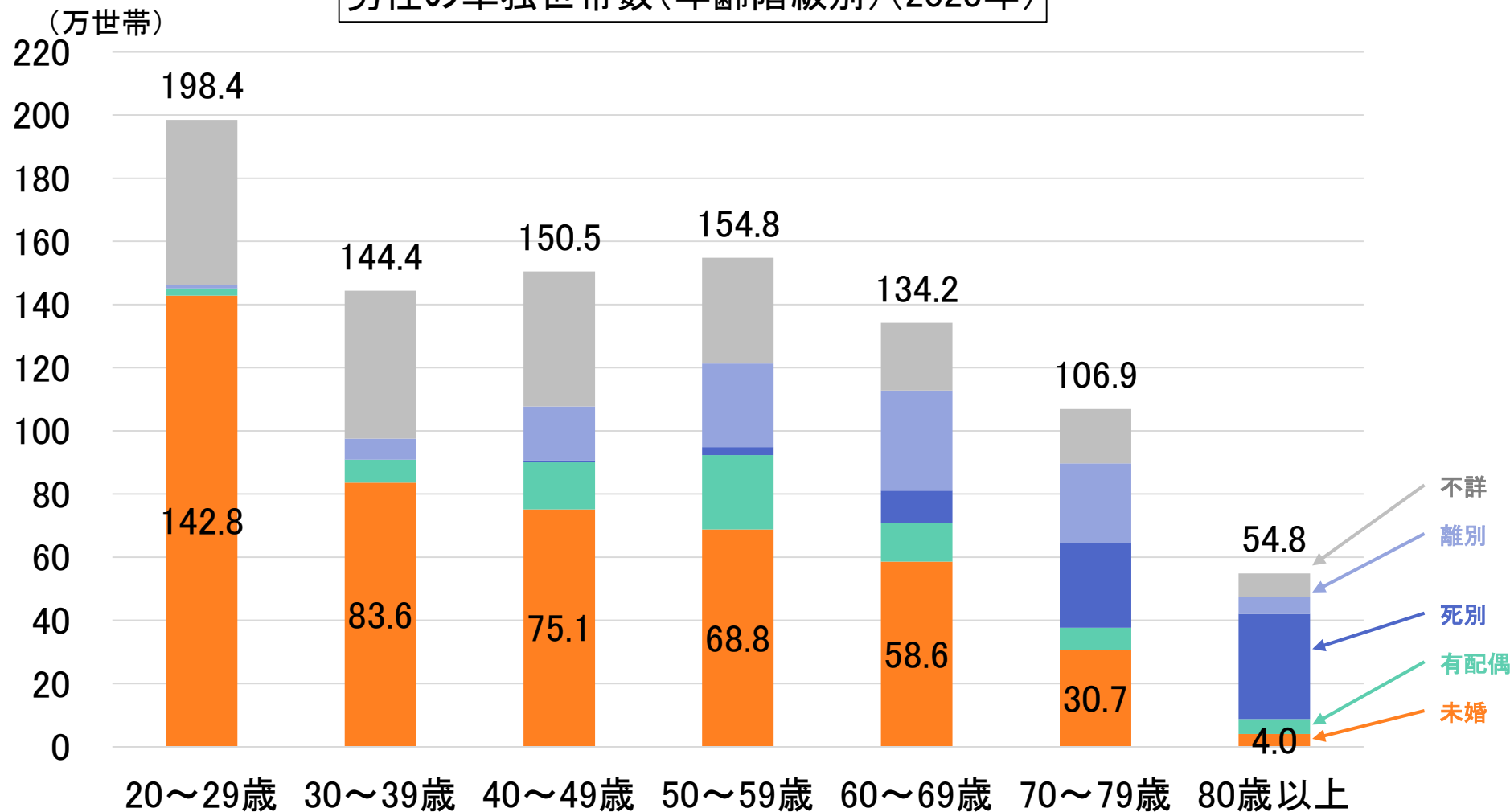
男性の単独世帯数（年齢階級別）（1985年）



男性の単独世帯数（年齢階級別）（2020年）

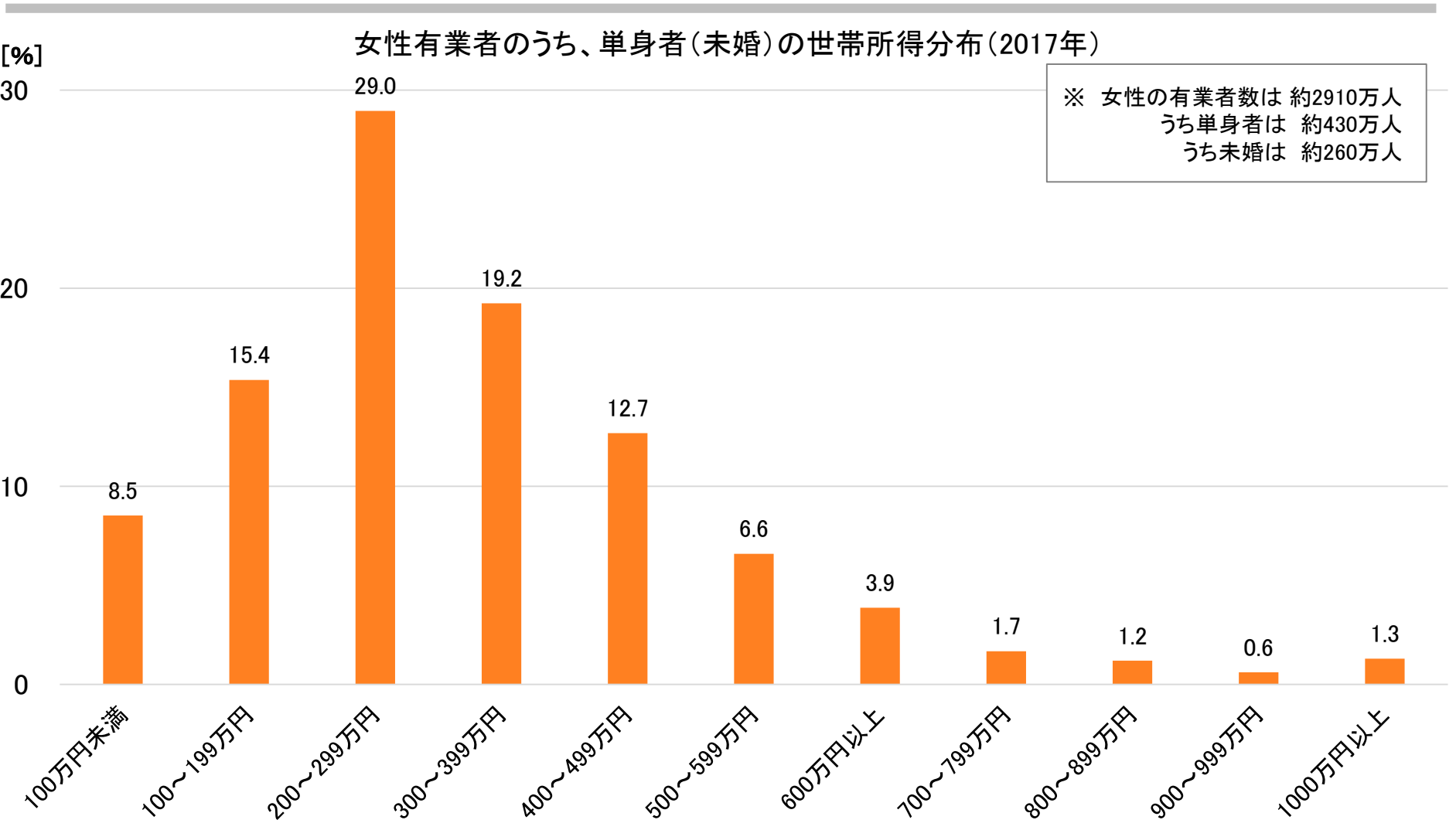
- 一般世帯数（5570万世帯）のうち、男性単独世帯（1094万世帯）は19.6%。
- 20歳以上について見ると、男性単独世帯は944万世帯、うち未婚は464万世帯。

男性の単独世帯数（年齢階級別）（2020年）



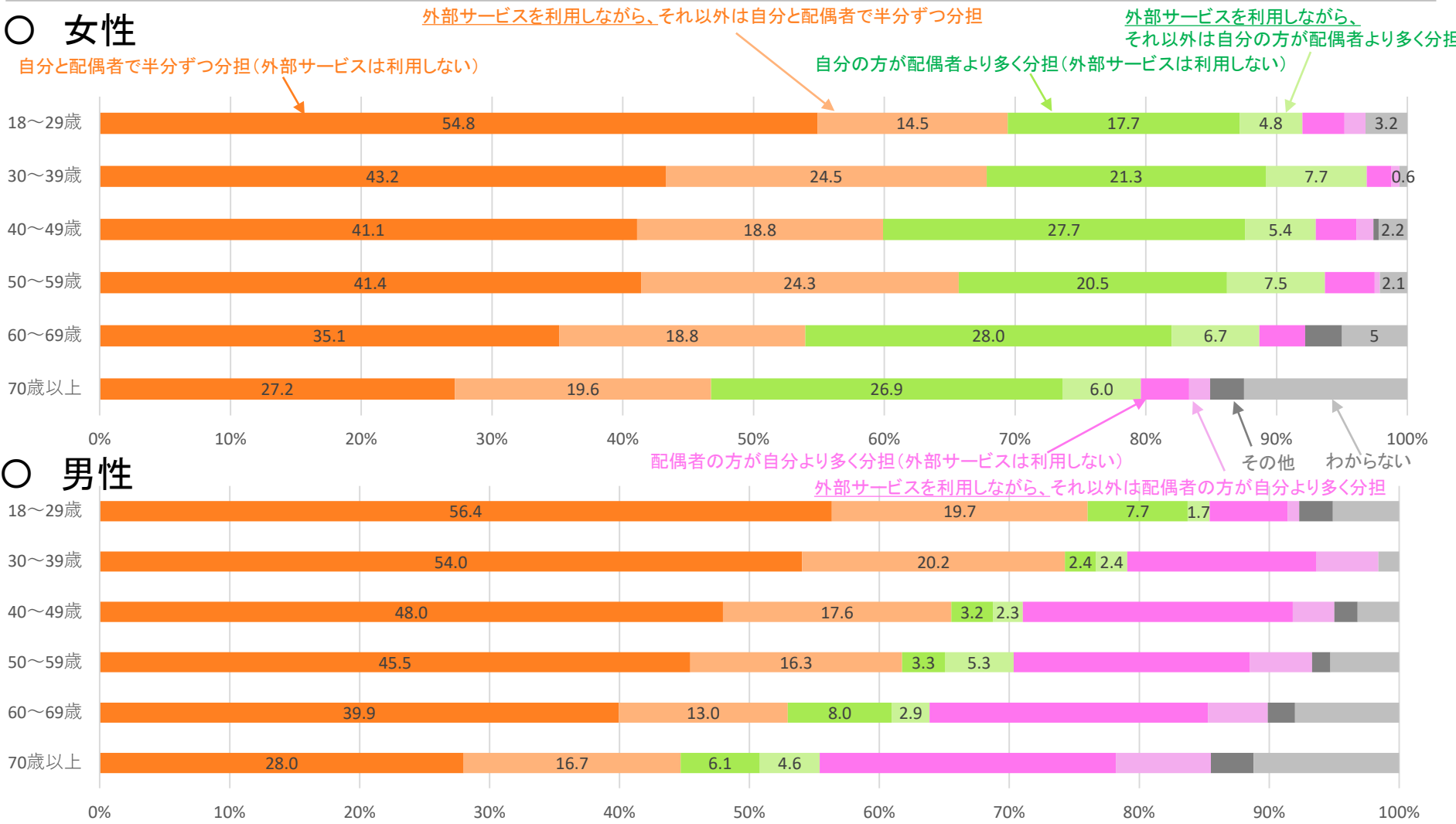
女性有業者のうち、単身者（未婚）の世帯所得分布（2017年）

・ 女性有業者のうち、単身者（未婚）の23.9%は、世帯所得が200万円未満である。



（備考）総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成。

- 男女とも、若い年代ほど、「家事を配偶者と半分ずつ分担したい」と考える割合が高い傾向にある。
- 20～30代の男性の7割以上が、「家事を配偶者と半分ずつ分担したい」と考えている。



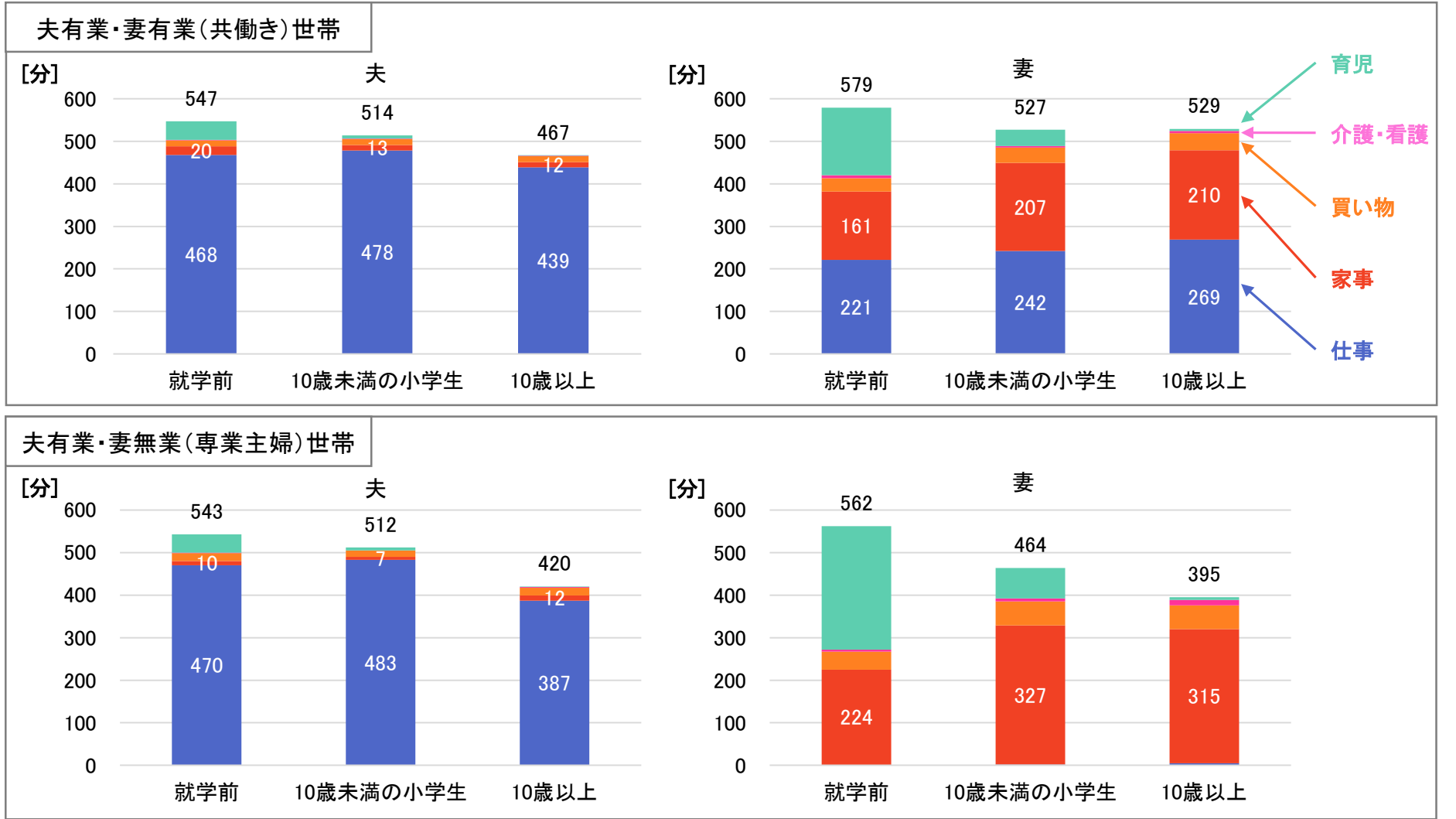
(備考) 1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月)より作成。

2. 設問はQ9「あなたは、育児、介護などの家庭で担われている役割について、あなたと配偶者でどのように分担したいと思いますか。あなたが育児、介護などをしている、していないに関わらず、保育所、訪問介護、家事代行など外部サービスの利用も含め、(ア)から(カ)の中からあなたの気持ちに最も近いものを1つだけお答えください。なお、配偶者のいない方も、配偶者がいることを想定してお答えください。(3)育児・介護以外の家事についてはどうでしょうか。」

52

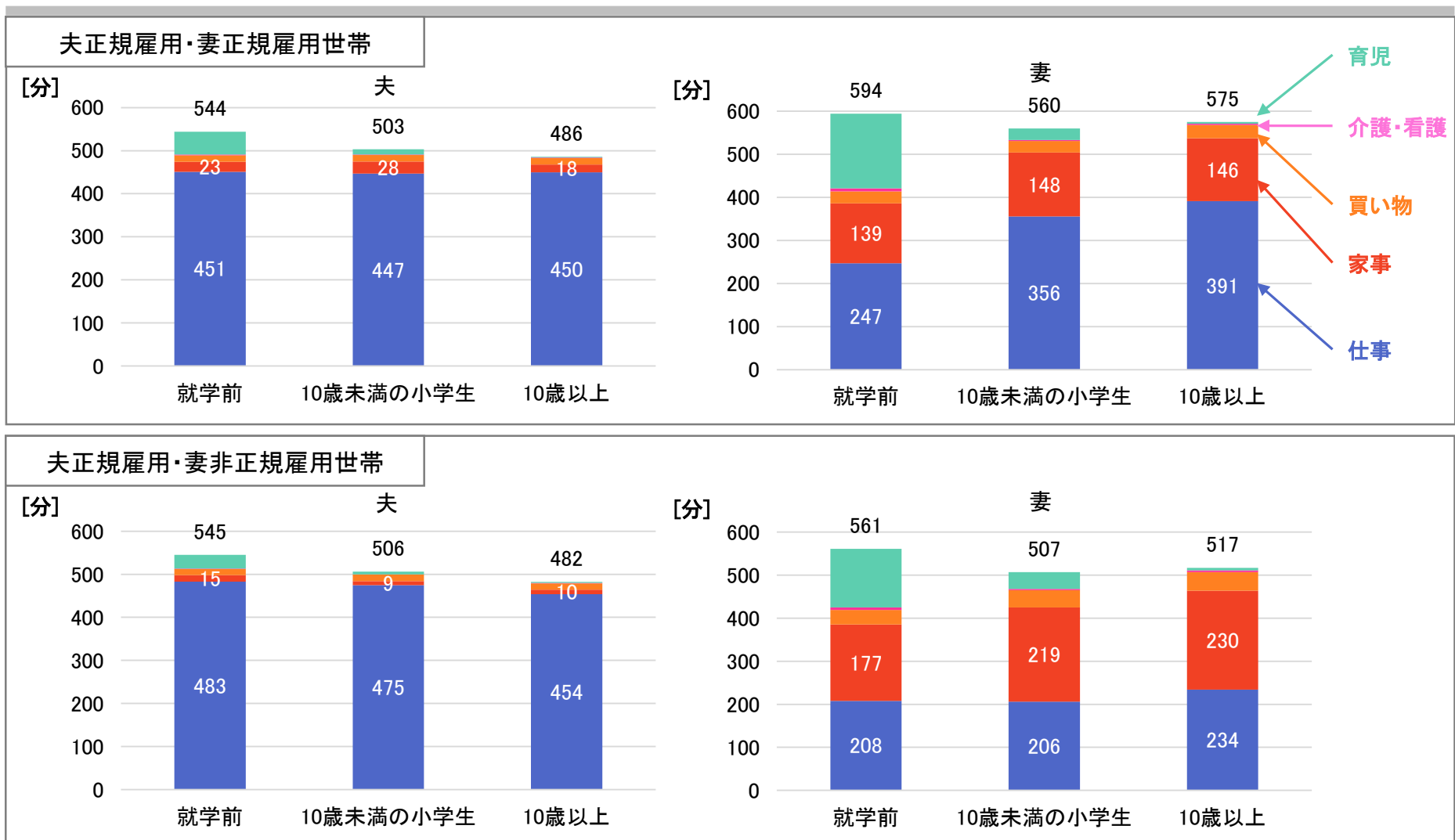
夫婦の仕事時間、家事・育児関連時間（末子の年齢別）（2016年）

- 妻の就業の有無に関わらず、夫の家事・育児時間は妻に比べて短い。
- 妻の家事時間は、末子の年齢が上がるにつれて、長くなる傾向。



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
2. 「家事・育児関連時間」は、「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計（週全体）。

- 共働き世帯について見ると、妻の雇用形態に関わらず、夫の家事・育児時間は妻に比べて短い。

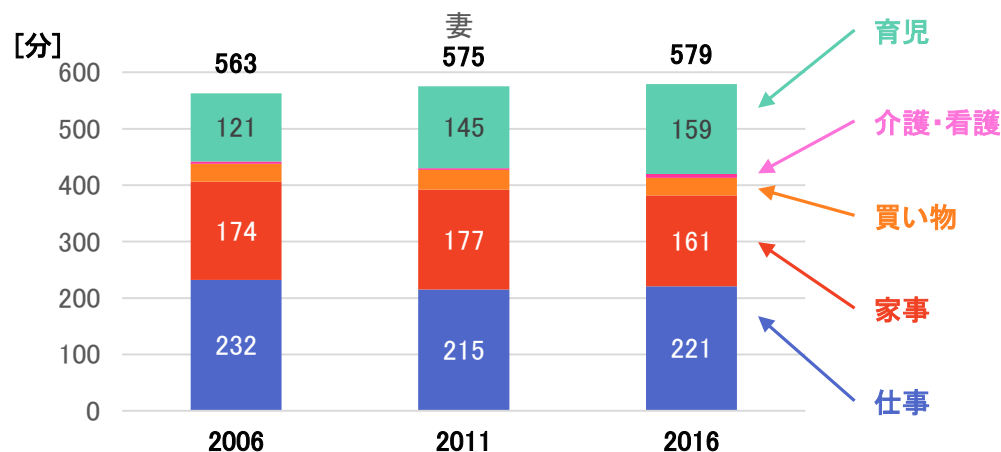
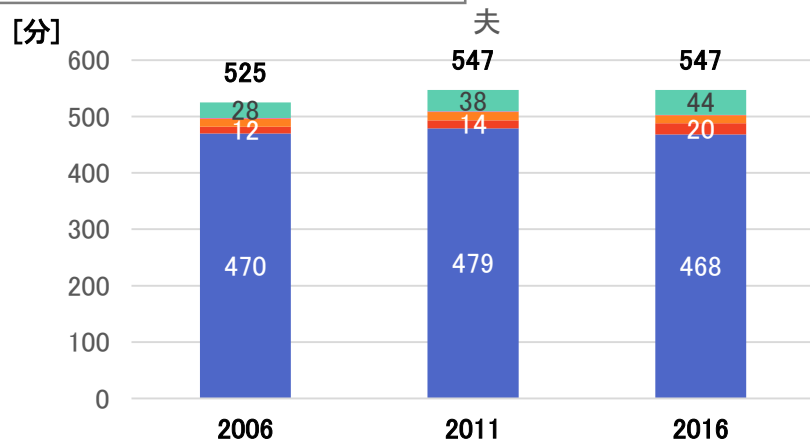


- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2. 非正規雇用とは、「正規の職員・従業員」以外の雇用されている人で、
 具体的には、「パート」「アルバイト」「契約社員」「嘱託」「労働者派遣事務所の派遣社員」「その他」を指す。
 3. 家事・育児関連時間は、「家事」、「買い物」、「介護・看護」、「育児」の合計（週全体）。

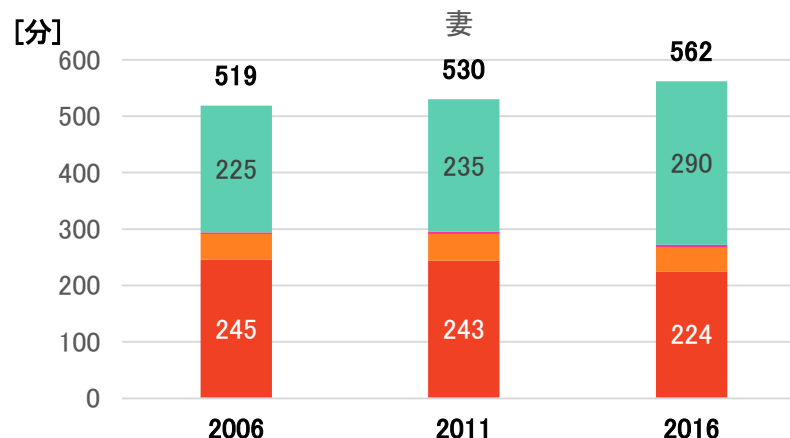
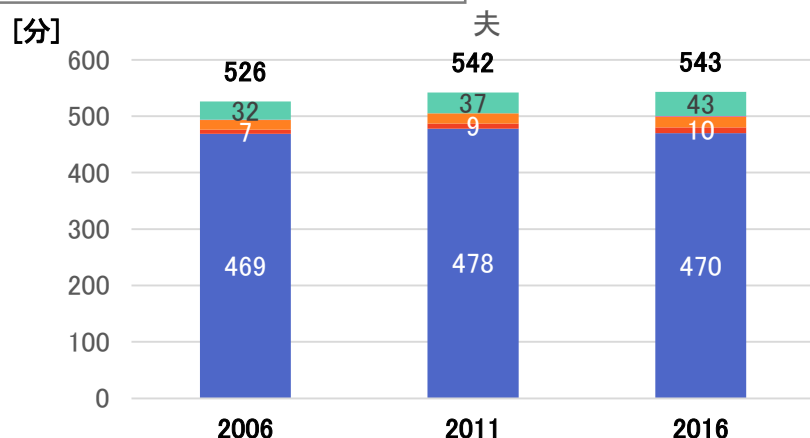
末子が就学前の夫婦の仕事時間、家事・育児関連時間（5年ごとの推移）

- 妻の就業の有無に関わらず、夫の家事時間は増加し、育児時間も増加している。
妻の家事時間は減少しているが、育児時間が増加している。

夫有業・妻有業（共働き）世帯



夫有業・妻無業（専業主婦）世帯



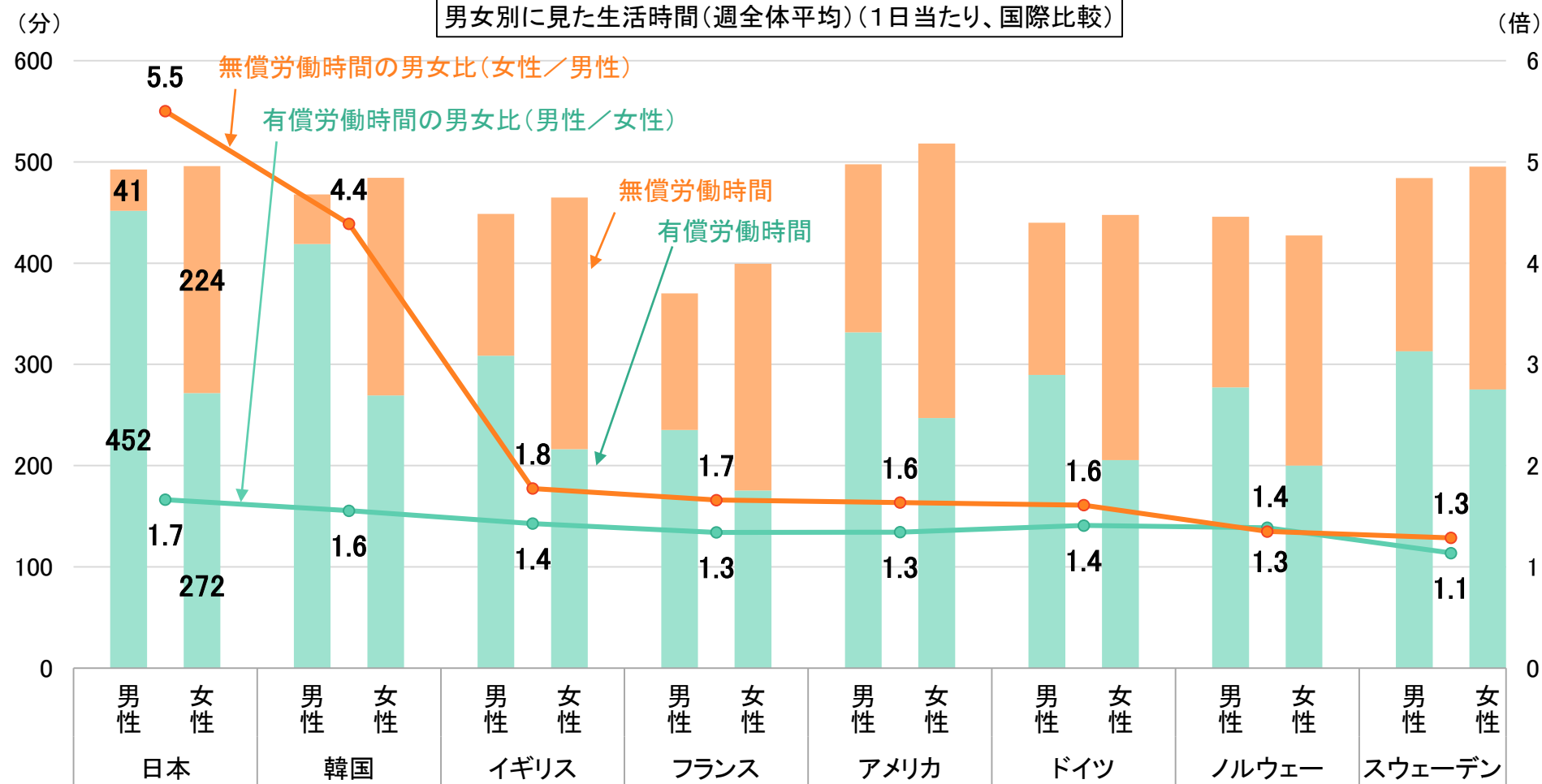
（備考） 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。

2. 「家事・育児関連時間」は、「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計（週全体）。

男女別に見た生活時間（週全体平均）（1日当たり、国際比較）

図-56

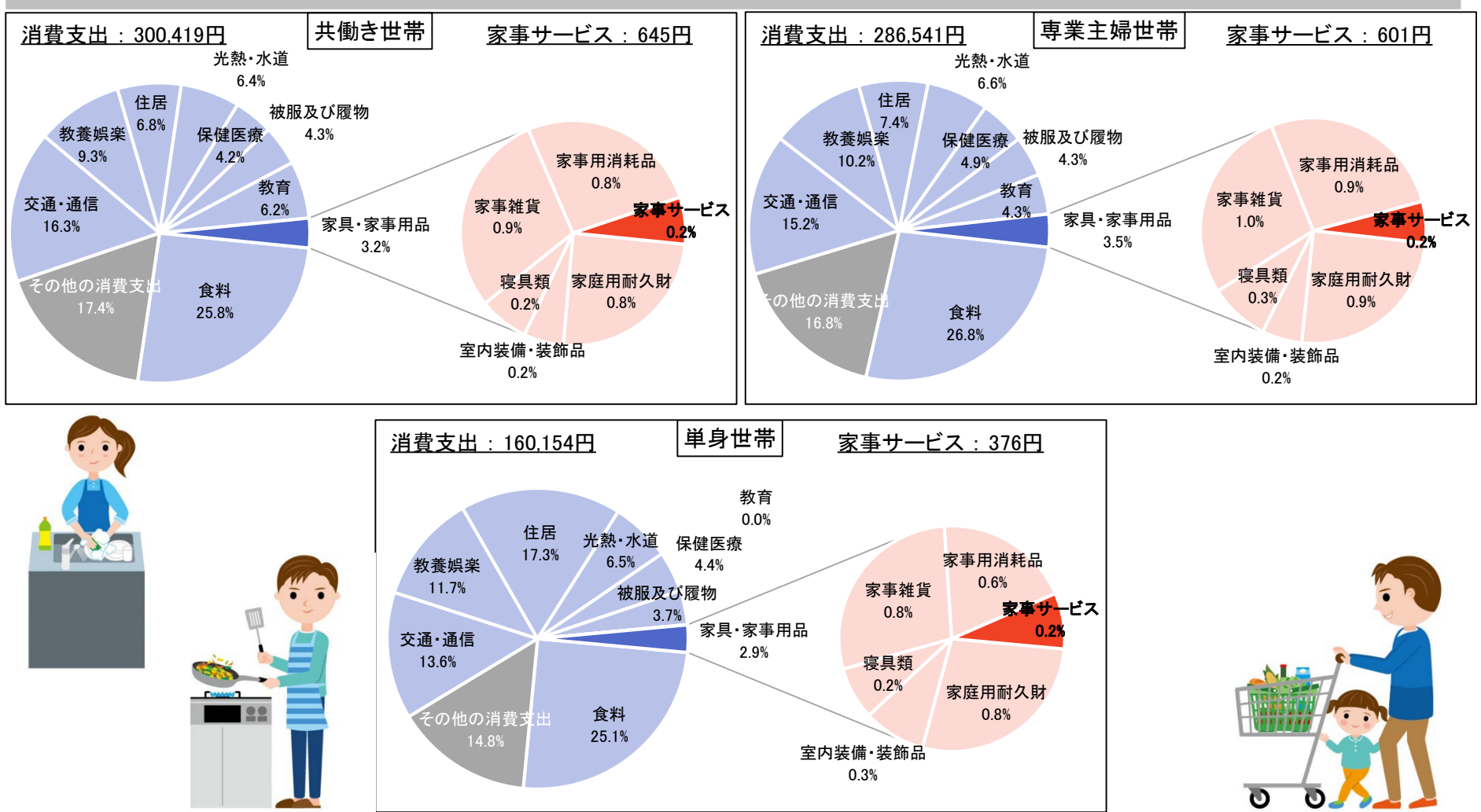
・国際比較をすると、日本の男性の労働時間は長い一方、家事・育児などの無償労働時間は女性に大きく偏っている。



- （備考）
1. OECD「Balancing paid work, unpaid work and leisure」(2021)より作成。
 2. 有償労働は、「paid work or study」に該当する生活時間、無償労働は「unpaid work」に該当する生活時間。
 3. 「有償労働」は、「有償労働(すべての仕事)」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学業関連行動」の時間の合計。「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。
 4. 日本は2016年、韓国は2014年、イギリスは2014年、フランスは2009年、アメリカは2019年、ドイツは2012年、ノルウェーは2010年、スウェーデンは2010年の数値。

消費支出に占める家事サービスの支出額の割合（2019年）

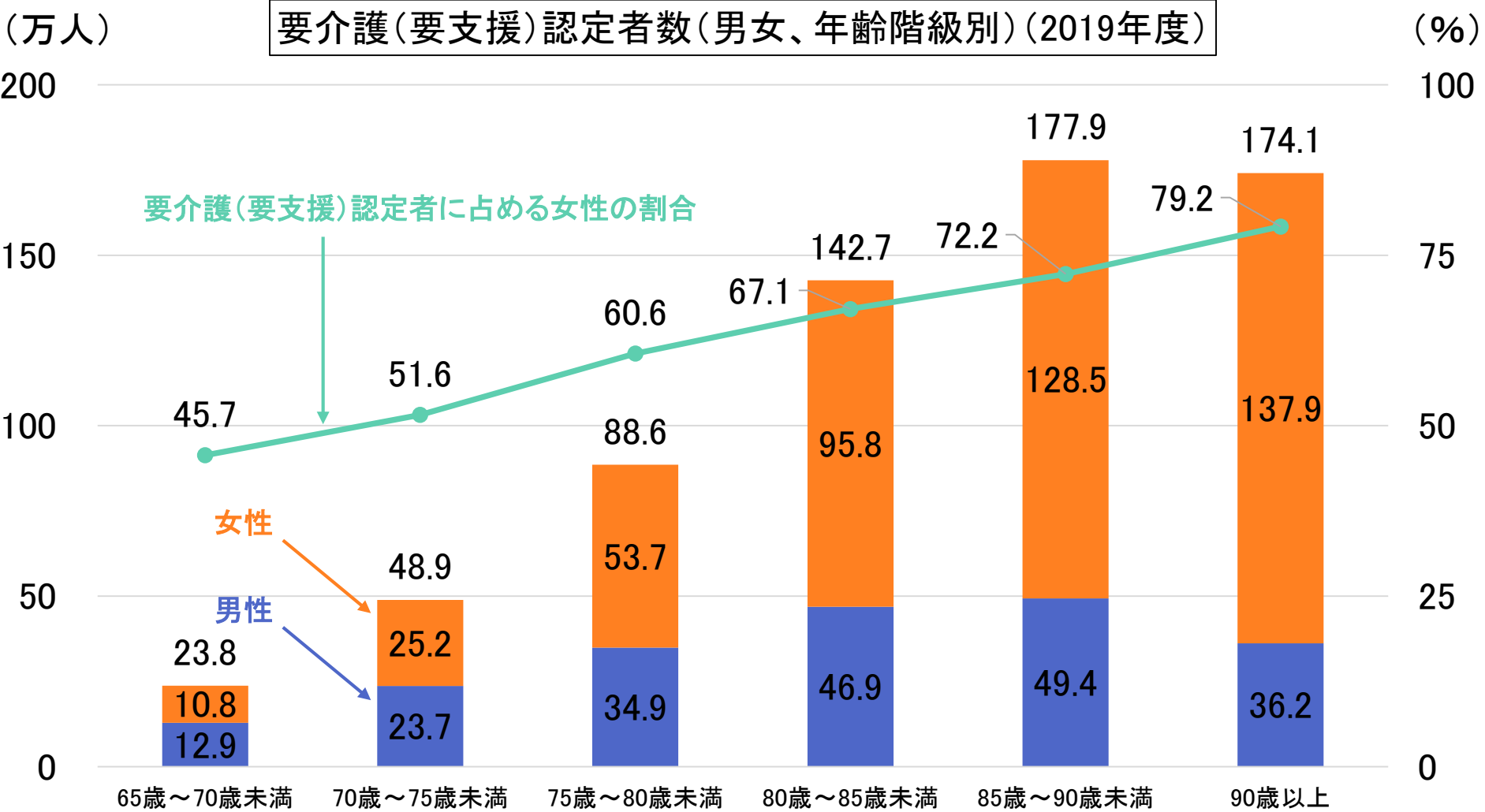
・ 1世帯当たり1か月間の消費支出に占める家事サービスの支出額は1%未満。



(備考) 1. 総務省「2019年全国家計構造調査」より作成。
2. 「家事サービス」とは、「家事代行料」、「清掃代」及び「家具・家事用品関連サービス」の合計。
3. 「共働き世帯」とは、夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供のみの世帯で、世帯主の配偶者が女、世帯主が勤労者、配偶者が勤労者の世帯を指す。
4. 「専業主婦世帯」とは、夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供のみの世帯で、世帯主の配偶者が女、世帯主が勤労者、配偶者が無職の世帯を指す。

要介護（要支援）認定者数（男女、年齢階級別）（2019年度）

- 年齢階級が上がるにつれて、要介護（要支援）認定者に占める女性の割合が高くなる。

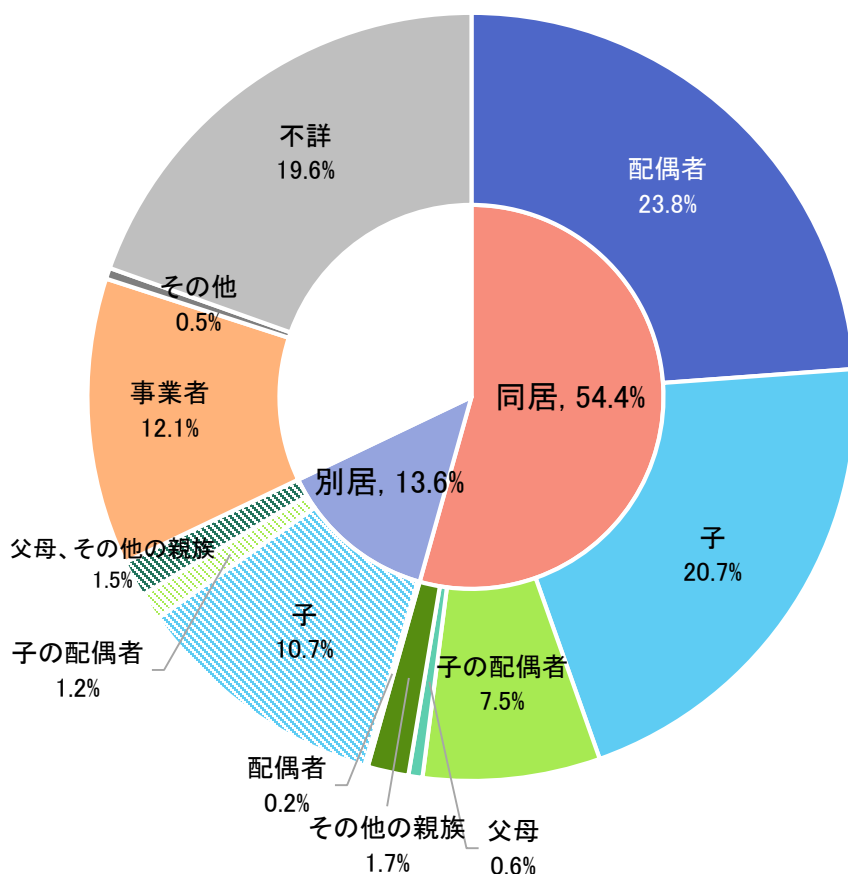


（備考） 1. 厚生労働省「令和元年度介護保険事業状況報告」より作成。
2. 第1号被保険者で要介護（要支援）認定を受けている者についてグラフ化。

主な介護者の状況（2019年）

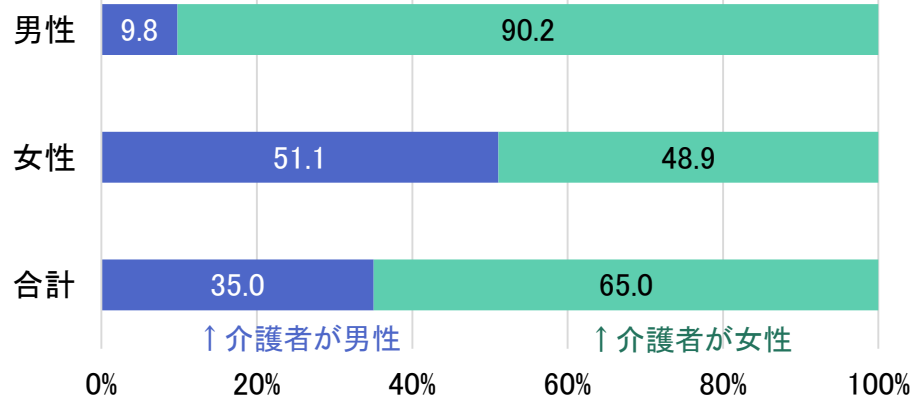
- 主な介護者の要介護者等との続柄をみると、「同居の配偶者」が23.8%で最も多く、次いで「同居の子」が20.7%となっている。
- また、同居の主な介護者を男女別にみると、男性35.0%、女性65.0%と女性が多い。また、年齢階級別にみると、男女とも「60～69歳」が最も多くなっている（男性28.5%、女性31.8%）。

主な介護者の構成割合（要介護者等との続柄別）（2019年）

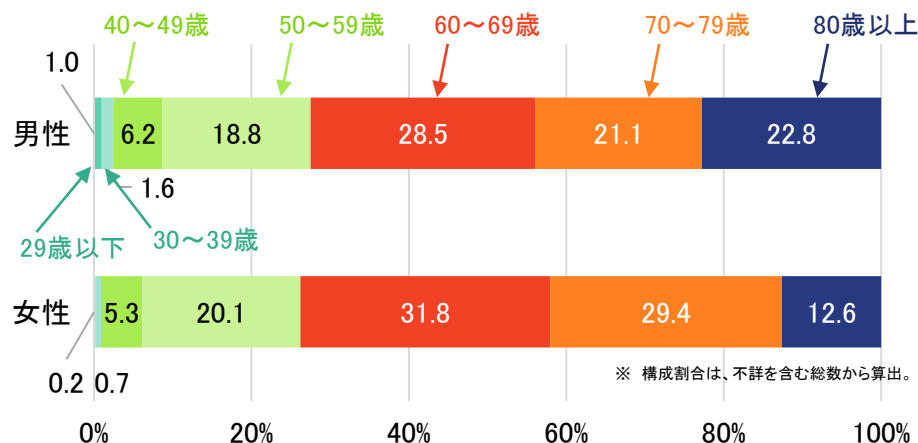


同居の主な介護者の男女別構成割合（要介護者等の男女別）（2019年）

<要介護者等の男女別>



同居の主な介護者の構成割合（介護者の男女、年齢階級別）（2019年）

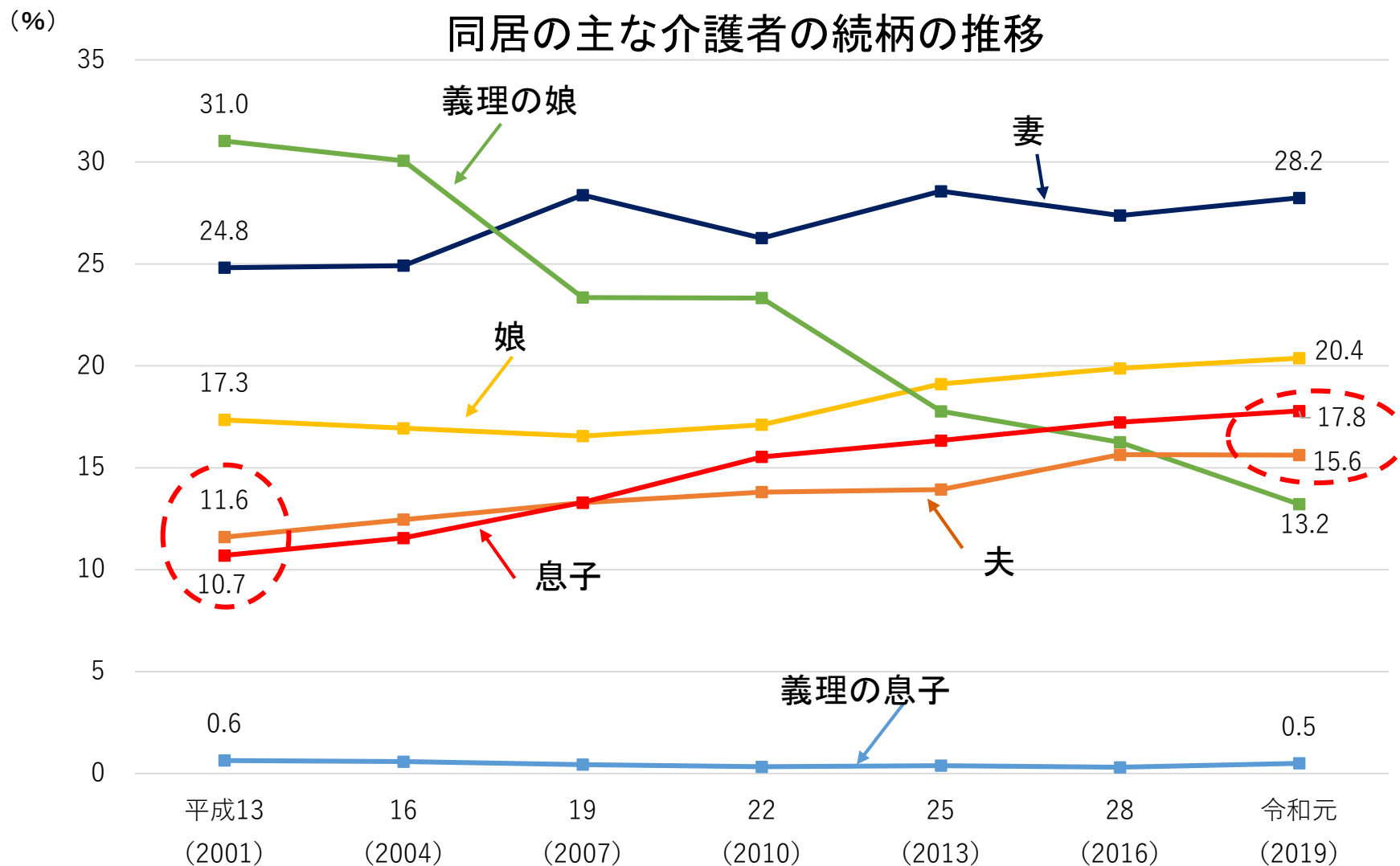


（備考）1. 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」より作成。

2. 「要介護者等」とは、介護保険法の要支援又は要介護と認定された者のうち在宅の者のことをいう。

男性介護者の増加

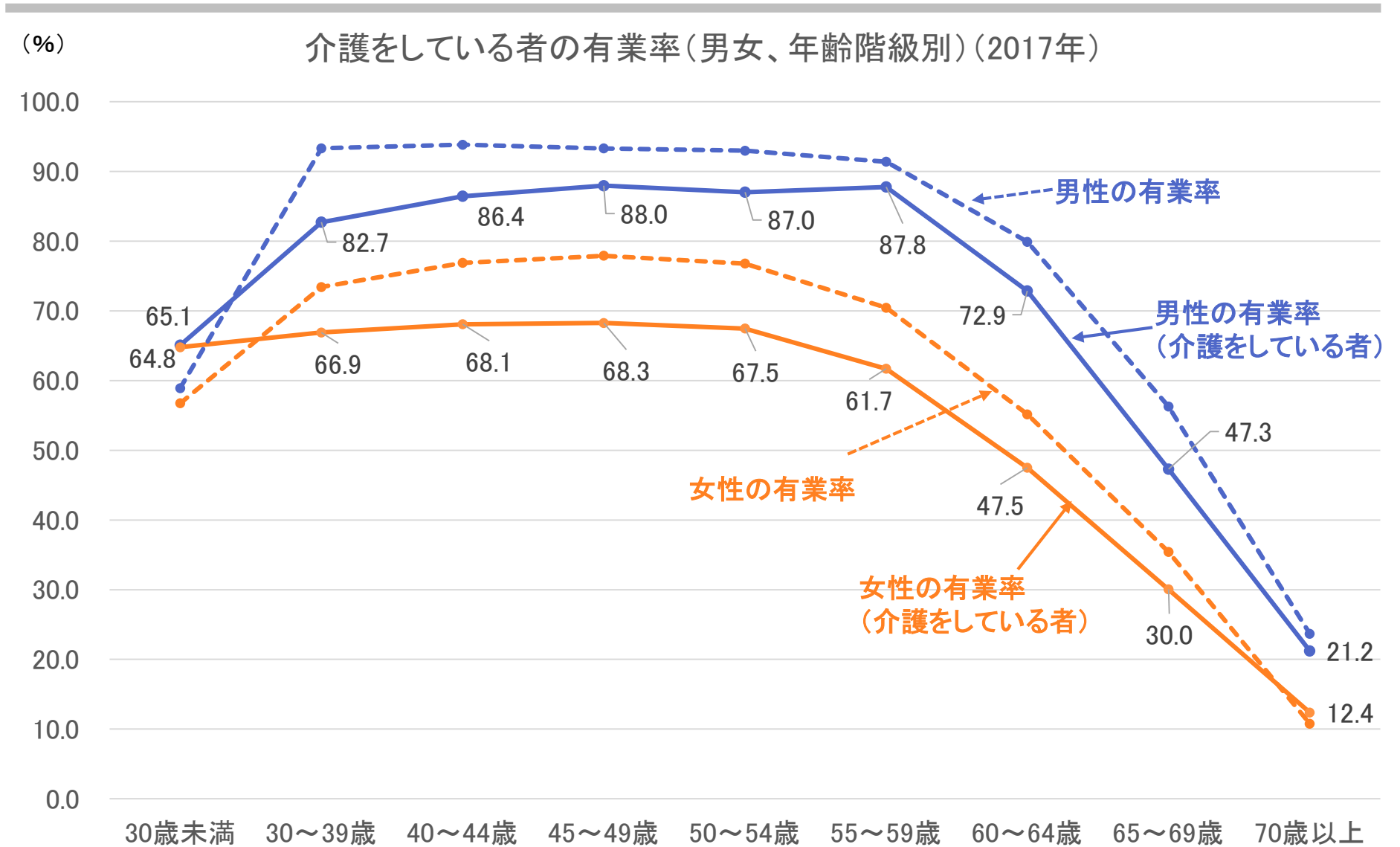
- ・同居の家族介護者に占める義理の娘の割合は、この20年で大きく低下。
- ・夫・息子の介護者が増加。特に介護する息子の増加幅が大きい。



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

介護をしている者の有業率(男女、年齢階級別)(2017年)

- 介護をしている者について、年齢階級別に有業率をみると、男性は45～49歳が88.0%と最も高く、次いで55～59歳(87.8%)となっている。



(備考) 総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成。

介護・看護のために過去1年間に前職を離職した者 (男女、年齢階級別) (2017年)

- 過去1年間(2016年10月～2017年9月)に「介護・看護のため」に前職を離職した者を年齢階級別に見ると、男女共に55～64歳が最も多い。

介護・看護のために過去1年間に前職を離職した者 (男女、年齢階級別) (2017年)

(万人)

3

	男性	女性
過去1年間に前職を離職した者の総数	2,383,600人	3,071,100人
うち離職理由が介護・看護の者 (総数に占める割合)	24,000人 1.0%	75,100人 2.4%

2

1

0

15～24歳

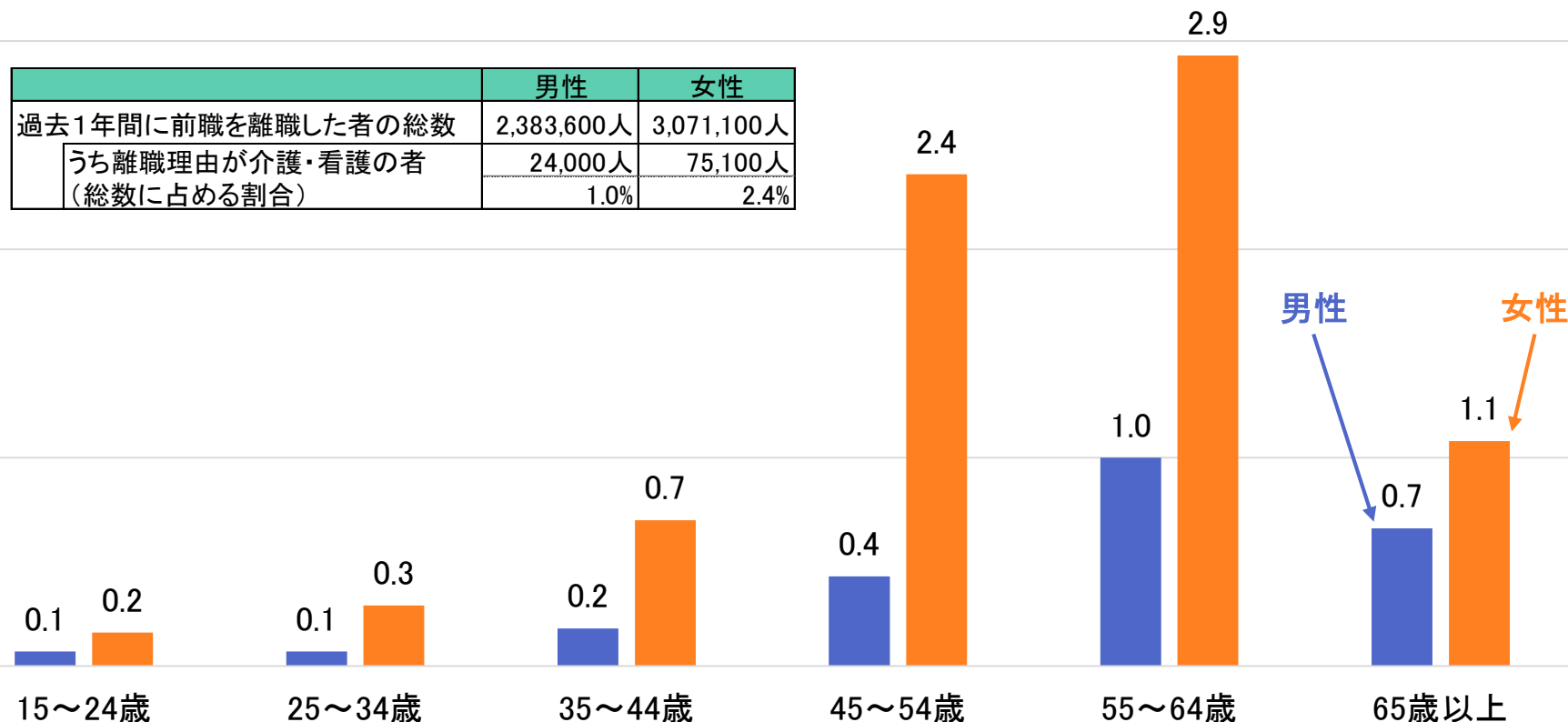
25～34歳

35～44歳

45～54歳

55～64歳

65歳以上



(備考) 1. 総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成。

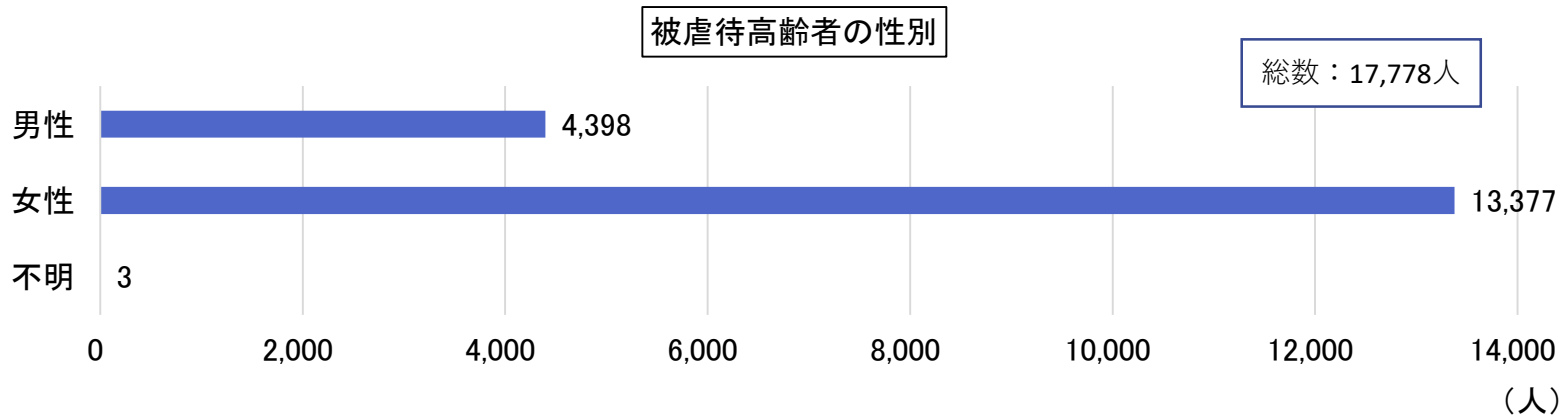
2. 「前職を離職した者」とは、収入になる仕事を辞めた者のこと。

3. 「離職理由」には、「介護・看護のため」以外に、「会社倒産・事業所閉鎖のため」、「雇用契約の満了のため」、「自分に向かない仕事だった」など全15区分ある。

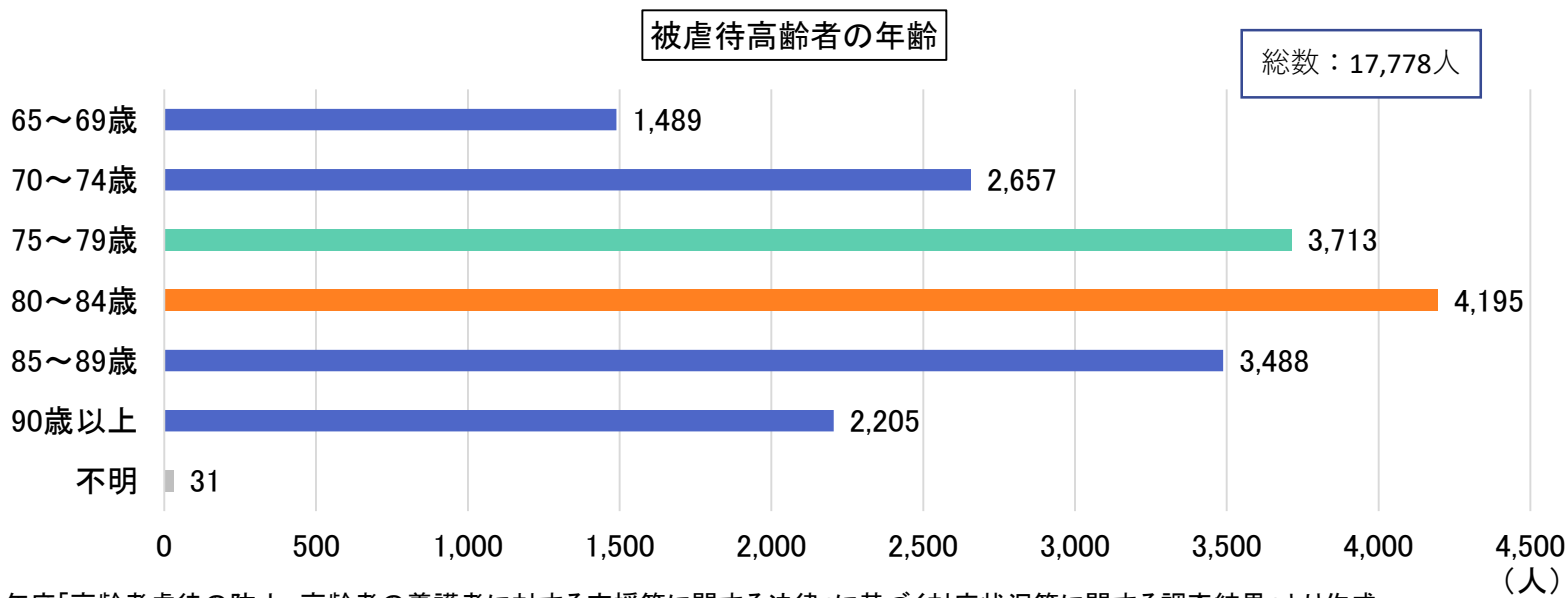
養護者による高齢者虐待の状況（被虐待高齢者の状況）

- 被虐待高齢者の性別は、男性が24.7%、女性が75.2%。
- 被虐待高齢者の年齢を見ると、80～84歳（23.6%）と最も多く、次いで75～79歳（20.9%）となっている。

性別	割合
男性	24.7%
女性	75.2%
不明	0.0%



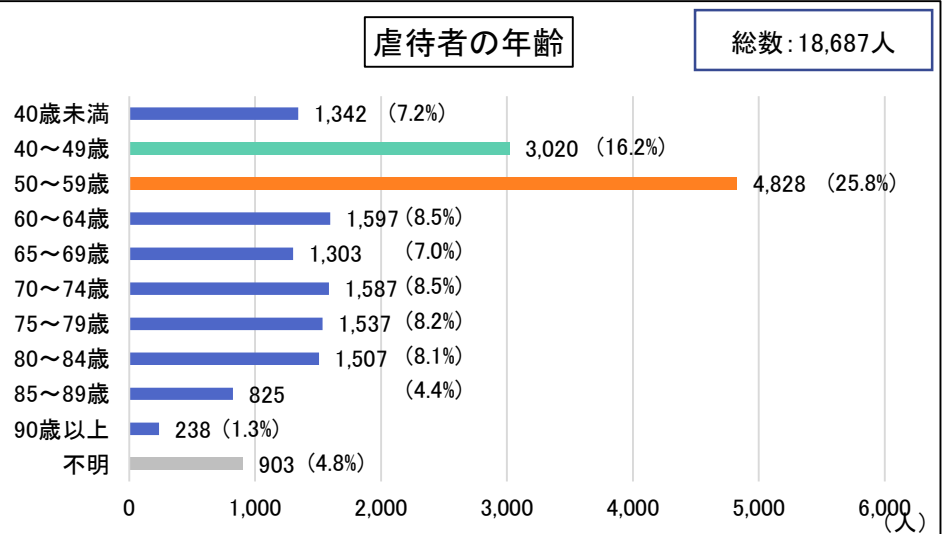
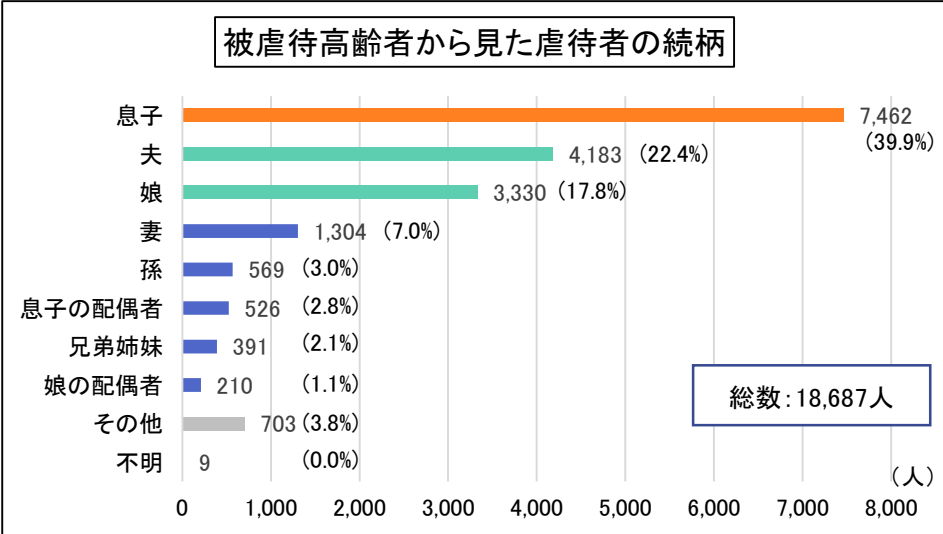
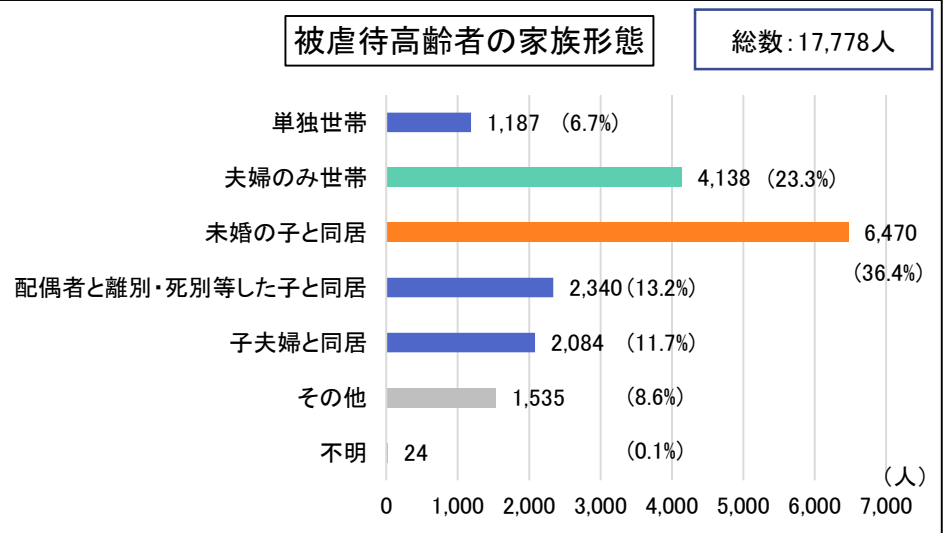
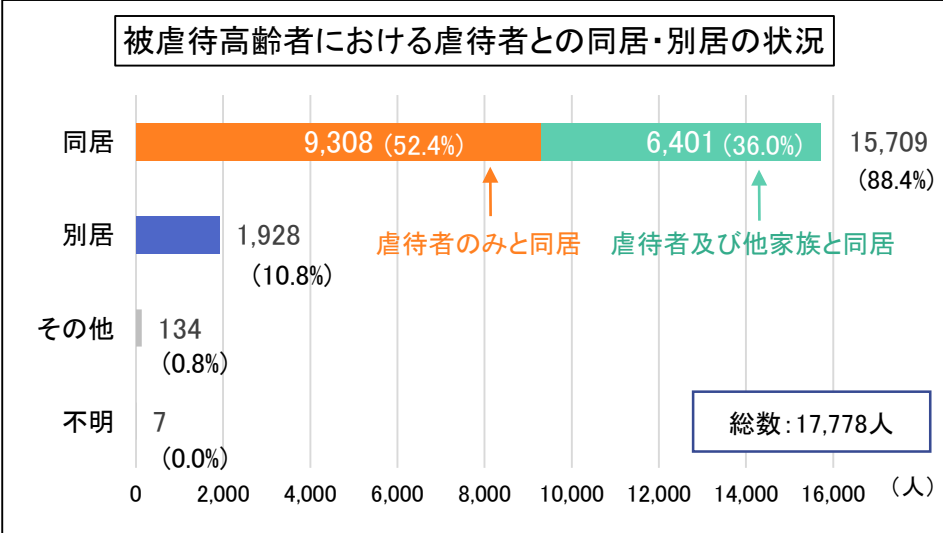
年齢	割合
65～69歳	8.4%
70～74歳	14.9%
75～79歳	20.9%
80～84歳	23.6%
85～89歳	19.6%
90歳以上	12.4%
不明	0.2%



（備考）厚生労働省「令和2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」より作成。

養護者による高齢者虐待の状況（虐待者の状況）

- 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況を見ると、虐待者のみと同居（52.4%）が最も多い。
- 被虐待高齢者の家族形態を見ると、未婚の子と同居（36.4%）が最も多く、次いで夫婦のみ世帯（23.3%）となっている。
- 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄を見ると、息子（39.9%）が最も多く、次いで夫（22.4%）、娘（17.8%）となっている。
- 虐待者の年齢を見ると、50～59歳（25.8%）が最も多く、次いで40～49歳（16.2%）となっている。



（備考）厚生労働省「令和2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」より作成。